

令和8年3月19日(木)13:30～15:30
防長苑 1階「白鳳」

令和7年度 第2回 山口地域職業能力開発促進協議会 配席表

山口労働局		会長(座長)	山口県産業労働部	
日本労働組合総連合会 山口県連合会			山口県職業能力開発協会	出入口
山口県経営者協会			株式会社 ニチイ学館 徳山支店 (全国産業人能力開発団地連合会会員企業)	
山口県中小企業団体中央会			学校法人 YIC学院 社会事業部門	
有限会社 ビジネススクール・オカモト			一般社団法人 山口県専修学校各種学校協会	
国立大学法人 山口大学			山口県教育庁	出入口
山口公共職業安定所			国立大学法人 山口大学 教育・学生支援機構 キャリアセンター	
山口労働局職業安定部 職業安定課			公立大学法人 下関市立大学 リカレント教育センター	
			独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 山口支部	
事務局				
産業人材課主査 職業安定部長 訓練課長 高・障・求職者支援機構・求職者支援課長・ポリテクセンター所長・訓練課長				
労働政策課・産業人材課・訓練課 職員				

日 時：令和8年3月19日（木）

13時30分～15時30分

場 所：防長苑 1階 白鳳

令和7年度 第2回

山口地域職業能力開発促進協議会

山口労働局職業安定部訓練課
山口県産業労働部産業人材課

第2回 山口地域職業能力開発促進協議会 議事次第

日 時：令和8年3月19日（木）

13時30分～15時30分

場 所：防長苑 1階 白鳳

1 開 会

山口労働局長あいさつ

2 議 事

（1）地域の人材ニーズ等について

- ①山口労働局職業安定部職業安定課 課長 野上秀和
- ②学校法人Y I C学院 社会事業部門 部長 宮本直志
- ③国立大学法人 山口大学 教育・学生支援機構 キャリアセンター
教授 平尾元彦
- ④公立大学法人下関市立大学 リカレント教育センター
センター長・准教授 上野恵美

（2）令和8年度における公的職業訓練実施計画の策定について

（3）公的職業訓練効果検証ワーキンググループにおける効果・検証を実施する訓練分野について

（4）その他

3 閉 会

山口県産業労働部長あいさつ

✕ ㊦

令和7年度 第2回 山口地域職業能力開発促進協議会 出席者名簿

令和8年3月19日

区分		所属団体名	役 職	氏 名	備 考
第1号	公共職業能力開発施設を設置する市町村	なし			
第2号	職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体	山口県産業労働部	部 長	永田 明生	代理 産業人材課 課長 松田 恭明
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 山口支部	支部長	野口 洋平	
		山口県職業能力開発協会	専務理事	中谷 信夫	
		株式会社ニチイ学館 徳山支店 (全国産業人能力開発団体連合会会員企業)	支店長	矢野 由江	欠席
		学校法人Y I C学院 社会事業部門	部 長	宮本 直志	
		一般社団法人山口県専修学校各種学校協会	常務理事	松田 一宏	欠席
		山口県教育庁	理 事	渡邊 昭博	代理 高校教育課 教育調整監 古林 俊彦
		国立大学法人 山口大学 (教育・学生支援機構 キャリアセンター)	教 授	平尾 元彦	
		公立大学法人 下関市立大学 (リカレント教育センター)	センター長 准教授	上野 恵美	
		山口労働局	局 長	鈴木 輝美	
第3号	労働者団体	日本労働組合総連合会 山口県連合会	副事務局長	村田 尚之	
第4号	事業主団体	山口県経営者協会	理事事務局長	荒瀬 慎太郎	
		山口県中小企業団体中央会	専務理事	坂本 竜生	
第5号	職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体	有限会社ビジネススクール・オカモト	代表取締役	岡本 節子	
第6号	学識経験者	国立大学法人山口大学 経済学部	准教授	川村 一真	
第7号	その他関係機関が必要と認める者	山口公共職業安定所	所 長	高津 純子	
		山口労働局 職業安定部 職業安定課	課 長	野上 秀和	
事務局	山口県産業労働部産業人材課		主 査	堀 由宇也	
			主任主事	岸田 歩	
	山口県産業労働部労働政策課		主事	河原 菜々子	
			主事	藤原 麒麟	
	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 山口支部 山口職業能力開発促進センター		所 長	宮内 洋徳	
			訓練課長	帆足 雅晃	
	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 山口支部		求職者支援課長	豊田 芳樹	
	山口労働局 職業安定部		部 長	鈴木 卓	
	山口労働局 職業安定部 訓練課		課 長	須藤 淳子	
			課長補佐	古川 潤	
			地方職業安定監察官	三浦 厚人	
			一般職員	山根 一宏	

令和7年度 山口地域職業能力開発促進協議会 構成員名簿

区分		所属団体名	役 職	氏 名	備 考
第1号	公共職業能力開発施設を設置する市町村	なし			
第2号	職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体	山口県産業労働部	部 長	永田 明生	
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 山口支部	支部長	野口 洋平	
		山口県職業能力開発協会	専務理事	中谷 信夫	
		株式会社ニチイ学館 徳山支店 (全国産業人能力開発団体連合会会員企業)	支店長	矢野 由江	
		学校法人Y I C学院 社会事業部門	部 長	宮本 直志	
		一般社団法人山口県専修学校各種学校協会	常務理事	松田 一宏	
		山口県教育庁	理 事	渡邊 昭博	
		国立大学法人 山口大学 (教育・学生支援機構 キャリアセンター)	教 授	平尾 元彦	
		公立大学法人 下関市立大学 (リカレント教育センター)	センター長 准教授	上野 恵美	
		山口労働局	局 長	鈴木 輝美	
第3号	労働者団体	日本労働組合総連合会 山口県連合会	副事務局長	村田 尚之	
第4号	事業主団体	山口県経営者協会	理事事務局長	荒瀬 慎太郎	
		山口県中小企業団体中央会	専務理事	坂本 竜生	
第5号	職業紹介事業者若しくは特定募集情報 等提供事業者又はこれらの団体	有限会社ビジネススクール・オカモト	代表取締役	岡本 節子	
第6号	学識経験者	国立大学法人山口大学 経済学部	准教授	川村 一真	
第7号	その他関係機関が必要と認める者	山口公共職業安定所	所 長	高津 純子	
		山口労働局 職業安定部 職業安定課	課 長	野上 秀和	

令和7年度 第2回 山口地域職業能力開発促進協議会 配付資料一覧

- 資料1 山口地域職業能力開発促進協議会設置要綱
 山口職業訓練効果検証ワーキンググループ設置要綱

- 資料2 山口県の雇用情勢（令和8年1月分）
 求人・求職バランスシート（令和8年1月）

- 資料3 1 学校法人Y I C学院 社会事業本部
 2 国立大学法人 山口大学
 3 公立学校法人 下関市立大学 リカレント教育センター

- 資料4 令和8年度山口地域職業訓練実施計画（案）

- 資料5 公的職業訓練効果検証ワーキンググループの進め方

【参考資料】

- ・ 令和7年度山口地域職業訓練実施計画
- ・ 令和8年度山口地域職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案-2）
- ・ ハロートレーニング（公的職業訓練）に係る令和8年度当初予算案（厚生労働省作成）
- ・ ハロートレーニング周知のためのイベントへの出展について
- ・ 山口労働局訓練課公式Xアカウントの開設等について
- ・ プレスリリース
 「ハロトレデザインコンクール」表彰式を行います！
- ・ パンフレット「令和8年度 受検案内 技能検定」
- ・ リーフレット「熟練した技能者から技能・技術を学んでみませんか？」
 ～厚生労働省ものづくりマイスターのご案内～

山口地域職業能力開発促進協議会設置要綱

山口職業訓練効果検証ワーキンググループ設置要綱

【事務局】

山口地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 目的

山口労働局と山口県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条に基づき、山口県の区域において、地域の関係機関が参画し、以下の事項について協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。

①職業能力開発促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等

②雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 60 条の 2 第 1 項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等

2 名称

協議会の名称は、「山口地域職業能力開発促進協議会」とする。

3 構成員

（1）山口地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、以下に掲げる者を構成員とする。

①職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体

②労働者団体

③事業主団体

④職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体

⑤学識経験者

⑥山口県

⑦山口労働局

⑧その他関係機関が必要と認める者

（2）構成員の任期は、原則、任命（10 月 1 日）から 2 年とする。

ただし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

（3）協議会には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

（4）協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

4 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任し、任期は当該年度末までとする。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 協議会の開催

協議会は、原則として年2回以上開催する。

6 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 山口県における公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。
- (5) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

7 事務局

協議会の事務局は、山口労働局職業安定部及び山口県産業労働部に置く。

8 その他

- (1) 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月30日から施行する。

一部改正 令和5年10月27日（「7 事務局」機関名称の変更）

一部改正 令和6年3月14日（「1 目的」、「6 協議事項」）

一部改正 令和7年10月28日（「2 構成員」任期期間）

山口職業訓練効果検証ワーキンググループ設置要綱

1 目的

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることを目的とする。

2 WGの名称

WGの名称は、「山口職業訓練効果検証ワーキンググループ(略称:やまぐちWG)」とする。

3 やまぐちWGの構成メンバー

構成員は、以下の機関の所属する職員等とする。また、山口地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）の事務に従事する者として、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (1) 山口労働局職業安定部訓練課
- (2) 山口県産業労働部産業人材課
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部求職者支援課
- (4) 同上 訓練課
- (5) その他、やまぐちWGで必要と認める構成員が属する機関

4 やまぐちWGのリーダー

- (1) やまぐちWGにリーダーを置き、構成メンバーの中から選出する。
- (2) リーダーは、やまぐちWGで検証、協議する事項について、構成メンバーを招集し、意見を求めることができる。

5 やまぐちWGの開催

原則、月1回開催することとする。

6 協議事項

(1) 効果検証・分析

- ①公的職業訓練の訓練修了者、訓練修了者の採用企業及び訓練実施機関に対するヒアリングの実施（以下「7 やまぐちWGの具体的な進め方」参照）
- ②各種データの統計処理による分析

(2) 効果検証・分析を踏まえた検討

訓練カリキュラム等の改善促進策（案）等を検討し、協議会への報告事項を整理

(3) 協議会への報告

WGの効果検証結果及び訓練カリキュラムの改善促進策（案）等について、協議会に報告する。

7 やまぐちWGの具体的な進め方

(1) 検証対象コースの選定

① 予め協議会にて検証対象となる訓練分野を選定しておき、WGでは当該訓練分野の中で訓練修了者が比較的多い訓練コースを3コース（ただし、異なる訓練実施機関が実施するものとする。）以上選定する。

② 検証対象は、①で選定したコースの訓練実施機関と、各訓練コースにつき訓練修了者1人以上、当該訓練修了者を採用した採用企業1社以上とする。具体的には、3コースを選定すると、訓練実施機関3者、訓練修了者3人以上及び採用企業3社以上が対象となる。

なお、ヒアリングの対象とする訓練修了者の選定にあたっては、同一の性別又は年齢層に偏らないよう配慮すること。

その他、就職氷河期世代、就職困難者、ひとり親等といった様々な事情を抱える方々について検証することも有意義であることから、訓練修了者のうちの一人は、例えば離職期間が長い、離転職を繰り返している等の履歴のある者をできる限り選定することが望ましい。

(2) ヒアリングの内容等

① ヒアリングは直接又はwebのいずれでも差し支えない。

② ヒアリング内容は以下の項目を必須とし、協議会独自に質問項目を追加しても差し支えない。

ア 訓練実施機関へのヒアリング

- ・ 訓練実施にあたって工夫している点
- ・ 訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況
- ・ 訓練実施にあたっての国への要望、改善して欲しい点

イ 訓練修了者へのヒアリング

※訓練機関の接遇など、受講中の満足度ではないことに留意。

- ・ 訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの
- ・ 訓練内容のうち、就職後にあまり活用されなかったもの
- ・ 就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等

ウ 訓練修了者を採用した企業へのヒアリング

- ・ 訓練により得られたスキル、技能等のうち、採用後に役に立っているもの

- ・訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル、技能等
- ・訓練修了者の採用について、未受講者（未経験者）の採用の場合と比較して期待していること（同程度の経験等を有する者同士を比較。採用事例がない場合は想定）

（３）ヒアリングを踏まえた効果検証等

（２）のヒアリングを踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体において、訓練効果が期待できる内容及び訓練効果を上げるために改善すべき内容について整理する。

附則

令和５年１０月２７日 一部改正（機関名称の変更）

- ・ 山口県の雇用情勢（令和 8 年 1 月分）
- ・ 求人・求職バランスシート（令和 8 年 1 月）

報道関係者 各位

担 当	令和8年3月3日（火）		
	【照会先】		
	山口労働局職業安定部		
	職業安定課長	野上 秀和	
	労働市場係長	井上 誠	
	電話（083）995-0380		

山口県の雇用情勢（令和8年1月分）について

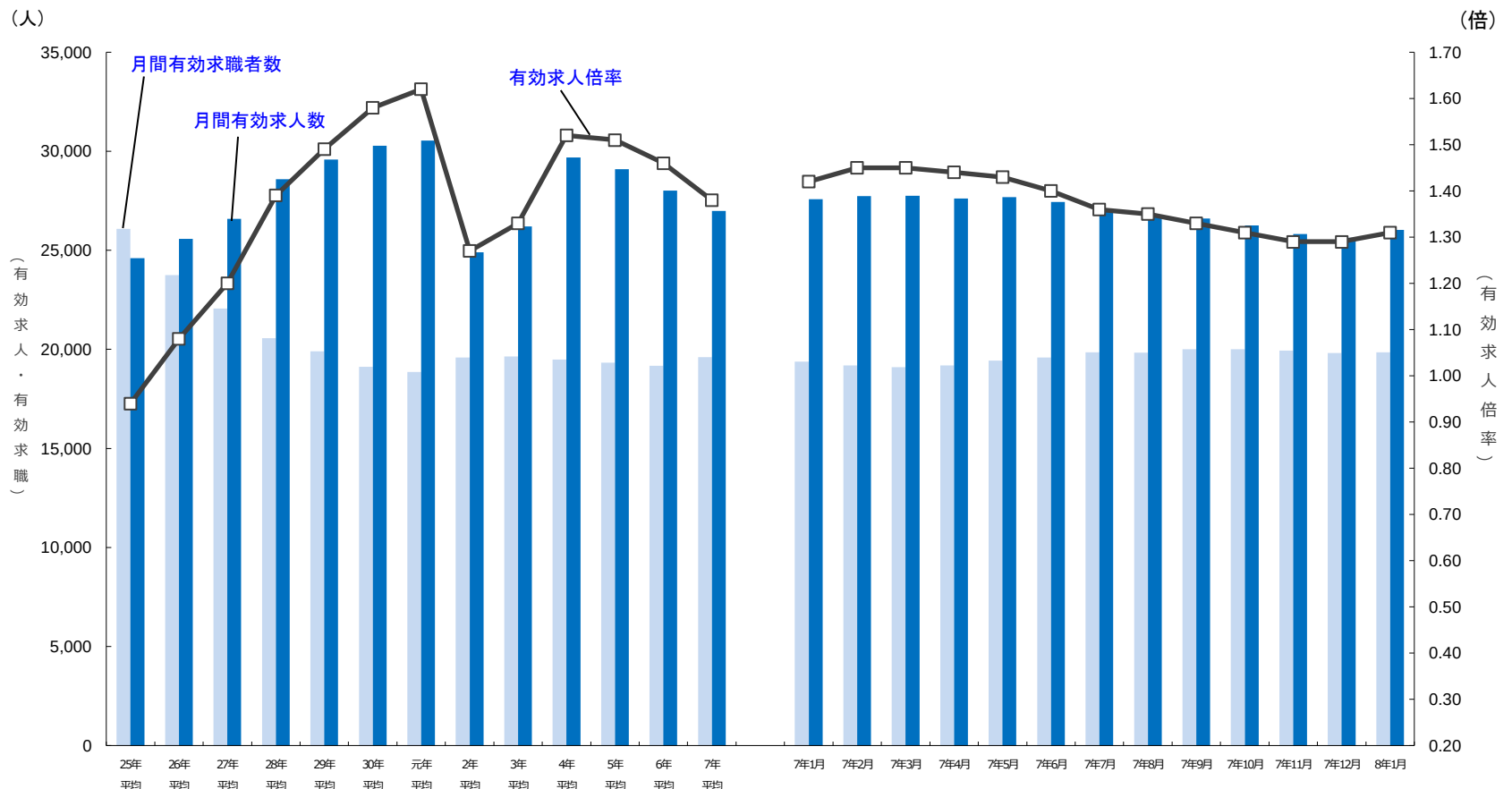
令和8年1月の有効求人倍率（受理地別・季節調整値）は1.31倍で、前月に比べて0.02ポイント上昇
有効求職者数（受理地別・季節調整値）は19,842人で、前月比0.1%増加
有効求人数（受理地別・季節調整値）は26,030人で、前月比1.6%増加

【令和8年1月の基調判断】

県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、求人の一部に弱さがみられる。
物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。

（3か月連続で判断維持）

求人、求職及び求人倍率の推移



※1 月別の数値は季節調整値である。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

※2 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

令和8年1月

※1 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和7年12月以前の数値は令和8年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

※2 ▲は減少、pはポイントである。

※3 全数＝（一般：パートタイムを除く常用及び臨時＋季節）＋（パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム）である。

※4 常用＝雇用契約において雇用期間の定めがない又は4か月以上の雇用期間が定められているもの。（季節労働を除く。）

※5 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第 1 表-2 一般職業紹介状況（新規学卒者を除く）

令和8年1月

	年月	項目	令和8年1月	令和7年12月	令和7年1月	対前年同月 増減率、差	対 前 月 増減率、差
パート タイム を 除 く 常 用	21	月間有効求職者数	10,675	10,441	10,393	2.7%	2.2%
	22	新規求職申込件数	2,803	2,045	2,811	▲ 0.3%	37.1%
	23	月間有効求人数	15,852	15,671	16,942	▲ 6.4%	1.2%
	24	新規求人数	6,021	5,308	6,159	▲ 2.2%	13.4%
	25	紹介件数	1,903	1,740	1,940	▲ 1.9%	9.4%
	26	就職件数	618	683	597	3.5%	▲ 9.5%
	27	充足数	582	644	558	4.3%	▲ 9.6%
	28	就職率	22.0	33.4	21.2	0.8P	▲ 11.4P
	29	充足率	9.7	12.1	9.1	0.6P	▲ 2.4P
正 社 員	30	月間有効求職者数	10,675	10,441	10,393	2.7%	2.2%
	31	新規求職申込件数	2,803	2,045	2,811	▲ 0.3%	37.1%
	32	月間有効求人数	14,261	14,063	15,020	▲ 5.1%	1.4%
	33	新規求人数	5,418	4,799	5,453	▲ 0.6%	12.9%
	34	有効求人倍率	1.34	1.35	1.45	▲ 0.11P	—
常 用 的 パ ー ト タ イ ム	35	月間有効求職者数	7,897	7,509	7,789	1.4%	5.2%
	36	新規求職申込件数	2,250	1,284	1,993	12.9%	75.2%
	37	月間有効求人数	8,199	7,898	8,624	▲ 4.9%	3.8%
	38	新規求人数	3,392	2,815	3,466	▲ 2.1%	20.5%
	39	紹介件数	1,743	991	1,333	30.8%	75.9%
	40	就職件数	414	441	416	▲ 0.5%	▲ 6.1%
	41	充足数	392	410	385	1.8%	▲ 4.4%
	42	就職率	18.4	34.3	20.9	▲ 2.5P	▲ 15.9P
	43	充足率	11.6	14.6	11.1	0.5P	▲ 3.0P

※ 1 正社員有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

※ 2 ▲は減少、pはポイントである。

※ 3 常用＝雇用契約において雇用期間の定めがない又は4か月以上の雇用期間が定められているもの。（季節労働を除く。）

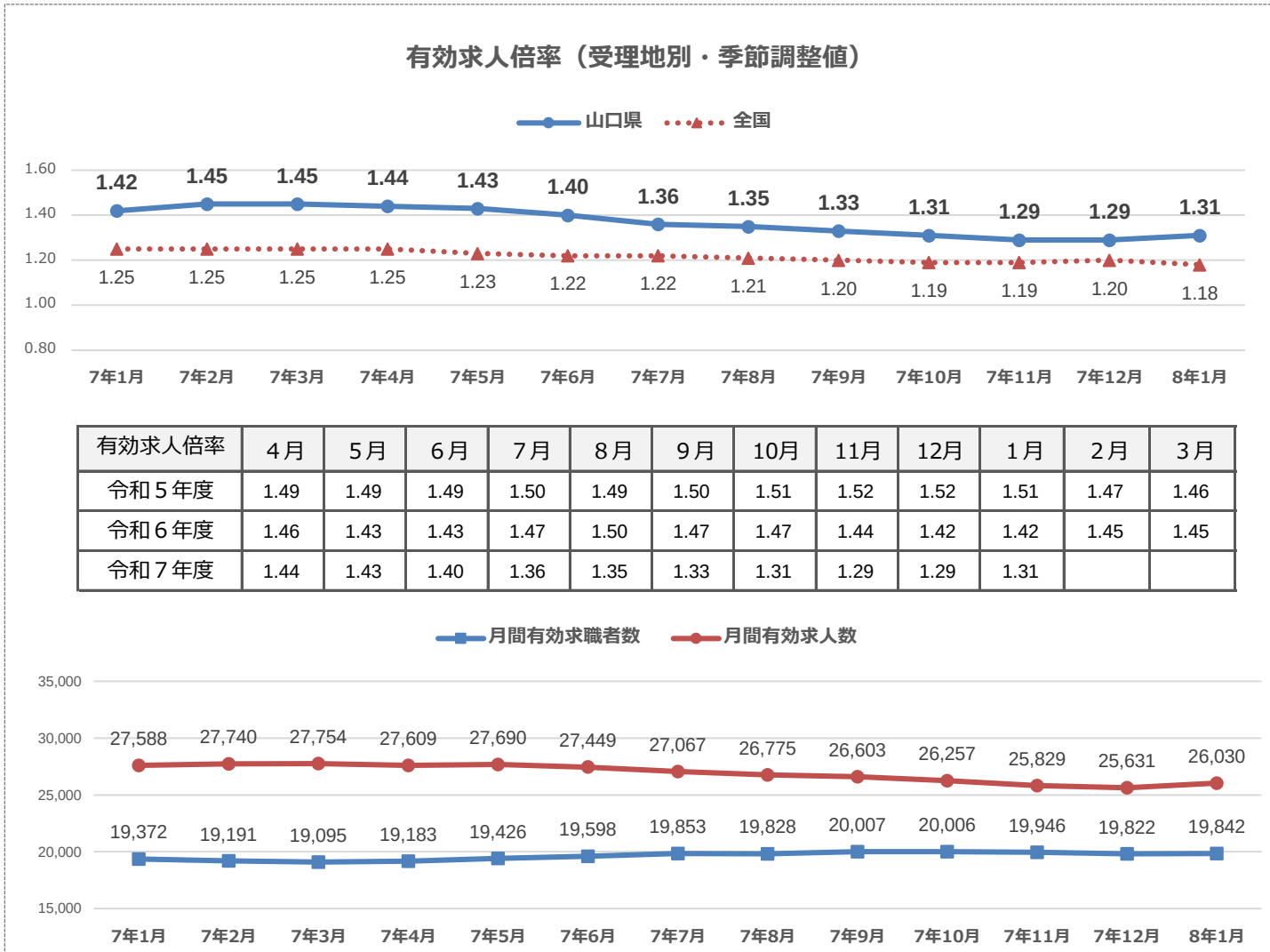
※ 4 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第 1 表- 3 一般職業紹介状況（季節調整値）（新規学卒者を除く）

		令和8年1月				
		年月				
項目			令和8年1月	令和7年12月	令和7年1月	対 前 月 増 減 差
季 節 調 整 値	44	月間有効求職者数 （受 理 地 別）	19,842	19,822	19,372	20
	45	月間有効求人数 （受 理 地 別）	26,030	25,631	27,588	399
	46	新規求職者数 （受 理 地 別）	4,572	4,508	4,301	64
	47	新規求人数 （受 理 地 別）	9,767	8,932	9,949	835
	48	月間有効求人数 （就 業 地 別）	30,271	29,593	32,215	678

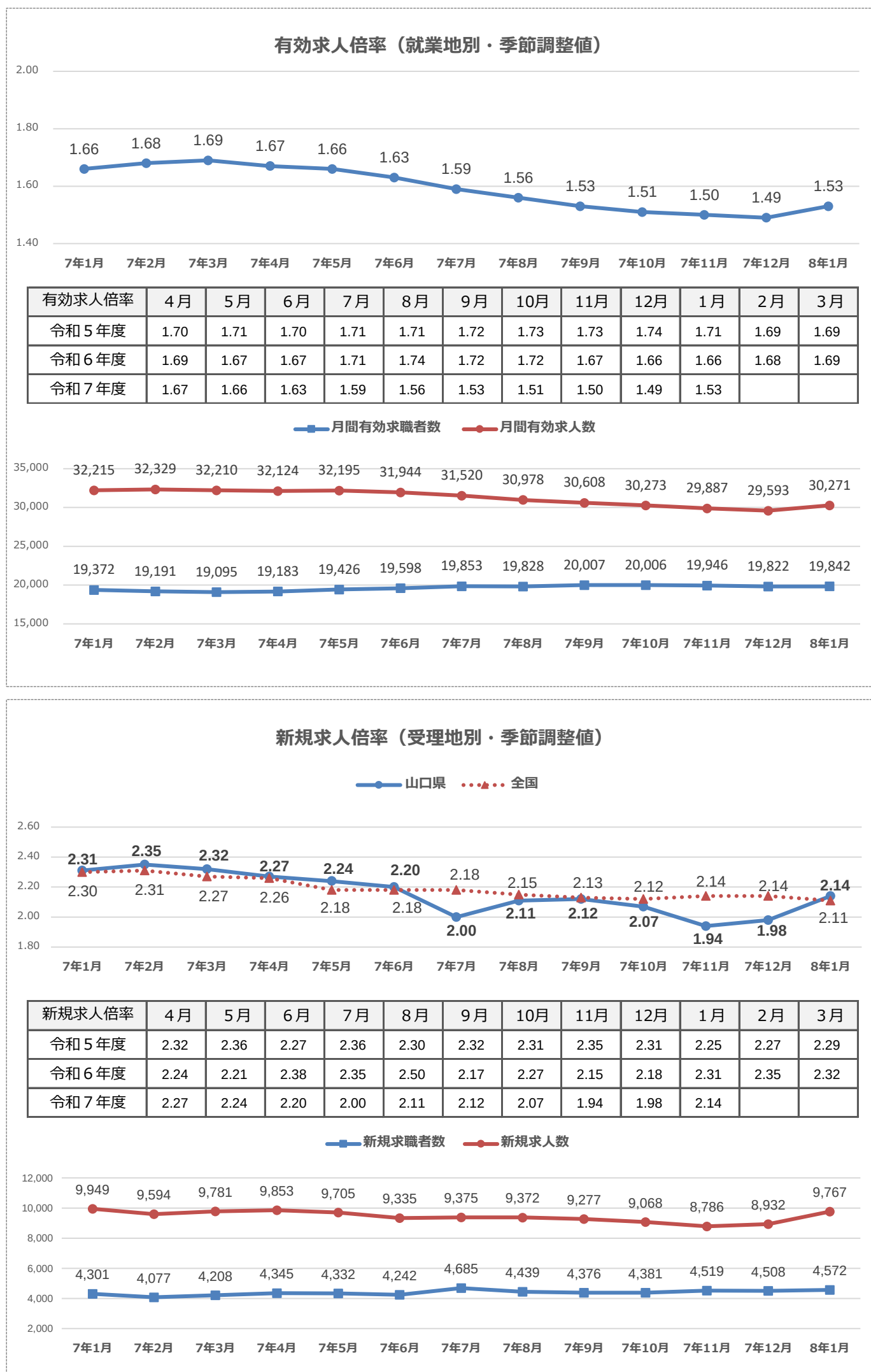
※ 1 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
※ 2 ▲は減少である。
※ 3 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第 2 表- 1 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）



※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

第2表-2 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）



第3表-1 主要産業別、一般新規求人状況（新規学卒者を除く）

令和8年1月

産 業 ・ 規 模		全数	一般	パートタイム
新 規 求 人 数 (人)	合 計	10,162	6,209	3,953
	D 建設業	1,156	1,086	70
	E 製造業	1,040	817	223
	H 運輸業,郵便業	640	542	98
	I 卸売業,小売業	1,202	650	552
	M 宿泊業,飲食サービス業	385	95	290
	N 生活関連サービス業,娯楽業	555	294	261
	P 医療,福祉	2,939	1,659	1,280
	R サービス業（他に分類されないもの）	816	527	289
	（事業所規模）			
	4人以下	1,402	875	527
	5～29人	5,059	3,093	1,966
	30～99人	2,381	1,400	981
	100～299人	781	553	228
	300～499人	305	136	169
対 前 年 同 月 比 (%)	合 計	-2.3	-2.8	-1.5
	D 建設業	-5.4	-3.9	-23.9
	E 製造業	19.1	17.7	24.6
	H 運輸業,郵便業	-23.1	-14.6	-50.3
	I 卸売業,小売業	5.4	12.1	-1.4
	M 宿泊業,飲食サービス業	-21.6	-18.8	-22.5
	N 生活関連サービス業,娯楽業	28.5	10.5	57.2
	P 医療,福祉	-4.3	-6.7	-0.9
	R サービス業（他に分類されないもの）	-12.9	-1.7	-27.9
	（事業所規模）			
	4人以下	-3.3	-0.5	-7.7
	5～29人	1.7	4.1	-2.0
	30～99人	-5.2	-6.5	-3.3
	100～299人	1.7	-2.3	12.9
	300～499人	30.3	-16.0	134.7
	500～999人	-42.8	-29.9	-60.4
	1000人以上	-57.3	-70.2	-4.8

対前年同月比の推移（新規学卒者を除く）(%)

産 業		7年1月	7年2月	7年3月	7年4月	7年5月	7年6月	7年7月	7年8月	7年9月	7年10月	7年11月	7年12月	8年1月
パ ー ト タ イ ム を 含 む	合 計	-0.2	-5.6	-3.6	3.0	-1.4	-2.9	-1.6	-5.5	-3.7	-6.6	-10.8	-8.1	-2.3
	D 建設業	5.3	-10.8	9.5	3.4	0.1	10.6	-3.9	-4.8	7.0	-3.4	-7.5	-8.8	-5.4
	E 製造業	-12.2	-4.5	13.5	-7.2	-0.2	-4.8	-5.4	-5.3	-9.8	8.4	0.7	-24.2	19.1
	H 運輸業,郵便業	(21.1)	(8.6)	(-13.0)	2.3	31.7	13.1	-2.0	2.3	-3.5	-11.7	-17.8	-11.4	-23.1
	I 卸売業,小売業	(-12.2)	(-3.9)	(-7.5)	-8.3	-6.5	-8.7	-6.2	-14.6	-0.4	-7.2	-16.5	-15.2	5.4
	M 宿泊業,飲食サービス業	-3.0	-17.1	-15.7	29.2	-20.9	-31.0	9.2	5.5	-36.3	-30.4	-5.9	-35.5	-21.6
	N 生活関連サービス業,娯楽業	-12.0	-23.3	2.0	-13.3	-3.5	-5.2	9.4	-18.7	13.9	14.1	-22.9	-11.1	28.5
	P 医療,福祉	(8.5)	(-8.1)	(-8.2)	14.2	-3.8	-6.9	8.1	-5.3	-7.9	-2.6	-6.3	4.2	-4.3
	R サービス業（他に分類されないもの）	(5.5)	(12.7)	(-5.9)	18.0	-0.9	5.1	-10.7	-6.3	9.0	-19.1	-16.9	-23.0	-12.9

※1 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。令和6年4月から令和7年3月の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について（）で示している。

※2 全数＝（一般：パートタイムを除く常用及び臨時＋季節）＋（パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム）である。

※3 求人数の多い主要産業を表記しているため、合計と内訳の数値は一致しない。

第3表-2 産業別一般新規求人状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

令和8年1月

項目	年月	8年1月	7年12月	7年1月	対前年同月 増減差	対前年同月 増減率
A,B 農業,林業,漁業		42	37	63	▲ 21	▲ 33.3
C 鉱業,採石業,砂利採取業		13	4	11	2	18.2
D 建設業		1,156	1,196	1,222	▲ 66	▲ 5.4
E 製造業		1,040	783	873	167	19.1
09 食料品製造業		203	109	202	1	0.5
11 繊維工業		22	4	33	▲ 11	▲ 33.3
16 化学工業		62	94	66	▲ 4	▲ 6.1
24 金属製品製造業		161	88	128	33	25.8
25 はん用機械器具製造業		110	79	61	49	80.3
26 生産用機械器具製造業		44	23	34	10	29.4
29 電気機械器具製造業		61	35	30	31	103.3
31 輸送用機械器具製造業		116	112	67	49	73.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業		4	4	6	▲ 2	▲ 33.3
G 情報通信業		38	60	60	▲ 22	▲ 36.7
H 運輸業,郵便業		640	593	832	▲ 192	▲ 23.1
I 卸売業,小売業		1,202	973	1,140	62	5.4
50～55 卸売業		280	221	283	▲ 3	▲ 1.1
56～61 小売業		922	752	857	65	7.6
J 金融業,保険業		182	69	188	▲ 6	▲ 3.2
K 不動産業,物品賃貸業		115	151	119	▲ 4	▲ 3.4
L 学術研究,専門・技術サービス業		140	146	220	▲ 80	▲ 36.4
M 宿泊業,飲食サービス業		385	332	491	▲ 106	▲ 21.6
75 宿泊業		156	165	171	▲ 15	▲ 8.8
76 飲食店		178	118	196	▲ 18	▲ 9.2
N 生活関連サービス業,娯楽業		555	280	432	123	28.5
O 教育,学習支援業		152	137	116	36	31.0
P 医療,福祉		2,939	2,825	3,070	▲ 131	▲ 4.3
83 医療業		1,201	1,286	1,401	▲ 200	▲ 14.3
85 社会保険・社会福祉・介護事業		1,734	1,529	1,667	67	4.0
Q 複合サービス事業		54	47	83	▲ 29	▲ 34.9
R サービス業（他に分類されないもの）		816	671	937	▲ 121	▲ 12.9
91 職業紹介・労働者派遣業		124	68	133	▲ 9	▲ 6.8
92 その他の事業サービス業		474	479	550	▲ 76	▲ 13.8
S,T 公務（他に分類されるものを除く）,その他		689	383	539	150	27.8
合 計		10,162	8,691	10,402	▲ 240	▲ 2.3

※1 令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

※2 ▲は減少である。

新規求人数を産業別に前年同月と比較すると以下のとおりである。

【前年同月より100人以上増加した産業】

E 製造業（167人）、N 生活関連サービス業,娯楽業（123人）、S,T 公務（他に分類されるものを除く）,その他（150人）

【前年同月より100人以上減少した産業】

H 運輸業,郵便業（▲192人）、M 宿泊業,飲食サービス業（▲106人）、P 医療,福祉（▲131人）、R サービス業（他に分類されないもの）（▲121人）

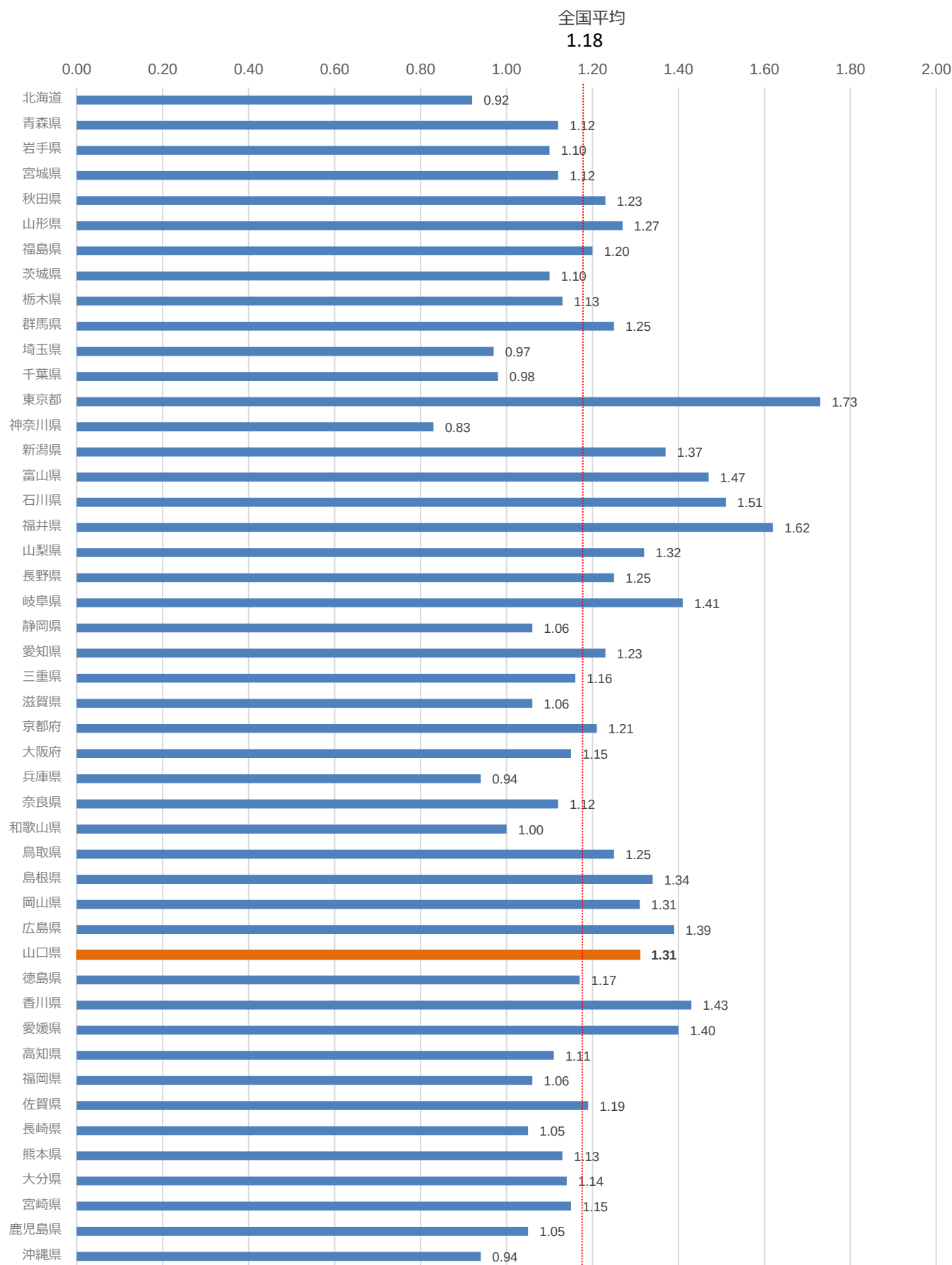
第 4 表 態様別新規求職者の状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む常用）

令和8年1月

項目 年月	新規求職者		在職者		離職者		定年		事業主都合		自己都合		その他	無業者		家事、育児従事者		その他	
		前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比			前年同月比		前年同月比		前年同月比
令和7年8月	3,720	11.0	1,177	14.4	2,180	7.4	81	▲ 14.7	376	3.6	1,662	9.3	61	363	24.3	112	17.9	251	27.4
令和7年9月	4,327	1.5	1,321	3.7	2,501	▲ 0.6	104	▲ 5.5	442	5.2	1,896	▲ 1.5	59	505	7.0	188	6.2	317	7.5
令和7年10月	4,409	1.6	1,277	2.2	2,671	0.6	120	▲ 3.2	526	4.8	1,956	▲ 0.7	69	461	6.0	156	20.0	305	0.0
令和7年11月	3,545	▲ 4.5	1,098	▲ 6.4	2,038	▲ 6.6	82	▲ 18.8	407	▲ 2.9	1,498	▲ 6.6	51	409	14.2	129	2.4	280	20.7
令和7年12月	3,329	3.1	1,214	7.6	1,792	1.7	78	▲ 1.3	377	40.1	1,304	▲ 4.8	33	323	▲ 5.0	92	▲ 1.1	231	▲ 6.5
令和8年1月	5,053	5.2	1,683	7.4	2,871	1.4	126	5.9	564	2.9	2,102	▲ 0.0	79	499	22.9	171	7.5	328	32.8

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和 3 年 9 月以降の数値の取扱いについては、1 頁の※ 2 を参照。

第5表 都道府県別有効求人倍率（受理地別・季節調整値）



※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

第6表 職業紹介主要指標①

項目 年月	月間有効求職者数						月間有効求人数						有効求人倍率		
	全数		一般		パートタイム		全数		一般		パートタイム		全数	一般	パート タイム
		常用		常用		常用		常用		常用		常用			
令和2年度平均	19,800	19,718	11,802	11,774	7,998	7,944	24,464	23,054	15,517	14,998	8,947	8,056	1.24	1.31	1.12
令和3年度平均	19,570	19,498	11,564	11,542	8,006	7,957	27,089	25,312	17,082	16,301	10,007	9,011	1.38	1.48	1.25
令和4年度平均	19,345	19,288	11,398	11,380	7,947	7,908	29,729	27,894	18,247	17,487	11,482	10,408	1.54	1.60	1.44
令和5年度平均	19,385	19,325	11,374	11,358	8,011	7,967	28,941	27,273	17,972	17,420	10,969	9,854	1.49	1.58	1.37
令和6年度平均	19,127	19,076	10,926	10,913	8,202	8,163	27,739	26,015	17,541	16,993	10,198	9,023	1.45	1.61	1.24
令和7年1月	18,230	18,182	10,410	10,393	7,820	7,789	27,604	25,566	17,567	16,942	10,037	8,624	1.51	1.69	1.28
令和7年2月	18,721	18,666	10,726	10,709	7,995	7,957	28,367	26,201	17,918	17,261	10,449	8,940	1.52	1.67	1.31
令和7年3月	19,516	19,464	11,156	11,140	8,360	8,324	28,314	26,515	18,022	17,428	10,292	9,087	1.45	1.62	1.23
令和7年4月	20,763	20,695	11,565	11,544	9,198	9,151	27,419	25,812	17,588	17,030	9,831	8,782	1.32	1.52	1.07
令和7年5月	20,957	20,890	11,573	11,550	9,384	9,340	27,169	25,580	17,418	16,938	9,751	8,642	1.30	1.51	1.04
令和7年6月	20,480	20,415	11,259	11,240	9,221	9,175	26,995	25,480	17,368	16,941	9,627	8,539	1.32	1.54	1.04
令和7年7月	20,017	19,957	11,388	11,374	8,629	8,583	26,834	25,479	17,232	16,859	9,602	8,620	1.34	1.51	1.11
令和7年8月	19,497	19,437	11,288	11,276	8,209	8,161	26,126	24,986	16,903	16,535	9,223	8,451	1.34	1.50	1.12
令和7年9月	19,907	19,846	11,557	11,544	8,350	8,302	26,733	25,466	17,153	16,725	9,580	8,741	1.34	1.48	1.15
令和7年10月	19,984	19,927	11,528	11,518	8,456	8,409	26,930	25,475	17,288	16,834	9,642	8,641	1.35	1.50	1.14
令和7年11月	19,154	19,085	11,049	11,031	8,105	8,054	26,018	24,298	16,692	16,252	9,326	8,046	1.36	1.51	1.15
令和7年12月	18,013	17,950	10,457	10,441	7,556	7,509	25,339	23,569	16,093	15,671	9,246	7,898	1.41	1.54	1.22
令和8年1月	18,634	18,572	10,693	10,675	7,941	7,897	25,858	24,051	16,283	15,852	9,575	8,199	1.39	1.52	1.21
対前年同月率、差	2.2%	2.1%	2.7%	2.7%	1.5%	1.4%	▲ 6.3%	▲ 5.9%	▲ 7.3%	▲ 6.4%	▲ 4.6%	▲ 4.9%	▲ 0.12P	▲ 0.17P	▲ 0.07P
山口	2,695	2,687	1,642	1,642	1,053	1,045	3,861	3,765	2,436	2,399	1,425	1,366	1.43	1.48	1.35
下関	3,042	3,031	1,819	1,817	1,223	1,214	5,318	4,767	3,474	3,324	1,844	1,443	1.75	1.91	1.51
宇部	3,271	3,267	1,951	1,950	1,320	1,317	4,940	4,685	3,081	3,033	1,859	1,652	1.51	1.58	1.41
防府	1,819	1,811	1,062	1,059	757	752	2,063	1,820	1,331	1,290	732	530	1.13	1.25	0.97
萩	1,004	1,000	522	521	482	479	1,329	1,228	791	751	538	477	1.32	1.52	1.12
徳山	1,698	1,691	957	953	741	738	2,438	2,318	1,545	1,511	893	807	1.44	1.61	1.21
下松	1,765	1,756	1,013	1,012	752	744	2,010	1,948	1,310	1,294	700	654	1.14	1.29	0.93
岩国	2,399	2,392	1,168	1,163	1,231	1,229	2,798	2,527	1,652	1,624	1,146	903	1.17	1.41	0.93
柳井	941	937	559	558	382	379	1,101	993	663	626	438	367	1.17	1.19	1.15

※1 全数＝（一般：パートタイムを除く常用及び臨時＋季節）＋（パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム）である。

※2 ▲は減少、pはポイントである。

※3 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第6表 職業紹介主要指標②

項目 年月	新規求職申込件数						新規求人数						新規求人倍率		
	全数		一般		パートタイム		全数		一般		パートタイム		全数	一般	パート タイム
	常用		常用		常用		常用		常用		常用				
令和2年度平均	4,351	4,334	2,654	2,648	1,697	1,686	8,875	8,329	5,528	5,332	3,347	2,997	2.04	2.08	1.97
令和3年度平均	4,432	4,415	2,697	2,691	1,735	1,724	9,815	9,135	6,090	5,811	3,724	3,324	2.21	2.26	2.15
令和4年度平均	4,420	4,406	2,652	2,648	1,768	1,758	10,491	9,819	6,341	6,078	4,150	3,741	2.37	2.39	2.35
令和5年度平均	4,408	4,395	2,656	2,653	1,752	1,742	10,161	9,561	6,234	6,039	3,927	3,522	2.31	2.35	2.24
令和6年度平均	4,246	4,234	2,494	2,490	1,752	1,743	9,703	9,089	6,087	5,892	3,616	3,196	2.29	2.44	2.06
令和7年1月	4,811	4,804	2,814	2,811	1,997	1,993	10,402	9,625	6,389	6,159	4,013	3,466	2.16	2.27	2.01
令和7年2月	4,180	4,162	2,482	2,477	1,698	1,685	9,554	8,806	5,891	5,688	3,663	3,118	2.29	2.37	2.16
令和7年3月	4,578	4,566	2,692	2,686	1,886	1,880	9,850	9,410	6,379	6,183	3,471	3,227	2.15	2.37	1.84
令和7年4月	6,208	6,184	3,321	3,314	2,887	2,870	9,786	9,215	6,127	5,934	3,659	3,281	1.58	1.84	1.27
令和7年5月	4,397	4,385	2,491	2,487	1,906	1,898	9,290	8,639	5,830	5,697	3,460	2,942	2.11	2.34	1.82
令和7年6月	4,016	4,000	2,323	2,319	1,693	1,681	9,384	9,015	6,141	6,025	3,243	2,990	2.34	2.64	1.92
令和7年7月	4,412	4,397	2,673	2,669	1,739	1,728	9,627	9,165	5,999	5,851	3,628	3,314	2.18	2.24	2.09
令和7年8月	3,732	3,720	2,327	2,326	1,405	1,394	8,582	8,190	5,479	5,368	3,103	2,822	2.30	2.35	2.21
令和7年9月	4,342	4,327	2,587	2,585	1,755	1,742	9,728	9,236	6,303	6,121	3,425	3,115	2.24	2.44	1.95
令和7年10月	4,428	4,409	2,621	2,615	1,807	1,794	9,886	9,256	6,138	5,953	3,748	3,303	2.23	2.34	2.07
令和7年11月	3,567	3,545	2,137	2,131	1,430	1,414	8,077	7,366	5,120	4,997	2,957	2,369	2.26	2.40	2.07
令和7年12月	3,337	3,329	2,047	2,045	1,290	1,284	8,691	8,123	5,448	5,308	3,243	2,815	2.60	2.66	2.51
令和8年1月	5,071	5,053	2,812	2,803	2,259	2,250	10,162	9,413	6,209	6,021	3,953	3,392	2.00	2.21	1.75
対前年同月率、差	5.4%	5.2%	▲ 0.1%	▲ 0.3%	13.1%	12.9%	▲ 2.3%	▲ 2.2%	▲ 2.8%	▲ 2.2%	▲ 1.5%	▲ 2.1%	▲ 0.16P	▲ 0.06P	▲ 0.26P
山口	735	732	426	426	309	306	1,520	1,476	925	911	595	565	2.07	2.17	1.93
下関	857	855	497	496	360	359	2,028	1,806	1,391	1,324	637	482	2.37	2.80	1.77
宇部	850	850	486	486	364	364	1,953	1,812	1,175	1,148	778	664	2.30	2.42	2.14
防府	460	457	270	269	190	188	784	710	536	511	248	199	1.70	1.99	1.31
萩	245	243	135	134	110	109	509	484	282	274	227	210	2.08	2.09	2.06
徳山	465	461	270	267	195	194	1,071	1,024	615	597	456	427	2.30	2.28	2.34
下松	438	437	256	255	182	182	713	682	460	453	253	229	1.63	1.80	1.39
岩国	757	754	321	319	436	435	1,178	1,053	613	598	565	455	1.56	1.91	1.30
柳井	264	264	151	151	113	113	406	366	212	205	194	161	1.54	1.40	1.72

※1 全数＝（一般：パートタイムを除く常用及び臨時＋季節）＋（パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム）である。

※2 ▲は減少、pはポイントである。

※3 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第 6 表 職業紹介主要指標③

項目 年月	紹介件数						就職件数						充足数					
	全数		一般		パートタイム		全数		一般		パートタイム		全数		一般		パートタイム	
		常用		常用		常用		常用		常用		常用		常用		常用		常用
令和 2 年度平均	4,270	3,976	2,704	2,595	1,566	1,381	1,566	1,449	895	859	671	590	1,491	1,395	860	832	631	563
令和 3 年度平均	4,146	3,857	2,619	2,514	1,527	1,344	1,592	1,473	906	873	686	600	1,518	1,418	872	845	646	573
令和 4 年度平均	3,902	3,618	2,357	2,259	1,545	1,359	1,594	1,470	874	839	720	631	1,515	1,413	833	805	682	609
令和 5 年度平均	3,748	3,493	2,243	2,160	1,505	1,332	1,568	1,460	860	833	708	627	1,473	1,388	805	785	667	603
令和 6 年度平均	3,510	3,245	2,034	1,956	1,476	1,288	1,469	1,355	785	759	684	596	1,367	1,272	735	715	633	557
令和7年1月	3,573	3,273	2,016	1,940	1,557	1,333	1,146	1,013	624	597	522	416	1,061	943	576	558	485	385
令和7年2月	3,715	3,439	2,058	1,984	1,657	1,455	1,470	1,335	785	758	685	577	1,393	1,281	751	730	642	551
令和7年3月	4,158	3,825	2,326	2,220	1,832	1,605	1,933	1,801	950	920	983	881	1,853	1,756	915	894	938	862
令和7年4月	3,830	3,567	2,105	2,035	1,725	1,532	1,537	1,445	827	801	710	644	1,436	1,358	779	760	657	598
令和7年5月	3,631	3,390	2,042	1,982	1,589	1,408	1,493	1,393	760	743	733	650	1,401	1,315	712	698	689	617
令和7年6月	3,566	3,328	2,038	1,973	1,528	1,355	1,482	1,362	770	754	712	608	1,377	1,268	706	694	671	574
令和7年7月	3,534	3,310	2,124	2,048	1,410	1,262	1,412	1,325	727	709	685	616	1,321	1,252	680	667	641	585
令和7年8月	3,017	2,836	1,881	1,824	1,136	1,012	1,154	1,100	665	652	489	448	1,082	1,043	623	618	459	425
令和7年9月	3,745	3,507	2,180	2,113	1,565	1,394	1,439	1,360	780	759	659	601	1,340	1,278	729	713	611	565
令和7年10月	3,881	3,568	2,275	2,168	1,606	1,400	1,496	1,387	783	762	713	625	1,414	1,319	733	717	681	602
令和7年11月	3,193	2,807	1,843	1,764	1,350	1,043	1,288	1,167	685	659	603	508	1,210	1,109	651	631	559	478
令和7年12月	3,060	2,731	1,811	1,740	1,249	991	1,282	1,124	701	683	581	441	1,206	1,054	660	644	546	410
令和8年1月	3,968	3,646	1,985	1,903	1,983	1,743	1,177	1,032	649	618	528	414	1,100	974	603	582	497	392
対前年同月率（％）	11.1	11.4	▲ 1.5	▲ 1.9	27.4	30.8	2.7	1.9	4.0	3.5	1.1	▲ 0.5	3.7	3.3	4.7	4.3	2.5	1.8
山口	579	548	332	328	247	220	147	137	93	92	54	45	158	150	100	98	58	52
下関	704	626	386	358	318	268	230	203	124	116	106	87	220	194	129	120	91	74
宇部	673	620	346	337	327	283	234	212	126	122	108	90	210	192	114	113	96	79
防府	369	320	227	209	142	111	115	78	65	62	50	16	96	58	42	40	54	18
萩	188	165	106	101	82	64	67	57	40	36	27	21	56	46	32	28	24	18
徳山	362	338	156	155	206	183	102	87	47	45	55	42	112	103	48	47	64	56
下松	299	283	152	144	147	139	102	96	51	48	51	48	92	86	52	51	40	35
岩国	605	570	165	161	440	409	117	105	65	61	52	44	101	92	54	54	47	38
柳井	189	176	115	110	74	66	63	57	38	36	25	21	55	53	32	31	23	22

※ 1 全数＝（一般：パートタイムを除く常用及び臨時＋季節）＋（パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム）である。

※ 2 ▲は減少、pはポイントである。

※ 3 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和 3 年 9 月以降の数値の取扱いについては、1 頁の※ 2 を参照。

【参考】雇用保険主要指標①

項目 年月	適用事業所関係			被保険者関係				
	適用事業所数	新規適用事業所数	廃止事業所数	被保険者数	資格取得者数	資格喪失者数	うち事業主都合離職	離職票交付枚数
令和４年度平均	24,453	68	80	403,770	5,199	5,223	252	3,624
令和５年度平均	24,219	68	93	402,891	5,043	5,128	260	3,694
令和６年度平均	24,027	60	78	400,099	4,717	5,019	280	3,660
令和7年1月	23,952	66	58	397,882	3,561	5,170	358	3,896
令和7年2月	23,956	45	42	397,500	3,357	3,669	192	2,805
令和7年3月	23,949	52	60	397,163	4,071	4,353	355	3,196
令和7年4月	23,896	80	133	394,295	7,635	10,445	525	7,960
令和7年5月	23,896	88	91	399,094	9,679	4,758	227	3,299
令和7年6月	23,901	76	71	398,706	4,103	4,160	242	2,983
令和7年7月	23,857	53	98	397,828	3,957	4,785	319	3,528
令和7年8月	23,849	46	56	397,039	3,239	4,031	183	3,045
令和7年9月	23,692	60	218	396,246	3,639	4,361	255	3,103
令和7年10月	23,711	75	58	395,624	4,752	5,283	308	3,749
令和7年11月	23,696	37	54	395,401	3,467	3,643	231	2,631
令和7年12月	23,677	39	63	395,058	2,955	3,256	227	2,268
令和8年1月	23,668	55	64	393,449	3,659	5,201	293	3,822
前年同月比	▲ 1.2	▲ 16.7	10.3	▲ 1.1	2.8	0.6	▲ 18.2	▲ 1.9
山口	3,410	5	6	81,826	698	1,128	59	788
下関	4,488	11	14	73,566	687	947	43	691
宇部	4,468	9	20	67,110	716	864	68	635
防府	1,877	3	3	30,306	357	420	12	303
萩	1,399	2	2	16,510	141	234	11	160
徳山	2,388	10	5	44,095	349	514	28	414
下松	1,871	10	3	30,860	297	365	32	247
岩国	2,448	4	10	35,046	277	519	28	406
柳井	1,319	1	1	14,130	137	210	12	178

※各月分は業務統計値であり変動があり得る。

【参考】雇用保険主要指標②

項目 年月	基本手当（基本分）				高年齢求職者給付金		特例一時金	
	受給資格 決定件数	初回受給者数	受給者実人員	支給金額 (千円)	受給者数	支給金額 (千円)	受給者数	支給金額 (千円)
令和４年度平均	1,204	966	3,981	491,716	437	92,376	1	311
令和５年度平均	1,207	991	4,083	509,309	443	96,360	1	324
令和６年度平均	1,162	963	4,114	520,342	466	102,723	2	403
令和7年1月	1,115	728	3,830	509,553	465	99,415	2	444
令和7年2月	1,039	876	3,707	433,045	458	95,526	0	0
令和7年3月	1,005	725	3,611	454,334	386	83,380	0	0
令和7年4月	1,684	995	3,595	456,020	762	179,942	2	467
令和7年5月	1,744	1,342	3,960	491,388	963	226,203	9	2,441
令和7年6月	1,153	1,168	4,481	542,605	513	115,425	4	809
令和7年7月	1,184	1,678	5,188	695,922	510	112,564	2	350
令和7年8月	1,071	1,080	5,141	630,929	343	74,768	0	0
令和7年9月	1,165	1,074	5,386	732,267	409	93,522	0	0
令和7年10月	1,304	1,129	5,065	694,615	440	101,850	0	0
令和7年11月	919	963	4,460	549,776	391	87,487	0	0
令和7年12月	787	1,005	4,583	606,336	348	74,238	1	233
令和8年1月	1,210	759	4,257	571,476	389	90,032	0	0
前年同月比	8.5	4.3	11.1	12.2	▲ 16.3	▲ 9.4	▲ 100.0	▲ 100.0
山口	150	108	564	76,638	41	8,451	0	0
下関	216	132	819	110,336	67	14,403	0	0
宇部	238	143	797	103,827	65	16,620	0	0
防府	115	99	474	68,540	37	8,806	0	0
萩	50	37	228	32,113	18	3,798	0	0
徳山	117	62	366	47,152	39	9,294	0	0
下松	119	64	395	50,703	28	6,070	0	0
岩国	151	76	447	59,451	75	18,046	0	0
柳井	52	37	166	22,522	19	4,544	0	0

※各月分は業務統計値であり変動があり得る。

【参考】雇用保険主要指標③

項目 年月	就業手当		再就職手当		就職促進定着手当		常用就職支度手当	
	受給者実人員	支給金額 (千円)	支給人員	支給金額 (千円)	支給人員	支給金額 (千円)	支給人員	支給金額 (千円)
令和４年度平均	9	433	391	147,482	111	17,450	4	697
令和５年度平均	6	358	398	155,531	109	17,727	4	600
令和６年度平均	7	362	370	151,966	106	18,003	3	519
令和7年1月	6	398	273	115,257	113	20,277	3	526
令和7年2月	1	44	247	103,524	121	20,878	2	355
令和7年3月	3	71	302	132,185	106	18,007	5	758
令和7年4月	3	65	306	132,631	85	13,346	5	640
令和7年5月	2	161	463	194,883	116	21,211	4	662
令和7年6月	4	280	505	229,046	104	17,213	3	411
令和7年7月	1	50	466	190,756	112	19,495	4	703
令和7年8月	1	52	339	148,369	77	13,628	6	987
令和7年9月	1	83	357	145,646	77	12,429	1	188
令和7年10月	0	0	463	198,158	126	20,011	3	427
令和7年11月	0	0	313	129,481	109	14,595	3	622
令和7年12月	1	201	362	157,068	127	15,466	6	1,126
令和8年1月	0	0	253	111,736	120	14,999	5	701
前年同月比	▲ 100.0	▲ 100.0	▲ 7.3	▲ 3.1	6.2	▲ 26.0	66.7	33.2
山口	0	0	19	9,183	21	2,921	0	0
下関	0	0	48	21,059	23	2,582	1	87
宇部	0	0	59	27,556	26	3,307	2	290
防府	0	0	31	11,387	9	1,092	0	0
萩	0	0	14	6,087	2	227	0	0
徳山	0	0	28	10,773	6	583	1	167
下松	0	0	25	15,397	17	2,140	1	155
岩国	0	0	20	6,480	9	1,247	0	0
柳井	0	0	9	3,814	7	900	0	0

※各月分は業務統計値であり変動があり得る。

【参考】雇用保険主要指標④

項目 年月	高年齢雇用継続給付		育児休業給付		介護休業給付	
	受給者数	支給金額 (千円)	受給者数	支給金額 (千円)	受給者数	支給金額 (千円)
令和4年度平均	2,492	122,816	1,911	447,217	20	4,647
令和5年度平均	2,383	117,675	2,011	477,847	24	5,722
令和6年度平均	2,134	106,318	1,968	491,315	26	5,923
令和7年1月	2,099	109,898	2,217	569,571	33	8,012
令和7年2月	1,910	95,242	1,883	473,091	24	4,515
令和7年3月	2,136	108,286	2,252	583,041	34	8,960
令和7年4月	1,878	92,346	2,247	535,404	12	1,990
令和7年5月	2,182	107,988	2,362	562,676	22	5,654
令和7年6月	1,889	90,876	1,684	420,723	25	6,285
令和7年7月	2,123	107,599	1,757	453,241	40	9,602
令和7年8月	1,812	87,698	1,664	434,519	27	5,784
令和7年9月	1,953	97,716	1,763	456,851	27	6,892
令和7年10月	1,903	93,602	2,073	551,802	34	10,057
令和7年11月	1,984	99,156	1,780	469,042	26	5,944
令和7年12月	1,724	85,154	2,020	537,365	29	7,117
令和8年1月	1,986	102,055	2,080	545,350	24	6,944
前年同月比	▲ 5.4	▲ 7.1	▲ 6.2	▲ 4.3	▲ 27.3	▲ 13.3
山口	242	12,748	584	166,597	6	1,999
下関	409	19,998	427	106,720	4	1,688
宇部	594	31,621	318	87,017	6	1,412
防府	90	3,857	131	30,646	0	0
萩	38	1,593	40	8,932	0	0
徳山	297	17,057	243	64,775	1	150
下松	120	5,285	140	35,723	2	456
岩国	135	7,156	148	33,036	1	289
柳井	61	2,740	49	11,904	4	949

※各月分は業務統計値であり変動があり得る。

【参考】雇用保険主要指標⑤

項目 年月	一般教育訓練給付（通学制）		一般教育訓練給付（通信制）		専門実践教育訓練給付（通学制）		専門実践教育訓練給付（通信制）	
	受給者数	支給金額 （千円）	受給者数	支給金額 （千円）	受給者数	支給金額 （千円）	受給者数	支給金額 （千円）
令和４年度平均	42	1,701	19	389	15	2,846	46	3,270
令和５年度平均	39	1,686	20	393	11	2,290	46	3,422
令和６年度平均	39	1,649	19	385	12	2,324	44	3,479
令和7年1月	29	1,386	13	175	7	1,663	33	2,134
令和7年2月	14	441	10	303	0	0	14	1,319
令和7年3月	76	2,198	13	413	18	2,010	37	2,978
令和7年4月	46	1,925	9	270	34	4,261	81	7,102
令和7年5月	34	1,648	17	272	12	2,006	86	4,786
令和7年6月	29	1,366	15	250	7	1,518	20	915
令和7年7月	41	2,153	21	449	1	332	16	2,067
令和7年8月	31	1,711	28	354	0	0	18	1,908
令和7年9月	37	1,410	27	537	4	542	27	1,886
令和7年10月	45	2,543	33	696	58	15,345	139	12,416
令和7年11月	31	2,053	30	564	18	2,091	43	3,674
令和7年12月	38	1,685	15	281	1	250	21	2,097
令和8年1月	24	974	14	206	1	347	26	1,836
前年同月比	▲ 17.2	▲ 29.7	7.7	17.8	▲ 85.7	▲ 79.2	▲ 21.2	▲ 14.0
山口	5	196	0	0	1	347	3	251
下関	1	8	3	40	0	0	7	349
宇部	5	181	4	61	0	0	8	949
防府	3	184	0	0	0	0	0	0
萩	2	79	0	0	0	0	1	24
徳山	0	0	2	53	0	0	1	24
下松	1	13	2	28	0	0	2	53
岩国	4	192	2	21	0	0	4	186
柳井	3	120	1	4	0	0	0	0

※各月分は業務統計値であり変動があり得る。

山口労働局

職業別有効求人・求職及び賃金の状況（パートタイムを除く常用）令和8年1月

職 業	有効求人数（人）	有効求職者数（人）	有効求人倍率（倍）	求人賃金		求職賃金
				上限賃金（円）	下限賃金（円）	希望賃金（円）
職業計	15,852	10,675	1.48	272,418	212,919	216,222
A 管理的職業従事者	41	43	0.95	327,529	258,700	325,833
B 専門的・技術的職業従事者	3,945	1,583	2.49	305,076	229,709	229,612
07製造技術者（開発）	143	25	5.72	327,391	218,090	281,250
08製造技術者（開発を除く）	64	132	0.48	358,412	242,494	244,444
09建築・土木・測量技術者	792	70	11.31	395,952	250,526	290,000
10情報処理・通信技術者	142	172	0.83	341,873	222,591	246,000
11その他の技術者	30	19	1.58	312,678	235,987	212,500
12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	102	30	3.40	656,806	358,729	375,000
13保健師，助産師，看護師	1,045	453	2.31	269,715	220,704	226,348
14医療技術者	369	94	3.93	293,536	231,901	243,077
15その他の保健医療従事者	185	87	2.13	251,200	219,369	217,500
16社会福祉専門職業従事者	837	260	3.22	252,573	216,365	205,077
22美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者	41	104	0.39	286,812	221,453	207,500
05.06.17～21.23.24その他の専門的職業	195	137	1.42	256,422	210,739	220,588
C 事務従事者	1,352	2,854	0.47	231,202	194,401	200,295
25一般事務従事者	923	2,437	0.38	223,369	190,206	197,300
26会計事務従事者	106	188	0.56	242,144	199,155	222,000
27生産関連事務従事者	106	50	2.12	259,214	210,653	210,000
28営業・販売事務従事者	132	79	1.67	251,885	205,781	211,429
29外勤事務従事者	4	1	4.00	169,400	158,400	-
30運輸・郵便事務従事者	69	31	2.23	256,259	207,750	262,500
31事務用機器操作員	12	68	0.18	273,724	212,500	221,000
D 販売従事者	1,549	576	2.69	277,761	218,502	225,833
32商品販売従事者	352	325	1.08	241,191	202,957	206,842
33販売類似職業従事者	45	16	2.81	273,712	231,783	246,667
34営業職業従事者	1,152	235	4.90	288,738	222,501	247,097
E サービス職業従事者	1,956	997	1.96	231,201	200,319	210,469
35家庭生活支援サービス職業従事者	1	3	0.33	285,000	285,000	225,000
36介護サービス職業従事者	1,019	402	2.53	228,722	200,985	209,438
37保健医療サービス職業従事者	252	65	3.88	212,927	184,325	193,889
38生活衛生サービス職業従事者	115	49	2.35	260,740	215,886	205,833
39飲食物調理従事者	267	223	1.20	228,176	191,653	218,507
40接客・給仕職業従事者	178	159	1.12	251,538	213,018	207,857
41居住施設・ビル等管理人	9	27	0.33	172,500	172,500	218,571
42その他のサービス職業従事者	115	69	1.67	252,425	213,960	206,842
F 保安職業従事者	446	92	4.85	238,400	209,827	200,476
G 農林漁業従事者	89	90	0.99	252,806	203,853	210,000
H 生産工程従事者	2,210	1,129	1.96	276,739	203,315	219,701
49生産設備制御・監視従事者（金属製品）	54	49	1.10	278,705	233,360	222,500
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	112	64	1.75	252,648	197,338	231,786
51機械組立設備制御・監視従事者	27	28	0.96	235,040	179,620	238,182
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	488	174	2.80	280,256	206,980	220,000
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	430	295	1.46	243,125	194,711	213,182
54機械組立従事者	219	185	1.18	272,515	198,366	215,556
55機械整備・修理従事者	609	122	4.99	298,922	209,367	235,714
56製品検査従事者（金属製品）	35	19	1.84	256,322	201,733	206,000
57製品検査従事者（金属製品を除く）	41	19	2.16	243,212	185,098	236,667
58機械検査従事者	18	10	1.80	242,800	205,740	212,500
59生産関連・生産類似作業従事者	177	164	1.08	288,400	199,369	206,970
I 輸送・機械運転従事者	1,424	546	2.61	265,519	217,886	238,846
60鉄道運転従事者	4	1	4.00	188,020	188,020	-
61自動車運転従事者	1,084	348	3.11	260,506	217,313	249,213
62船舶・航空機運転従事者	0	1	-	-	-	-
63その他の輸送従事者	117	121	0.97	243,676	213,521	207,826
64定置・建設機械運転従事者	219	75	2.92	294,761	222,301	227,222
J 建設・採掘従事者	2,003	258	7.76	327,197	219,109	235,875
65建設躯体工事従事者	293	25	11.72	335,305	221,555	252,000
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	596	77	7.74	326,737	222,814	237,778
67電気工事従事者	386	87	4.44	318,916	215,380	224,815
68土木作業従事者	716	69	10.38	330,329	218,623	243,810
69採掘従事者	12	0	-	415,300	195,000	-
K 運搬・清掃・包装等従事者	837	1,185	0.71	230,075	201,883	207,540
70運搬従事者	438	404	1.08	234,018	205,320	215,361
71清掃従事者	158	175	0.90	233,334	204,744	200,588
72包装従事者	68	22	3.09	224,483	183,233	190,000
73その他の運搬・清掃・包装等従事者	173	584	0.30	218,495	193,817	203,793
分類不能の職業	0	1,322	-	-	-	222,461

※項目の解説については3ページを参照。

山口労働局

職業別有効求人・求職及び賃金の状況（常用的パートタイム）

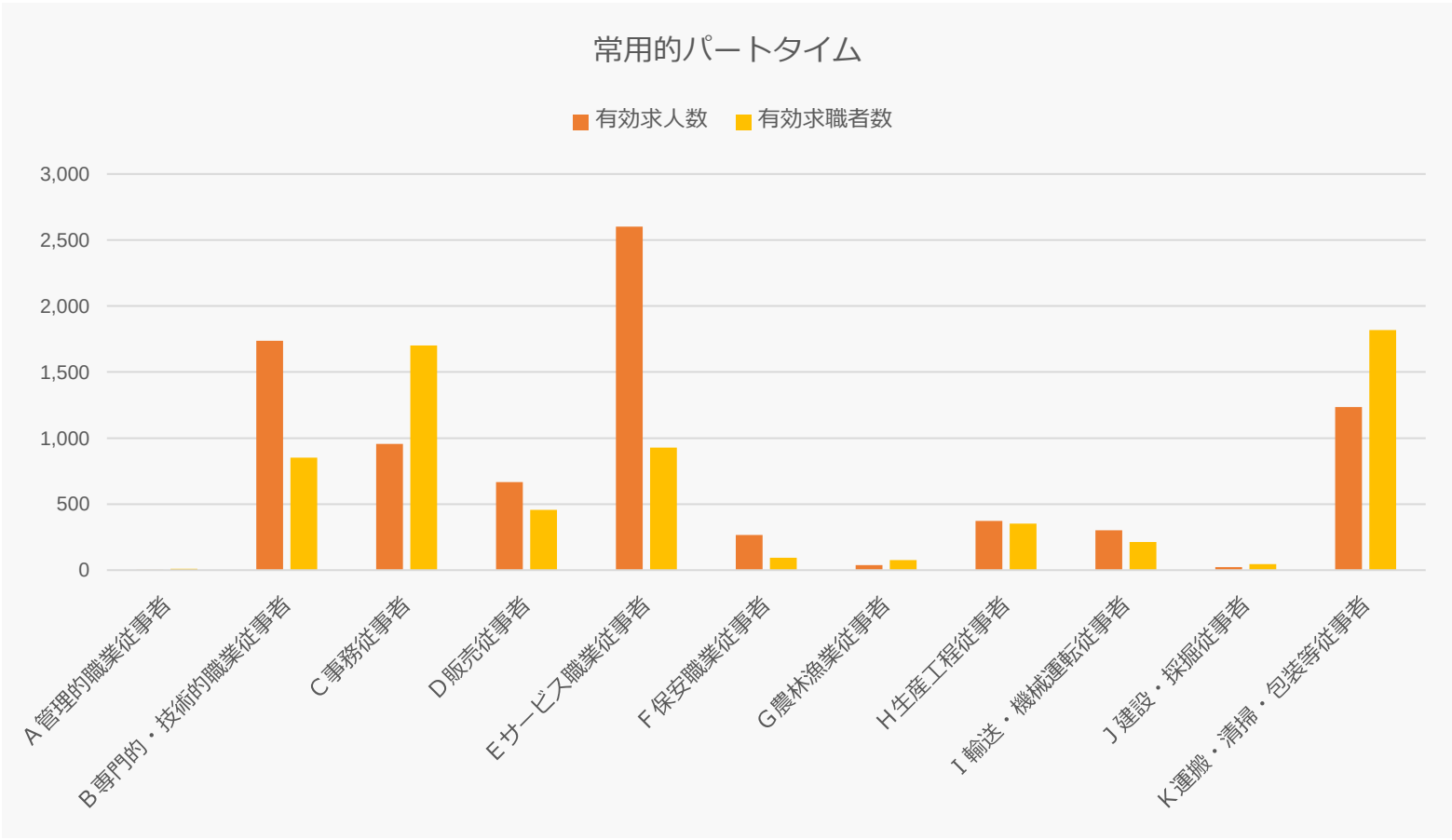
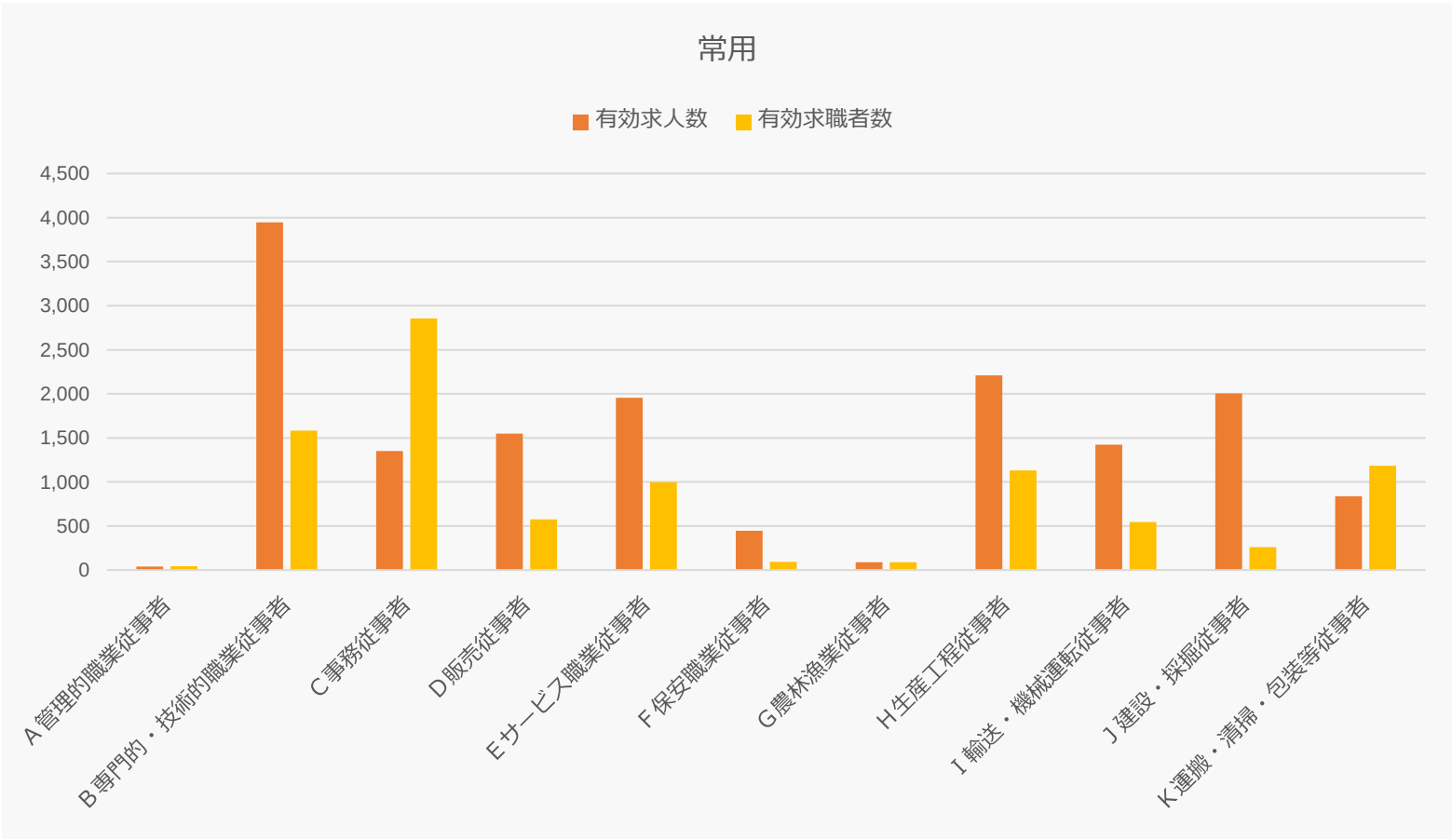
令和8年1月

職 業	有効求人数（人）	有効求職者数（人）	有効求人倍率（倍）	求人賃金		求職賃金
				上限賃金（円）	下限賃金（円）	希望賃金（円）
職業計	8,199	7,897	1.04	1,285	1,191	1,102
A 管理的職業従事者	2	10	0.20	1,130	1,130	1,889
B 専門的・技術的職業従事者	1,737	852	2.04	1,569	1,397	1,230
07製造技術者（開発）	1	5	0.20	-	-	3,500
08製造技術者（開発を除く）	10	43	0.23	1,072	1,052	1,071
09建築・土木・測量技術者	22	14	1.57	2,270	1,713	1,222
10情報処理・通信技術者	23	25	0.92	1,091	1,091	1,131
11その他の技術者	1	9	0.11	1,593	1,593	1,114
12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	54	23	2.35	3,177	2,623	2,125
13保健師，助産師，看護師	563	313	1.80	1,465	1,291	1,243
14医療技術者	149	48	3.10	1,769	1,457	1,211
15その他の保健医療従事者	49	45	1.09	1,607	1,354	1,224
16社会福祉専門職業従事者	572	160	3.58	1,275	1,199	1,096
22美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者	28	34	0.82	1,287	1,137	1,059
05.06.17～21.23.24その他の専門的職業	265	133	1.99	1,578	1,508	1,283
C 事務従事者	956	1,701	0.56	1,235	1,183	1,086
25一般事務従事者	792	1,526	0.52	1,231	1,185	1,085
26会計事務従事者	58	72	0.81	1,243	1,127	1,096
27生産関連事務従事者	27	28	0.96	1,335	1,197	1,130
28営業・販売事務従事者	37	19	1.95	1,120	1,091	1,078
29外勤事務従事者	2	2	1.00	1,223	1,198	1,043
30運輸・郵便事務従事者	13	5	2.60	1,150	1,148	1,100
31事務用機器操作員	27	49	0.55	1,352	1,352	1,129
D 販売従事者	666	457	1.46	1,187	1,096	1,070
32商品販売従事者	530	423	1.25	1,196	1,097	1,070
33販売類似職業従事者	78	12	6.50	1,062	1,060	1,050
34営業職業従事者	58	22	2.64	1,288	1,167	1,073
E サービス職業従事者	2,602	929	2.80	1,208	1,118	1,083
35家庭生活支援サービス職業従事者	10	3	3.33	1,350	1,200	1,300
36介護サービス職業従事者	914	234	3.91	1,239	1,119	1,093
37保健医療サービス職業従事者	172	36	4.78	1,239	1,114	1,108
38生活衛生サービス職業従事者	123	28	4.39	1,239	1,095	1,061
39飲食物調理従事者	533	360	1.48	1,153	1,103	1,072
40接客・給仕職業従事者	530	141	3.76	1,171	1,102	1,074
41居住施設・ビル等管理人	10	40	0.25	1,302	1,302	1,077
42その他のサービス職業従事者	310	87	3.56	1,222	1,174	1,099
F 保安職業従事者	266	95	2.80	1,208	1,152	1,120
G 農林漁業従事者	37	75	0.49	1,194	1,133	1,114
H 生産工程従事者	373	353	1.06	1,173	1,103	1,085
49生産設備制御・監視従事者（金属製品）	3	7	0.43	-	-	-
50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	7	9	0.78	1,280	1,280	1,100
51機械組立設備制御・監視従事者	0	4	-	-	-	1,200
52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	23	22	1.05	1,493	1,243	1,039
53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	218	210	1.04	1,108	1,074	1,061
54機械組立従事者	66	43	1.53	1,103	1,062	1,078
55機械整備・修理従事者	28	11	2.55	1,470	1,195	1,550
56製品検査従事者（金属製品）	2	9	0.22	1,466	1,333	1,047
57製品検査従事者（金属製品を除く）	11	2	5.50	1,098	1,048	-
58機械検査従事者	5	3	1.67	1,075	1,075	-
59生産関連・生産類似作業従事者	10	33	0.30	1,200	1,050	1,109
I 輸送・機械運転従事者	303	213	1.42	1,239	1,184	1,116
60鉄道運転従事者	0	1	-	-	-	-
61自動車運転従事者	273	163	1.67	1,226	1,175	1,102
62船舶・航空機運転従事者	0	0	-	-	-	-
63その他の輸送従事者	11	28	0.39	-	-	1,085
64定置・建設機械運転従事者	19	21	0.90	1,371	1,288	1,349
J 建設・採掘従事者	22	45	0.49	1,480	1,124	1,093
65建設躯体工事従事者	0	5	-	-	-	1,047
66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	9	16	0.56	-	-	1,179
67電気工事従事者	8	11	0.73	1,433	1,082	1,047
68土木作業従事者	5	13	0.38	1,550	1,188	1,057
69採掘従事者	0	0	-	-	-	-
K 運搬・清掃・包装等従事者	1,235	1,819	0.68	1,199	1,141	1,073
70運搬従事者	218	210	1.04	1,150	1,096	1,090
71清掃従事者	471	482	0.98	1,174	1,117	1,072
72包装従事者	54	40	1.35	1,053	1,053	1,052
73その他の運搬・清掃・包装等従事者	492	1,087	0.45	1,242	1,178	1,070
分類不能の職業	0	1,348	-	-	-	1,078

※項目の解説については3ページを参照。

求人・求職バランスシート

令和8年1月



- 1 総務省日本標準職業分類に基づく区分により表章したもの。
- 2 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。
- 3 求人賃金は総額、求職賃金は税込額による。常用は月給相当、常用的パートタイムは時給相当である。
- 4 求人賃金は、計上月に受理された求人の最低額、最高額の各平均値である。
- 5 求職賃金は、計上月に受理された求職者の希望収入の平均値である。

- 1 学校法人 Y I C 学院
- 2 国立大学法人山口大学
- 3 公立大学法人下関市立大学

1 学校法人 Y I C 学院

働く人がもっと輝ける リスクリソフ講座

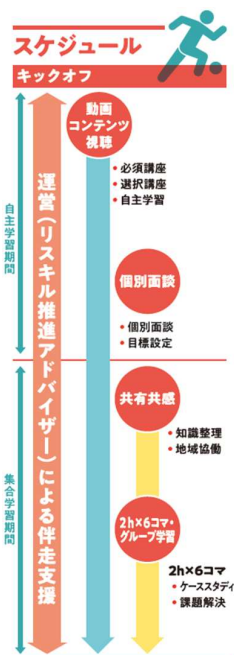
対象：観光・料飲・サービス業等



観光・料飲・サービス業等の階層別リスクリングのモデル構築事業

学校法人 YIC学院

1. 事業の概要



- 観光および料飲を中心としたサービス業従事者を対象に、即効性の高いスキルアップ講座を提供
- 1コース3～4か月
- オンデマンド学習と集合学習を組み合わせ、忙しい方でも取り組みやすく、同時にボリューム的にも満足できるカリキュラムを作成
- 受講者の学習を伴走支援する「リスクリソフ推進アドバイザー」も同時に育成し、学習者の離脱を防ぐ仕組みづくりを行う
- 所属企業とも連携し、受講経過や成果をフィードバックする

2. 募集活動

初年度 (R5)	・ 少人数で講座テストラン（既知の企業中心に勧誘）
2 年目 (R6)	・ 案内パンフレットを作成（業界会合、山口市商工会議所会報などで配布） ・ 県内観光料飲関係企業を訪問、事業の説明と勧誘を実施
3 年目 (R7)	・ 2 年間の受講企業および県内訪問先のリストを元に本年度プランを紹介 ・ イメージの共通化を図るため、昨年共通のグラフィックを活用 ・ HPの集客強化のためランディングページを設置 ※県内業界企業はほぼ訪問済のため事業の認知度が高い ※昨年度までの受講企業からは事前に今期の受講希望あり ※QRコードでサイトに誘導（大幅な工数削減となる）

結果：

- 各講座で9割以上の充足
- 3年目のHPからの受講申込みが8割

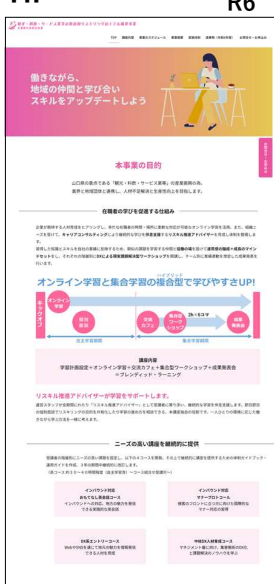
2. 募集活動

パンフレット



←R6(左) ↓R7(右)

HP



R6

R7



3. 開発プログラム実証

リスキリング実証講座（4コース）

講座名（定員）	内容	初年度	2年目	3年目
おもてなし英会話	インバウンド対応できる実践的な英会話講座	5名	10名	9名
DX系エントリー	マーケティングの知識を踏まえ、山口県の魅力を発信できるDX人材	4名	10名	9名
中核DX人材育成	集客戦術のDX化と課題解決能力を有するマネジメント担当者	—	—	4名
マナー・プロトコール	国際的なマナー・プロトコールに基づいた基本的接客マナーの習得	—	10名	9名

リススキル推進アドバイザーの育成（2コース）

講座名	内容	初年度	2年目	3年目
リススキル推進アドバイザー育成講座	受講者の学習継続を伴走支援するアドバイザーの育成	—	7名	10名
リススキル推進アドバイザー講師育成講座	リススキル推進アドバイザーを育成できる講師の養成	—	—	7名

3. 開発プログラム実証

実証講座スケジュール（R7）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
おもてなし英会話				実証		アプリ学習(10h)、ワークショップ×6、 成果発表会＝合計40 h			
DX系エントリー			実証			オンデマンド学習(15h)、ワークショップ ×6、成果発表会＝合計45 h			
中核DX人材育成				実証			オンデマンド学習(13h)、 ワークショップ×6、 成果発表会＝合計43 h		
マナー・プロトコール	オンデマンド学習(13h)、ワークショップ×6、 成果発表会＝合計43 h				実証				

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
リススキル推進アドバイザー育成講座			オンデマンド学習(3h)、ワークショップ×4＝合計16 h				
リススキル推進アドバイザー講師育成講座		オンデマンド学習(3h)、ワークショップ×4＝合計14 h					

3. 開発プログラム実証 ①

おもてなし英会話コース



R 6	
期間	7/1～10/31
受講数	10名
修了	4名
出席率	51%

R 7	
期間	7/23～10/29
受講数	9名
修了	9名
出席率	82.7%

重点項目

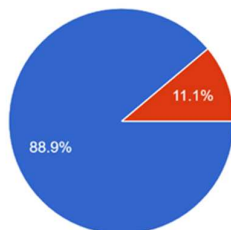
- 県内大学留学生をアシスタントに起用
- 講座は平日で固定、連休週は休みとして業務に配慮した
- アプリ(Duolingo for school)を採用

結果

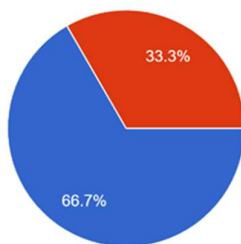
- スキルが目に見えて上がり 5 分以上のロープレが可能に
- 修了者の増加（4 割→10割）
- アプリは好評だったが有料版にすべきだった

修了時アンケート結果 〈おもてなし英会話〉

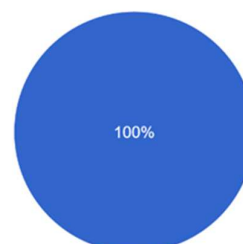
- 今回の実証講座に参加して良かったと思いますか？



- オンデマンド学習についての感想

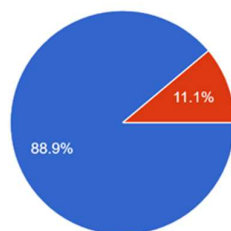


- アドバイザーの支援について



● 良かった
● 特になし
● 不満

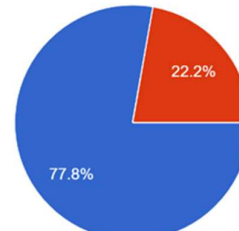
- 今回の学んだことは今後の業務に役立つと思いますか？



- ワークショップ（対面講座）はいかがでしたか？



- 受講生同士で交流ができましたか？



3. 開発プログラム実証 ②

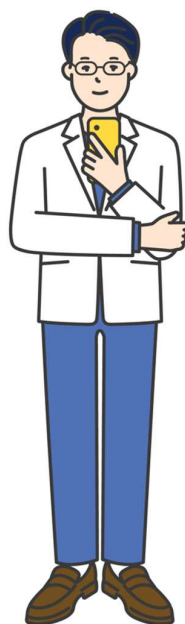
DX系エントリー



R 6	
期間	10/1～1/31
受講数	10名
修了	9名
出席率	82%

R 7	
期間	7/3～10/23
受講数	9名
修了	8名
出席率	74%

中核DX人材育成 (R7新規講座)



R 7	
期間	8/28～12/18
受講数	5名
修了	4名
出席率	70%

★中核コースはエントリー修了者をターゲットに、クリエイティブシンキングをベースに「生成AIから斬新なアイデアを引き出す」ことを目指して構築。昨年修了者2名、本年修了者3名で実証講座を行った。

3. 開発プログラム実証 ②

②DXエントリー & 中核DX人材育成

重点項目

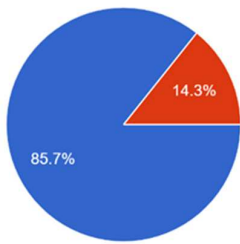
- 個人ワークを中心に受講者のレベルに合わせて学習
- AIを扱う上での論理的思考(中核の場合はクリエイティブ思考)の必要性を強調し、理解を促進
- 使用するツールをまとめた専用ポータルを作り、有効なプロンプトづくりを体験できた

結果

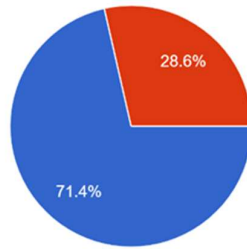
- 成果発表の完成度が大幅に上がった
- 特に中核コースにおいて、実業務で通用するレベルのプレゼンが作られた
- 『アイデア出し→検討→取りまとめ→プレゼン資料作成』まで全員が完走できた
- 講座専用の環境提供は実業務に戻った際の再現が難しく、今後の継続には個人の環境整備が必要

修了時アンケート結果 〈DXエントリー〉

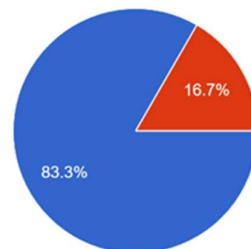
● 今回の実証講座に参加して良かったと思いますか？



● オンデマンド学習についての感想



● アドバイザーの支援について



● 良かった
● 特になし
● 不満

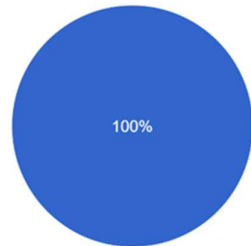
● 今回の学んだことは今後の業務に役立つと思いますか？



● ワークショップ（対面講座）はいかがでしたか？



● 受講生同士で交流ができましたか？



3. 開発プログラム実証 ③

マナー・プロトコール コース



R 6	
期間	10/1～1/31
受講数	9 名
修了	9 名
出席率	91%

R 7	
期間	10/1～1/28
受講数	9 名
修了	8 名
出席率	79%

重点項目

- 初年度作成したオリジナルの教材動画コンテンツを使用
- 参加者同士の意見交換、発表など受講者交流を意識
- 欠席時のフォローアップ、補習なども実施した

結果

- 教材動画は参加企業から有償提供の依頼があった
- マナースキルに重点を置いた成果発表を実施、好評を得た
- 受講生同士の交流が活発になり懇親会なども企画された

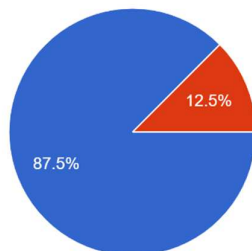
修了時アンケート結果〈マナープロトコル〉



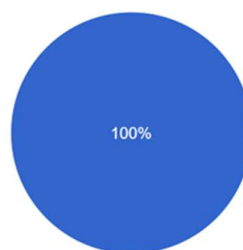
● 今回の実証講座に参加して良かったと思いますか？



● オンデマンド学習についての感想

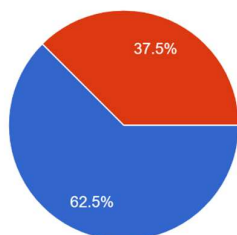


● アドバイザーの支援について

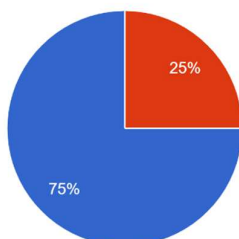


● 良かった
● 特になし
● 不満

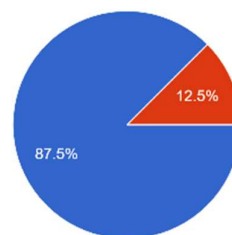
● 今回の学んだことは今後の業務に役立つと思いますか？



● ワークショップ（対面講座）はいかがでしたか？



● 受講生同士で交流ができましたか？



3. ① リスキル推進アドバイザー育成講座



● 企業の要請を受けて、受講者を伴走支援する運営スタッフ

● 育成講座（全4回・約14時間）を実施
初年度7名、2年目10名受講（外部人材含む）

- ・実証の事例をベースにカリキュラムを作成
- ・ロールプレイング、ディスカッションなど実践的な内容

育成講座カリキュラム

テーマ	セッション	セッションテーマ	目的
テーマ1 リスクリング・アドバイザーの意義を理解する	1	なぜリスクリングが重要なのか？	リスクリングの背景と意義を理解する。
	2	なぜ大人の学びに伴走者が必要なのか？	大人の学びの壁を理解し、アドバイザーの役割を明確にする。
	3	リスクリング推進の業務プロセスを理解する	プロセス全体を把握し、設計の基礎を学ぶ。
	4	アドバイザーとして目指す姿を理解する	必要なスキル全体像を理解しながら、自分らしいアドバイザー像を描く
テーマ2 リスクリング推進アドバイザーとしてのスキルを磨く	5	(1) 事業コンサルタントのスキルを磨く	企業のリスクリング課題を顕在化させ、学習環境づくり支援を働きかける。
	6	(2) キャリアコンサルタントのスキルを磨く	学習者の動機付けやキャリア支援スキルを深める。
	7	(3) 学習支援者/コーチのスキルを磨く	学習の壁を乗り越える支援方法を学ぶ。
	8	(4) コミュニティマネージャーのスキルを磨く	学習者同士が協力し合う場をデザインするスキルを学ぶ。
	9	学習成果を振り返る	学びの成果を振り返り、次に活かしていく。
テーマ3 本学習のまとめ	10	学びのまとめとリスクリング推進の未来像	ここまでの学習を振り返り、未来像を考察する。

育成講座時間割

ステップ	ブレ	STEP1	STEP2	STEP3
	キックオフ	事前学習① ワークショップ①	事前② ワークショップ②	事前学習③ ワークショップ③
手法	オンライン (2時間程度)	動画学習 対面 (6時間程度)	動画学習 対面or オンライン (3時間程度)	動画学習 対面or オンライン (3時間程度)
目・概要	前提と 目的共有	・リスクリングの重要性と基本概念を理解する ・リスクリング推進アドバイザーが果たすべき役割を理解する ・企業訪問による事業課題のヒアリングと、それを受けた提案の仕方を理解・実践（SIM）する	・個別面談を設計する ・学習伴走に備える	・受講者との面談の仕方と、面談の中で目標設定、具体的な学習の一手を踏み出す支援の仕方を理解・実践（SIM）する ・実践振り返り・追加学習

※テキストと動画教材を制作



【テキスト】220P
【動画教材】21本（3時間）

3. ② リスキル推進アドバイザー講師育成講座



● リスキル推進アドバイザーの養成役となる

講師の育成テキストの作成と実証

● 育成講座を実施（全4回・約12時間）

7名受講（育成講座修了者対象）

講師育成講座時間割

ステップ	1. 講師としての スタンス醸成	2. 学びの場の設計	3. ファシリテーション実践
目的	リスキル推進の背景を理解し、自分自身の「学び続ける力」を確認。 講師としてのスタンスを明確化する。	学びの場を設計する基礎を理解し、初歩的なデザインスキルを身につける。	ファシリテーションの基礎スキルを実践的に身につける。
事前動画学習 (180分)	①講師としての視座・視点（30分） WHY: 講師に求められる視座視点。 WHERE: 社会に広く目を向ける。 WHAT: ラーナー実践者であり、学びを編むファシリテーターである。 ②自分のらしさを磨く（15分） ③学び続ける力と情報収集（20分） 学びの楽しさを伝えるマインドセットと、情報収集の大切さ。 ④AIを味方につける（15分）	①学びの場を設計する基礎（30分） 目的をブラさず、学習者中心のデザインを行うとは。 目的・対象・手法の基本的な構成。 研修とワークショップ ②問いを活用した学びの促進（20分） 本講師の中心価値、ファシリテーションの学びを引き出すための問いかけの方法。	①ファシリテーションの基本（25分） 良いファシリテーションの定義とスキル。 ②多様な学習者への対応（25分） 異なる背景やニーズに応じた柔軟なアプローチ。 それぞれが持つ視点の違いを理解する。 共同注視の力。
ワークショップ	6時間／対面 ①相互理解 ②講師としてのマインドセット 参加者同士でマインドセットを醸成。 自分のくせにも気づく。 ③情報収集地図を作成 マインドセットを具体的なアクションにする。 情報を広く取り続けるための施策。 AI活用を始める。	3時間／オンライン ①学びの場を設計するとは？ 効果的な学びの場の事例を共有など。 ②学びの場の設計シナリオ作成実践 特定のテーマに基づいて学びの場を設計。 シナリオの発表と講師からのフィードバック。	3時間／オンライン ①ファシリテーションのロールプレイ シナリオに基づくファシリテーションを実践。各グループで振り返り改善案を共有。 ②フィードバックセッション 講師や他の受講者からの具体的なアドバイスを受ける。

講師育成講座カリキュラム

テーマ	セッション	セッションテーマ	目的
テーマ1 講師としてのスタンスを理解する	1	リスキル推進アドバイザー認定講師とは？	
	2	認定講師に求められるマインド・スキルは？	・人材要件（求められるものは多い） ・視座視点（広い社会への関心） ・自らがラーナーである
	3	自分らしさを活かす	・自分の背景を理解し、強みと余白を理解する ・コレクティブジャーナリス（再）
	4	AIを味方につける	・AIを味方につける
	5	ライフロングラーナーとしての視座	・情報地図を持つことの大切さ
テーマ2 学びの場を設計する	1	学びの場を設計する（基礎）	・目的を捉え、学習者を中心に据える～学びの場の設計とは ・ワークショップ的な手法を取り入れる
テーマ3 ファシリテーションを実践する	1	ファシリテーションの基本	・描いた学びの場を実践する
テーマ4 総合演習と認定	2	多様な学習者を捉える	・それぞれから見える景色を尊重する ・共同注視で場をまとまりをつくる
	1	これまでのまとめ／事前課題	

※テキストと動画教材を制作



【テキスト】126P
【動画教材】16本（2時間）

3. ③ リスキル推進アドバイザー育成 デジタルツールの活用



◆ 受講者情報の収集（AI活用）

面談を自動化する **チャットボット** を作成。

- ・気軽にいつでも利用可能
- ・基本情報の収集、学習進捗確認を自動化

◆ 受講者情報の集約（LMS）

受講者情報（出欠／面談記録／集合研修感想等）をLMS

に登録し、個々の記録を抽出し **受講者カルテ** を作成。

- ・受講者の変化を把握
- ・企業報告時に活用

① 基本情報収集

受講者	利用履歴
所属	和田屋カナル
現状	・和田屋カナルで取組役として、業務改善・人材採用・WEB 販促管理を一人で担当 ・給与振替や前払金振替にむける SNS の重要性を学ぶ ・SNS には定着意識があるが、新人社員と連携して Instagram 運用を開始
学習目標	・3 年後に SNS チームで定額発注と総額発注に関われるよう土台を築く ・SNS の基礎知識を身につけ、効果的な表示・戦略を立てられるようになる ・遠征や得意先と近い業務で活用したい
学習環境	・職場の PC で午前中から午後までの時間を活用 ・周囲の協力も得られる環境 ・ChatGPT との対話で得意先ツールを内製化した成功体験あり
サポート ニーズ	・途中で抱けないような疑問や悩みを講師から聞きたい ・相談型のサポートを活用したい
ボットから ひとこと	和田さんは既に SNS の必要性を的確に把握され、実際に運用も始められています。ChatGPT での学習成功体験をお持ちです。学習環境も整っています。取組役というお立場で継続づくりの視点を持ちながら、新しい分野に挑戦される姿勢が本当に素晴らしいと思います。 「がんばります」とおっしゃっていた和田さんの意気込みを大切に、これから一緒に学習を進めていきましょう！きっと3年後の SNS チーム構築という目標に向けて、着実に前進できると思います。

② 学習進捗確認

業務状況	学習進捗
・採用と Web 販促を担当 ・会社全体は 10 月から開始期だが、ご自身の業務（採用活動待機、冬クワン抽出完了）は進んでいる ・職場からの反応は特になく、学んだことはまだ実践段階の段階	・最終的には業務課題に学んだ知見を活かして効率的に対応できるようになりたい ・基礎は理解できたが、実践中心で学習を進めている ・Udemy 視聴は最低限だが、学習上の障害は特になし ・AI への適切な事前情報提供で程度の低いフィードバックを得られるようになった
受講目的・目標	・基礎的な業務知識・スキル習得が目的 ・業務で効率的な方法を確立・提案できるようなことが目標
今後のポイント	実践重視の学習スタイルで基礎を習得されているので、次は「読んでいる知識」を小さな業務から試してみること、さらなる成長につながると思います。

受講生氏名（所属）

1. チャットボット面談①
2. チャットボット面談②
3. ワークショップごとのヒアリング
4. 修了アンケート
5. リスキル推進アドバイザーコメント

4. 今後の展開

実証講座の改善

- オンデマンド学習とワークショップの融合
- スケジュール設定（学習期間の調整）
- 部分受講を想定したユニット化
- より専門性を深める講座開発（例：DXエントリー→中核DX）



自走化に向けた検討

- すでに引き合いのあるマナー講座の提供
- ユニット化した講座の既存事業への展開
- 助成金等支援体制の構築検討
- リスキル推進アドバイザーの既存業務への投入（スキル向上）
- 委員会所属団体との連携



2 国立大学法人山口大学

令和7年度実施の主なリカレント教育（山口大学）

講座名	内容	実施期間・回数等	受講者数
データサイエンス技術マスター講座 （履修証明プログラム）	企業内外のデータを迅速かつ高度に分析・解析することで、マーケティングの強化や生産性の向上等に繋げる「データサイエンス」に必要な数理的思考とデータ分析能力を習得する。	2025年5月～2026年1月（30回）	13
山口大学知財教育プログラム （履修証明プログラム）	高校や大学において知財教育を修得する機会が少なかった社会人等を対象としており、企業において知的財産（技術、ブランド等）を活用して効果的にビジネス展開に結び付けることのできる人材育成や知的財産教育に携わる人材育成、日々の企業活動や個人のくらしの中においても必要とされる、知的財産に係る一定の知財知識とスキルを身に付けることを目的とする。	<必修科目> ・知的財産入門（1単位） <選択必修科目> ・著作権法（1単位） ・特許法（1単位） ・意匠法（1単位） ・商標法（1単位） ・不正競争防止法（1単位） ・種苗法（1単位） ・標準化と知的財産（1単位） ・農業と知的財産（1単位） ・コンテンツ産業と知的財産（2単位） ・ものづくりと知的財産（2単位） ・知財情報の分析と活用（2単位） ・知的財産管理論（1単位） ・教育現場と知的財産（1単位）	3
馬救急医療実践力育成プログラム （履修証明プログラム）	獣医師免許取得者を対象として、馬救急医療を学修し、Hands-on臨床実習やグループディスカッションを実施することにより、救急医療実践力並びに早期診断能力を得ることを目指す。	・事前自己学習（e-ラーニング）（40時間） ・集中実習（40時間） ・グループディスカッション（10時間） ・症例ディスカッション（10時間） ・レポート作成（20時間）	6
馬予防医学実践力育成プログラム （履修証明プログラム）	馬飼養管理に関わる社会人を対象として、馬学を学修し、Hands-on実習やグループディスカッションを実施することにより、馬予防医学実践力を得ることを目指す。	・事前自己学習（e-ラーニング）（50時間） ・集中実習（8時間） ・グループディスカッション（2時間）	10
山口大学地質講習会（CPD）講習会（講演会）	国家資格「技術士」や「地質調査技士」の資格取得者に義務づけられている技術者継続教育（CPD）に対応した講習会、地質学に関する最近のトピックスなど地質技術の向上を目指した講演会。	2025年6月（1回） 2025年7月から8月	249
地質技術者向け 技術士（応用理学）二次試験対策講座	国家資格「技術士」の取得を目指す地質技術者のための二次試験向けの講習会。	2025年5月から12月（15回）	1
地質調査野外講習会	野外における地質調査、地質図と断面図の作成技術を学ぶ実習形式の講習会。室内における実習と野外での調査から成る。	2025年5月（1回）	33
社会基盤メンテナンスエキスパート山口（ME山口）養成講座	インフラ再生に関する総合的な技術力を持つ中核的技術者の育成を目指し、鋼橋、コンクリート橋、トンネルの基礎的事項、劣化現象、点検診断、補修補強を座学で学んだのちに、実構造物の現場で点検実習を行う。	2025年9月2日～26日【28コマ×90分＝42時間】（7回） ・オリエンテーション他 ・【トンネル】座学・現場実習・講評 ・【コンクリート】座学・現場実習・講評 ・【鋼橋】座学・現場実習・講評	49

3 公立大学法人下関市立大学

下関市立大学附属リカレント教育センターの 2025 年度の実施について

1. 概要

下関市立大学の社会人を対象としたリカレント教育は、土曜日や夜間を中心に対面とオンラインのハイブリット授業で開講しています（対面参加 35%：オンライン参加 65%）。2025 年度のそれぞれのコースについては表 1 の通りとなっており、関東から九州の 17 都道府県から、20 歳から 71 歳までの幅広い年齢層の方に受講いただいております。年代は、29歳までが21.31%、30歳から39歳まで20.49%、40歳から49歳まで 30.33%、50歳から59歳まで 19.67%、60歳以上 8.2%と、今年度は中堅層の社会人の方々に多くご受講いただいております。山口県内からの受講者は 64 名（うち下関市内は 13名）、男女比では男性 13.93%、女性 86.07%でした。

表 1 2025 年度の受講生の人数

募集時期	春学期	秋学期
【履修証明プログラム】		
I 子ども才能マネジメント	23 名 (聴講生 18 名)	23 名 (聴講生 5 名)
II 旅館マネジメント	4 名 (聴講生 0 名)	4 名 (聴講生 0 名)
III もののせき地域DX人材育成 成リスクリソグプログラム	-	3 名 (聴講生 2 名)
IV 潜在看護師キャリア支援	0名 (聴講生0名)	-
計	27名 (聴講生 18 名)	30 名 (聴講生 7 名)
【スキルアッププログラム】		
くじらと捕鯨の地域活性化	聴講生 3 名	
パーソナルマネジメント	聴講生 7 名	
ビジネスデータ分析	聴講生 8 名	
Excel関数の使い方と活用	聴講生 15 名	
模擬患者養成コース	聴講生 7 名	
計	(聴講生 40 名)	
総計	履修証明プログラム履修生 のべ57 名 聴講生 のべ65名 合計122名	

2. 受講生の声（アンケート結果の一部抜粋）

2025 年度は、2025 年 4 月～2026 年 3 月まで開講しています。講義が終了したものから、随時、オンラインで回答する形式での受講生アンケートを実施しています。まだ終了していない講座もありますが、3 月 9 日現在、51 名の受講生に回答いただいておりますので、その一部をご紹介します。なお、最終のアンケート結果については毎年ホームページで公表しております。

講座を知ったきっかけ（複数回答）

社内研修（45％）が最も多く、次に人からの紹介（22％）、その他（15％）、本学HP（10％）、市報しものせき（5％）

受講した感想など

*初めて学ぶ内容でしたが、この学びを活かして自身の成長に繋げていきたいと思っています。

*Excelの技術を学んだことで、日々の業務へすぐに活用でき、効率化に繋がっています。

*市販の参考書はあふれており、自身も持っているが、中々手を付けない。このような講義が良い

きっかけとなった。

*他の履修生や先生の体験談、解決方法や注力する点など生の声を聴く機会になり、広い視点

で考える良い機会になりました。

*この講義の良いところは、現場の生の声と経験が詰まっているところだと思います。

*1年間の受講中、スケジュールが厳しいところもありましたが、終わってみると受講して良かった

という思いに変わりました。これで終わりではなく、更に研鑽を続けて参りたいと思います。

今回の学びをどのように活かしていきたいか（複数回答）

質問内容	回答者数（％）
自分の現職でのキャリア形成・キャリアアップのため	42
自分のセカンドライフのため	3
自分の子育て・ライフマネジメントのため	2
会社での組織マネジメントのため	10
会社での人事業務のため	4
会社での社員教育のため	7
学校や保育所等での教育・保育・進路指導などのため	7
自分の知的好奇心を広げるため	12
自分の研究テーマと重なるため	1

3. 2026 年度について

2026 年度からは、新たなスキルアッププログラムとして「生成AIで「動く」Webアプリを作る超入門」と「現場における後輩看護師育成講座」を新設するなど、「人生100年時代」を生

きていく社会人のみなさまの学びのニーズを常に把握しながら、講座の内容を毎年再構築しております。また、受講回数が1回から数回と、気軽に受講できる「市民大学公開講座」も開講しております。

詳細につきましては、随時、本学附属リカレント教育センターのホームページにて公開していますので、ご確認ください。

下関市立大学 附属リカレント教育センター

HP ▶ <https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/recurrent/>



2026年度 受講生募集

人生100年時代
自分にできる学びは
何だろう？



募集期間 2026年2月2日(月)～5月7日(木) 履修証明プログラム
2026年2月2日(月)～5月20日(水) スキルアップコース

履修証明プログラム

子ども才能マネジメント

専門家養成コース



乳幼児教育や保育、子育てに
もっと自信をつけたいあなたへ。

履修証明プログラム

旅館マネジメント

専門家養成コース



旅館経営の基礎に立ち返り、時代に
沿った人材教育を学びたいあなたへ。

スキルアップコース

パーソナルマネジメント



職場の人材配置や人間関係、
自身のキャリアに悩むあなたへ。

スキルアップコース

くじらと捕鯨の

地域活性化



下関ゆかりの「くじら」を歴史や文化、水産経済学
の視点から学び、地域で活かしたいあなたへ。

申込書類送付先及び連絡先



下関市立大学附属リカレント教育センター

〒751-8510 山口県下関市大学町二丁目1番1号

TEL.083-250-6162(直通) FAX.083-250-6163

E-mail : recurrent@shimonoseki-cu.ac.jp

URL : <https://www.shimonoseki-cu.ac.jp/fuzoku/recurrent/bosyu>

リカレント教育センター
公式ホームページ



詳しくはWebで！

あっ！
ココで学びたい
 理由みつけ。

受講生募集中



履歴書に書ける 履修証明プログラム

※パーソナルマネジメントとくじら
と捕鯨の地域活性化を除く



オンライン&対面 ハイブリッド講義 完全対応！



1科目から受講OK

※コース重複受講も可能！



履修証明プログラム	受講期間	受講料（総時間）	募集人数	開始日/終了予定日	開催日程の概要/時間
子ども才能 マネジメント	8か月	履修生60,000円 (60時間) 聴講生1,500円 (1講義：90分あたり)	計40名 程度 (最低開講 人数：3名)	2026.6.13(土) ～2027.1.30(土)	隔週土曜日開講 1コマ目 9:00～10:30 2コマ目 10:40～12:10 3コマ目 13:10～14:40 4コマ目 14:50～16:20 (最終日のみ)
旅館マネジメント	10か月			2026.6.2(火) ～2027.3.16(火)	隔週火曜日開講 1コマ目 11:00～12:30 2コマ目 13:15～14:45
スキルアップコース	受講期間	受講料（総時間）	募集人数	開始日/終了予定日	開催日程の概要/時間
パーソナル マネジメント	4か月	全講義受講7,000円 (21時間) 一部聴講 500円 (1講義：90分あたり)	計20名 程度 (最低開講 人数：3名)	2026.6.6(土) ～2026.9.12(土)	隔週土曜日開講 1コマ目 9:00～10:30 2コマ目 10:40～12:10
くじらと捕鯨の 地域活性化	3か月	全講義受講6,000円 (18時間) 一部聴講 500円 (1講義：90分あたり)		2026.6.6(土) ～2026.8.29(土)	

※一部聴講では、履修証明プログラム・スキルアップコース共に1講義から自由に選択して受講することができます。詳しくは講義一覧をご覧ください。

履修資格

- ①履修証明プログラムの履修生は下関市立大学学則第18条の規定に準じます。
- ②履修証明プログラムの聴講生及びスキルアップコースの受講生は高校生以上です。

申込期間

履修証明プログラム：2026年2月2日（月）～2026年5月 7日（木）＊必着
 スキルアップコース：2026年2月2日（月）～2026年5月20日（水）＊必着

申込方法

本学ホームページから該当の様式をダウンロードし、紙媒体にて提出してください。
 履修証明プログラムとスキルアップコースは方法が異なるため詳しくは募集要項をご覧ください。

受講料の納入

定められた期日までに納入してください。

手続きに 関する注意

- いったん受理した書類及び納入された受講料については、受講生の自己都合による返却及び返金はできません。
 なお、やむを得ない事情により開講できない場合に限り、受講料の返金を行うことがあります。
- 提出書類に虚偽の記載があった場合、受講の資格を失います。また、書類不備の場合は受付できません。

講義会場のご案内

公立大学法人

下関市立大学

〒751-8510

山口県下関市大学町二丁目1番1号

TEL.083-250-6162



令和 8 年度山口地域職業訓練実施計画（案）

令和 8 年度山口地域職業訓練実施計画（案）

（山口労働局・山口県・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部）

令和 8 年〇月〇日

1 総説

（１）計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、山口県立東部高等産業技術学校・山口県立西部高等産業技術学校（以下「県立校」という。）及び山口職業能力開発促進センター（以下「機構立施設」という。）において実施する職業訓練（職業能力開発促進法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、県立校及び機構立施設は、本計画を実施する際に、山口労働局、公共職業安定所との連携を図り、効率的かつ効果的な公的職業訓練の実施を図るものとする。

（２）計画期間

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（３）計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 労働市場の動向、課題等

(1) 労働市場の動向と課題

本県の労働市場の動向をみると、足下の令和8年1月現在では有効求人倍率（季節調整値）は1.31倍で、全国の有効求人倍率1.18倍を0.13ポイント上回る水準で推移している。

県内の幅広い産業において人手不足感が深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要となっており、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、所得向上の好循環を実現していくことが重要である。

加えて、デジタル・トランスフォーメーションやグリーントランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。加えて、企業規模等によってはDX等の進展への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域のニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、一層の環境整備が求められるとともに、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

(2) 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和7年度の新規求職者は令和8年1月末現在で43,510人（前年同月比1.7%増）であり、そのうち、雇用保険受給資格決定件数（速報値）は令和8年1月末現在で12,221人（前年同月比2.7%増）であった。

これに対し、令和7年度（令和7年4月～令和8年1月）の公的職業訓練の実績については、以下のとおりである。

＜令和7年4月～令和8年1月＞

離職者に対する公共職業訓練	759人（前年同期比 12.5%減）
求職者支援訓練	294人（前年同期比 38.0%増）
在職者訓練（山口県）	1,401人（前年同期比 1.0%増）
在職者訓練（ポリテクセンター山口）	267人（前年同期比 5.3%減）

また、令和 7 年度における公的職業訓練の就職率については、以下のとおりである。

〈令和 6 年 10 月～令和 7 年 7 月末修了者〉

・ 離職者に対する公共職業訓練

施設内訓練（山口県）	98.0%
施設内訓練（ポ リテクセンター山口）	88.5%
委託訓練	62.2%

・ 求職者支援訓練 基礎コース	45.2%
実践コース	51.7%

※就職率は、令和 6 年 10 月から令和 7 年 7 月末までに訓練を修了した者の三ヶ月後の就職状況に基づいて把握した率である。

※公共職業訓練は、雇用保険が適用される労働条件での就職及び内定者、求職者支援訓練は、雇用保険が適用される労働条件で就職し、かつ雇用保険の資格取得がなされている就職を基に就職率を算定している。

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

（1）基本方針

令和 6 年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、以下の課題が見られる。

- ①応募倍率が低く、就職率が高い分野として「介護・医療・福祉分野」があること。
- ②応募倍率が高く、就職率が低い分野として「営業・販売・事務分野」があること。
- ③委託訓練において、計画数と実績に乖離が見られること。
- ④高齢の有効求職者に対する I T 等に関する能力向上が課題であること。
- ⑤すべての労働者がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できることが重要とされていること。また、効果検証ワーキンググループの検証結果やハローワークの意見等から、山口県においても基礎的なデジタルリテラシーの向上が必要であること。
- ⑥令和 6 年度から、非正規労働者が働きながら学びやすい職業訓練事業が試行的に実施されていること。

これらの課題の解消を目指し、令和 8 年度の公的職業訓練は、以下の方針に基づき実施する。

- ①「介護・医療・福祉分野」については、ハローワーク職員による事業所見学

等を通じて、介護現場の実情、訓練内容、取得可能なスキル及び就職実績についての的確に説明できるよう、職員の資質向上に努める。

②「営業・販売・事務分野」については、訓練前キャリアコンサルティングを積極的に活用し、求職者の職業能力や求職条件に応じた適切な職業相談及び受講あっせんを行うとともに、訓練修了者が活用できる「職業訓練修了者歓迎求人」の確保等を推進する。

③委託訓練については、ハローワークや民間教育機関の意見、並びに公的職業訓練効果検証ワーキンググループの検証結果を踏まえ、効率的かつ効果的な訓練計画の設定に努める。

④高齢の有効求職者への対応としては、新たな訓練実施機関の開拓を図りつつ、基本的なPC操作を含むデジタルスキルの習得を盛り込んだカリキュラムを整備し、継続的な訓練計画の設定に努める。

⑤デジタルリテラシーの向上については、訓練実施機関の開拓及びコース設定の一層の促進に努めるとともに、デジタル分野以外のすべてのコースにおいても、情報セキュリティに関するリテラシーを含めたデジタルリテラシーの向上を促進する。

また、生成AIの活用があらゆる分野で推進されていることを踏まえ、訓練の全分野において基礎的な知識が習得できるよう努める。

⑥非正規労働者が働きながら学びやすい職業訓練については、令和8年度から本格実施となることから、当該訓練の周知・啓発に努める。

（２）令和８年度の職業能力開発実施計画の特色

①県立校

「地域産業界への人材育成拠点」である高等産業技術学校において、地域の産業における人材ニーズに応じた職業訓練の充実を図っていく。大規模な設備を要する訓練は直営で、また民間での実施が可能な訓練は民間教育訓練機関を積極的に活用し、多様で効果的な訓練を実施する。

②機構立施設

公共職業訓練を通じて、雇用のセーフティネットとしての機能を発揮することに加え、経済及び社会の発展に向けて、労働者の技能の向上を図り、もって、中小企業等の生産性向上等を支援することを重点的に取り組むこととする。

(3) 離職者訓練の実施方針

① 県立校

主として常設の短期課程の訓練科に求職者を受け入れ、地域の企業が必要とする、より実践的な能力を持つスペシャリストを育成するための訓練を実施する。

民間教育訓練機関に委託して実施する職業訓練では、受講ニーズの高い訓練を厳選し、人手不足分野である介護や医療事務の職業訓練を引き続き実施するほか、少子高齢化の状況を踏まえて高齢求職者向けのコースを引き続き実施する。

また、D Xの加速などの社会変化に対応し、I TやW E Bデザインなどデジタル分野の資格取得を目指すコースを引き続き実施し、デジタル分野以外の訓練コースにおいても、訓練受講者へデジタルリテラシー習得の必要性や重要性を周知するなど、デジタルリテラシーを習得するための取組を促進する。

なお、育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施機関・時間に配慮した e ラーニングや託児サービス付き訓練コースを引き続き実施する。

② 機構立施設

求職者を対象にものづくり分野（製造分野、建設関連分野等）における知識・技能・技術の習得のほか、再就職に必要な実践的能力を形成するための職業訓練を実施する。令和8年度についても、令和7年度と同様の275人（橋渡し訓練25人を含む。）を年間定員とする。

引き続き人材ニーズを把握し、再就職に適した職業訓練を設定することとし、加えて、指導技法においてI C T化（タブレット端末、電子黒板の活用等）を促進する。

(4) 求職者支援訓練の実施方針

令和8年度においては、非正規労働者や自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能を果たすこと、育児・介護中の者、居住地に訓練実施機関がない者、在職中の者等、訓練の受講に当たり特に配慮を必要とする者を対象とした e ラーニングコースを設定することで493人程度に訓練機会を提供する。

訓練コースとしては、基礎的能力のみを習得する職業訓練として基礎コースを設定する。（求職者支援訓練の約22%）また、基礎的能力から実践的能力までを

一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定する。（求職者支援訓練の約 78 %）その際、デジタル分野等の成長分野や人材確保が困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。実践コースのうち、介護系、医療事務系及び情報系の 3 分野の割合を設定する。

（５）在職者訓練の実施方針

①県立校

高等産業技術学校の施設内において、在職者の職務能力の向上や、新たな技術・知識の習得を目的として、パソコン操作やＳＮＳ活用の技能を習得する事務系の訓練や電気工事士の資格取得のための電気系の訓練、労働基準協会との連携により溶接技術を習得する溶接系の訓練やクレーン操作技術を習得する運輸系の訓練を実施する。

また、３次元ＣＡＤの操作技能などものづくり分野におけるデジタル化に対応した訓練を実施するほか、企業ニーズに即した訓練として、企業の要望に応じて訓練内容を設定するオーダーメイド型の訓練を実施する。

②機構立施設

中小企業等の在職者を主な対象として、民間教育訓練機関の実施状況等を踏まえ、ものづくり分野（機械・金属系、電気・電子系、居住系）に特化した受講満足度の高い能力開発セミナーを実施する。

また、事業主等の職業能力開発ニーズに対応するため、個々のニーズに応じて設定する「オーダーメイド型」訓練や、ＤＸも含めた生産性の向上に資する「生産性向上支援訓練」のほか、指導員派遣、施設設備貸与等により、事業主、各種団体等の人材育成を支援する。

（６）学卒者訓練の実施方針

主として常設の普通課程の訓練科に学卒者を受け入れ、地域ニーズに応じた訓練を実施する。

（７）障害者訓練の実施方針

高等産業技術学校においては、スロープや身障者用トイレ等の施設整備を行い可能な範囲で身体障害者を受け入れている。

障害者を対象とした委託訓練を実施するとともに、特別支援学校高等部に在籍する生徒に対して、特別支援学校早期訓練コースを実施する。

なお、訓練計画の策定にあたっては、国が実施するPDCA評価の評価結果に踏まえたものとする。

また、これらの訓練の受講が困難な障害者については、国立の障害者職業能力開発校への入校を勧める。

(8) 職業能力開発実施体制の長期的方向

(訓練科目の見直し及び再編整備の方向又は考え方)

① 県立校

少子化による労働供給制約という課題を抱えるなかで、雇用情勢や社会の変化に即応した訓練を実施するために、地域の企業、経済団体、教育機関、職業紹介機関などで構成される学校運営協議会等を通じて地域のニーズを把握し、山口地域職業能力開発促進協議会で実施する訓練効果の検証結果も踏まえ、訓練科目、内容の不断の見直しを行っていく。

なお、現時点においては、職業能力開発校の再編整備等の予定はない。

② 機構立施設

訓練科の見直し及び訓練計画の策定に際しては、人材ニーズ等の把握・分析の結果や運営状況を総合的に点検し、機構版教育訓練ガイドラインによるPDCAサイクルを実施することにより改善・見直しを行い、訓練品質の維持・向上を図ることを基本としている。離職者訓練は、主にものづくり分野であって、当該地域において民間教育訓練機関等では実施困難なものを実施し、在職者訓練は、中小企業等を対象として、ものづくり分野を中心に真に高度なものを実施することとしている。訓練ニーズの把握や民間教育訓練機関等との競合の有無、訓練科設定の適否については、「訓練計画専門部会」を開催し、同部会委員による審査を経て、次年度計画を策定することとしている。

なお、国が実施する職業訓練については、全国どこで受講しても一定の訓練品質を担保する観点から、仕事を体系化し、具体的な能力開発の内容を「職業能力開発体系」として整備しており、それを基にモデルカリキュラムやテキスト等を作成している。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

※詳細は別添「計画期間中の公的職業訓練の対象者数等（訓練実施計画表）」のとおり

(1) 離職者に対する公的職業訓練

① 県立校

対象者数（定員）：235 人

職業訓練の内容等：農業分野、製造分野、建設関連分野

目標（就職率）：82.5%以上

②機構立施設

対象者数（定員）：275 人

職業訓練の内容等：製造分野（機械・金属、電気設備）、建設関連分野（住環境）及びその他分野（橋渡し訓練）

目標（就職率）：82.5%以上

その他の事項：2月に日本版デュアルシステム（短期課程）、（定員15人）を設定

③委託訓練

対象者数（定員）：753 人

職業訓練の内容等：IT分野、営業・販売・事務分野、医療事務分野、デザイン分野

目標（就職率）：75.0%以上

④求職者支援訓練

対象者数（定員）：493 人（認定上限値）

職業訓練の内容等：基礎分野、IT分野、医療事務分野、介護・医療・福祉分野等

目標（就職率）：基礎コース60% 実践コース63%
（いずれも雇用保険適用就職率）

⑤職業訓練の効果的な実施のための取組

ア．公的職業訓練効果検証ワーキンググループにおける訓練効果の把握・検証

適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、協議会のもとに公的職業訓練効果検証ワーキンググループを設置し、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、カリキュラムの改善を図ることとする。

イ．訓練実施機関や新規分野の開拓

山口県においては、訓練実施施設が少なく訓練分野や開講地域の偏りが

見られることから、訓練実施機関や新規分野の開拓に努める。

(2) 在職者に対する公共職業訓練等

①県立校

対象者数（定員）：2,436人

職業訓練の内容等：IT分野、製造分野、建設関連分野等

②機構立施設

対象者数（定員）：270人（計画は698人）

職業訓練の内容等：機械・金属系、電気・電子系、居住系

その他の事項：内訳として、機械・金属系298人、電気・電子系190人、
居住系210人を計画

③生産性向上支援訓練

対象者数（定員）：800人

職業訓練の内容等：企業活動における生産性の向上に資する内容

その他の事項：内数として、DX対応コース250人、
ミドルシニアコース40人、
サブスクリプション型訓練20人

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

対象者数（定員）：120人（2年間）

職業訓練の内容等：製造分野

(4) 障害者等に対する公共職業訓練

対象者数（定員）：70人

職業訓練の内容等：知識・技能習得、実践能力習得、
特別支援学校早期訓練

目標（就職率）：55%

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

(1) 地域におけるリスクリングの推進

公的職業訓練のほか、地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、県や市町が地方単独事業として実施する取組のうち、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する事業について、

職業能力の開発及び向上のために行われる取組として、本計画に位置づけて、その効果的な推進を図るものとする。

なお、事業一覧については、別途、山口地域職業能力開発促進協議会で報告する。

(2) 山口県内の職業能力開発に資するイベント等への連携・協力

山口県内における職業能力開発の促進に資する公共的なイベントや各種競技大会・事業等に対して、関係機関が連携し、円滑な推進を図ることとする。具体的には、次のとおりとする。

① イベント・競技大会

- ・「ものづくり体験教室」（主催：ポリテクセンター山口）
- ・「アビリンピックやまぐち」（ ）
- ・「技能五輪全国大会」（主催：厚生労働省他）
- ・「若年者ものづくり競技大会」（ ）
- ・「障害者技能競技大会（アビリンピック）」（ ）

上記イベント・競技大会を通じて、技能の向上や技能尊重気運の醸成を図るため、関係機関が連携して以下の取組を行う。

i 周知、参加者の確保

県民への周知や参加者募集・確保（山口労働局、山口県、高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部、山口県職業能力開発協会、教育機関、企業、技能士会等）

ii 参加支援

競技関係職種団体、選手所属企業、参加選手に対する選手育成強化 費及び大会派遣費等の助成（山口県、山口県職業能力開発協会）

② 技能検定

技能検定制度の円滑な運営を図るため、関係機関が連携して以下の取組を行う。

i 試験会場の確保

公共職業訓練施設・設備の提供（山口県、ポリテクセンター山口）

ii 検定委員の確保

技能検定実技試験を運営する技能検定委員の発掘（山口県、山口県職業能力開発協会、教育機関、関係職種団体、企業、技能士会等）

iii 受検者の確保・拡大

技能検定制度の周知、受検促進（山口労働局、ハローワーク、山口

県、山口県職業能力開発協会、教育機関、関係職種団体、企業、技能士会等)

③ものづくりマイスター、山口マイスター

マイスター制度（ものづくりマイスター：厚労省、山口マイスター：山口県）の円滑な運営を図るため、関係機関が連携して以下の取組を行う。

i マイスターの活用

マイスター制度の周知、利用促進（山口労働局、ハローワーク、山口県、山口県職業能力開発協会、教育機関、関係職種団体、企業、技能士会等）

ii マイスターの確保

実技指導を行うマイスターの発掘（山口県、山口県職業能力開発協会、教育機関、関係職種団体、企業、技能士会等）

iii マイスターの派遣先の開拓

大学や専門学校等の教育機関及び中小企業等におけるマイスターの派遣先の開拓（山口労働局、山口県、山口県職業能力開発協会）

計画期間中の公的職業訓練の対象者数等（訓練実施計画表）

目 次

訓練実施計画表

○施設内総括	2
○委託訓練	5
○求職者支援訓練	7
○技術向上に係る訓練実施計画（在職者訓練）	8
○日本版デュアルシステム	9
○実践的な職業訓練への橋渡し訓練	9

（注）「施設内訓練」、「委託訓練」、「技術向上に係る訓練実施計画（在職者訓練）」、「日本版デュアルシステム」及び「実践的な職業訓練への橋渡し訓練」は、
山口県作成「令和８年度 地方職業能力開発実施計画 第１－２分冊」から抜粋

(1) 施設内総括

--	--	--

都道府県立・機構立	施設名	訓練科名	設定年度	高度職業訓練								普 通 職 業 訓 練														土日夜間別	定 員			
				専門課程		専門短期課程		応用課程		応用短期課程		普通課程						短 期 課 程（ 2 か 月 以 上 ）						短期課程(2か月未満)						
				定員		定員		定員		定員		中卒			高卒			右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練						
				1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	定員			定員			1回定員×回数	訓練期間及び訓練開始月	1回定員×回数	訓練期間及び訓練開始月	1回定員×回数	訓練期間及び訓練開始月	1回定員×回数	訓練期間及び訓練開始月			1回定員×回数	訓練期間及び訓練開始月	
												1年	2年	3年	1年	2年	3年													
都道府県立	山口県立東部高等産業技術学校	第2種自動車系自動車整備課	H11												20 (20)	20 (20)													昼	40 (40)
		設備施工系冷凍空調設備科「設備システム科」	H16													20 (20)	20 (20)												昼	40 (40)
		メカニカルデザイン科	H26																10×1 (10×1)	1年 (4月)									昼	10 (10)
		造園科	H29																10×2 (10×2)	6ヶ月 (4, 10月)									昼	20 (20)
		機械デジタル科	R5																15×1 (15×1)	1年 (4月)									昼	15 (15)
		溶接技術科	H31																20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)
		CAD/CAM短期コース	H27																10×2 (10×2)	6ヶ月 (6, 12月)									昼	20 (20)
		物流機械運転科	H11																						10×2 (10×2)	1ヶ月 (6, 1月)		昼	20 (20)	
	計	8 科													40 (40)	40 (40)		85 (85)								20 (20)		185 (185)		
	山口県立西部高等産業技術学校	第2種自動車系自動車整備課	S60													20 (20)	20 (20)												昼	40 (40)
		木造建築科	H26																20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)
		電気工事・設備科	H18																20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)
		エクステリア・造園科	H11																20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)
		設備メンテナンス科	R7																20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)
		建築C A D・設計科	R7																20×1 (20×1)	1年 (10月)									昼	20 (20)
		溶接技術科	H28																10×1 (10×1)	1年 (4月)									昼	10 (10)
		建設機械運転科	H7																						10×2 (10×2)	1ヶ月 (5, 10月)		昼	20 (20)	
	計	8 科													20 (20)	20 (20)		110 (110)								20 (20)		170 (170)		
	県立校小計2 校	1 6 科													60	60		195								40		355		

高 齢 ・ 障 害 ・ 求 職 者 雇 用 支 援 機 構 立	山口職業 能力開発 促進 センター	テクノカルベ レーション科	H18															15×4 (15×4)	6か月 (6, 9, 12, 3月)									昼	60 (60)	
		設備保全サービス科	H31																15×2 (15×2)	6か月 (8, 2月)									昼	30 (30)
		金属加工科	H19																10×4 (10×4)	6か月 (6, 9, 12, 3月)									昼	40 (40)
		電気設備技術科	H11																15×3 (15×3)	6か月 (4, 7, 10月)									昼	45 (45)
		電気設備技術科(短期 型デュアルシステム(短期課 程))	H19																		15×1 (15×1)	6か月 (2月)							昼	15 (15)
		住環境計画科	H22																15×4 (15×4)	6か月 (6, 9, 12, 3月)									昼	60 (60)
		橋渡し訓練	H21																					5×5 (5×5)	1か月 (5, 8, 9, 11, 1月)			昼	25 (25)	
	計	7 科																235 (235)				15 (15)				25 (25)		275 (275)		
	機構立校小計 1 校	7 科																												
合 計	2 3 科															60 (60)	60 (60)		430 (430)				15 (15)				65 (65)		630 (630)	

- (記入上の注意)
1. 「定員」欄は、「1 回定員×訓練回数」で記入し、前年度定員を下に（ ）書きで同様に記入すること。
 2. 「訓練期間及び訓練開始月」欄は、「訓練開始月」を「訓練期間」の下に（ ）書きで記入すること。
 3. 「訓練科名」欄は、次の要領で記入すること。
 - ① 同一の訓練科で2つ以上の訓練コースがある場合は、各訓練コースごとに記入すること（以下同じ）。
 - ② 都道府県独自の訓練科名称については、それぞれ下に「 」書きで記入すること。
 4. 廃止科は、訓練科名を（ ）書きし、定員欄に当年度定員を「0」とし、前年度定員を下に（ ）書きで記入すること。
 5. 普通職業訓練の短期課程「学卒者訓練」欄は、専修訓練課程から短期課程へ転換し、新規学卒者を対象とした訓練を記入すること。
 6. 土日・夜間等に行う場合、「土日・夜間の別」欄に記入すること。
 7. 障害者を対象とした訓練科（コース）については、訓練科（コース）名の前に以下の記号を付し、訓練科（コース）名の後に対象となる障害種別（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等）を（ ）書きで記載すること。
 - ・「一般校を活用した障害者職業能力開発事業実施要領」に基づく事業終了後、交付金事業として実施している場合→障交・上記以外の場合→障単
 8. 日本版デュアルシステム（専門課程・普通課程・短期課程）を実施する施設においては、実施校の訓練科の後にデの記号を付すこと。
 9. 職業能力開発総合大学校で実施する、高度職業訓練の特定専門課程及び特定応用課程においては、訓練科の後に特の記号を付すこと。

(3) 委託訓練

① 都道府県独自によるもの（(4)～(7)に該当する委託訓練を除く）

施設名	訓練科（訓練職種）	委託施設（住所）	定員			訓練期間	訓練開始月	備考
			一回	延	第1種定員			
	該当なし							中高年
県計								

（記入上の注意）

1. 「訓練科」欄には、訓練職種（例：事務、造園、デザイン等）を（ ）書きすること。また、訓練科のうち自動車運転科については、自動車運転科（普通Ⅱ種）、自動車運転科（大型Ⅰ種）のように個別に記入すること。
2. 「委託施設」欄には、委託施設名と住所を記入すること。
3. 「定員」欄は、前年度定員を下に（ ）書きで記入すること。また、「第1種定員」欄は、4（1）の（記入上の注意）を参照すること。
4. 「備考」欄は、主たる訓練対象者（中高年、一般対策、アイヌ対策、障害者等）を記入すること。
5. 施設ごとに「小計」欄を設ける必要は無いこと。
6. 都道府県立施設毎に計（1施設のみ場合は不要。）を記入し、合計欄には両方の合計を記入すること。
7. 各項目において未定の事項については「未定」と記入すること。

② 国費による委託訓練（離職者等再就職訓練事業）

施設名	訓練科（訓練職種）	コース数	定員数	備考
東部高等産業技術学校		27	388	
西部高等産業技術学校		28	365	
県計		55	753	

（記入上の注意）

1. 各項目において未定の事項については「未定」と記入すること。
2. 「訓練科」が未定の場合で、訓練職種のみ記載可能な場合には「未定」と記載のうえ、（ ）書きにより記載すること（例：事務、介護、建築等）。訓練職種も未定の場合は、（ ）書きは不要であり、「未定」とのみ記載すること。
3. 離職者等再就職訓練事業の詳細な計画は、別途通知する「令和7年度離職者等再就職訓練事業の計画について（依頼）」に従って報告すること。

③ 国費による委託訓練（障害者の多様なニーズに対応した委託訓練）

訓練コース名	訓 練 期 間	定 員	備 考	拠 点 校 名	コーディネーター・ コーチ配置数
知識・技能習得訓練コース（集合訓練）	3 か月	10人 (10人)		各コースとも 東部高等産業技術学校 及び 西部高等産業技術学校	障害者職業訓練 コーディネーター 2人 障害者職業訓練コーチ 1人
知識・技能習得訓練コース （日本版デュアルシステム）	-				
実践能力習得訓練コース	3 か月	45人 (50人)			
e ラーニングコース	-				
特別支援学校早期訓練コース	2 か月	15人 (15人)			
在職者訓練コース	-				
合 計		70人 (75人)			

④国費による委託訓練（就職活動に困難性を有する学生等に対する委託訓練）

訓練コース名	定 員	備 考	拠 点 校 名
標準訓練コース	該当なし		
企業実習組合せ訓練コース			
企業実習コース			
合 計			

（４） 速成訓練

施 設 名	訓 練 科（ 訓 練 職 種 ）	委 託 施 設（ 住 所 ）	定 員			訓練期間	訓練開始月	備 考
			一 回	延	第 1 種定員			
	該当なし							中高年
県 計								
機 構 計								
合 計								

（記入上の注意）

- 「定員」欄は、前年度定員を下に（ ）書きで記入すること。
また、「第1種定員」欄は、4（1）の（記入上の注意）を参照すること。
- 施設ごとに「小計」欄を設ける必要はないこと。
- 都道府県立施設、高齢・障害・求職者雇用支援機構立施設毎に計（1施設のみの場合は不要。）を記入し、合計欄には両方の合計を記入すること。
- 各項目において未定の事項については「未定」と記入すること。

求職者支援訓練

① 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

コース別	認定規模	新規参入枠	コース割合
基礎コース	1 0 8 人	3 0 %	2 2 %
実践コース	3 8 5 人	3 0 %	7 8 %
介護系	8 1 人		
医療事務系	1 5 人		
デジタル系	9 5 人		
（うち、I T 分野）	（ 6 5 人）		
（うち、W E B デザイン系）	（ 3 0 人）		
その他	1 9 4 人		
（うち、営業・販売・事務分野等）	（ 1 9 4 人）		
（うち、上記以外の分野）	（ 0 人）		
合 計	4 9 3 人		1 0 0 %

② 求職者支援訓練の認定にかかる留意事項

- (ア) 新規参入となる求職者支援訓練については、基礎コース、実践コースそれぞれにおいて、認定規模の30%を上限に認定する。
- (イ) 求職者支援訓練は、この計画に則して四半期ごとに認定する。
- (ウ) 申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合、
 - a. 新規参入率については、職業訓練の案等が良好なものから選定し認定する。
 - b. 実績率については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから選定し認定する。
- (エ) 認定コースの定員数が認定上限値を下回った場合及び認定されたものの中止になった訓練コース分の定員数は
 - c. 次期以降の認定単位期間の同コース・同分野の認定上限値を引き上げるために活用できる。
 - d. 第4四半期まで繰り越した認定率については、基礎コースと実践コース間の振替や、実践コースの他分野への振替を可能とする。

(2) 技能向上に係る訓練実施計画(在職者訓練)

都道府県名

山口県

実施主体	施設名	課程	訓練科名	年間開催回数	合計訓練時間	延定員	備考
都道府県立施設	山口県立東部高等産業技術学校	短期課程	溶接科	6	86	206	
			機械科	8	78	62	
			電気工事科	9	119	290	
			配管科	1	18	10	
			クレーン運転科	18	198	450	
			情報ビジネス科	7	84	140	
			電気制御回路組立て科	1	15	7	
			その他(教育)	15	108	537	
	計			65		1,702 (1,651)	
	山口県立西部高等産業技術学校	短期課程	溶接科	2	22	80	
			電気工事科	4	84	85	
			クレーン運転科	2	34	80	
			フォークリフト運転科	2	116	80	
			情報ビジネス科	6	81	60	
			玉掛け科	2	62	80	
			建設科	4	35	50	
			木工科	1	7	20	
			左官科	2	13	50	
			その他(教育)	5	30	200	
	計			30		785 (785)	
	県立施設合計2施設			95		2,487 (2,436)	
高用年齢支・援障害機構・立求職者雇	山口職業能力開発促進センター	専門短期課程	機械系	31	414	298	
			電気・電子系	19	240	190	
			居住系	17	206	210	
	計			67		698 (621)	
	機構立施設合計1施設						
総 合 計				162		3,185 (3,057)	

(記入上の注意)

1. 「訓練科名」欄は、規則別表第2より選択した訓練科名をその掲げる順に従い記入すること。ただし、規則別表第2に掲げる訓練科名より選択できないものについては、当該訓練の内容を明確に表した訓練科名を、規則別表第2より選択した訓練科名の後に記入すること。

2. 「課程」欄は、普・短(普通訓練・短期課程)、高・専短(高度訓練・専門短期課程)、高・応短(高度訓練・応用短期課程)の別を記入すること。

3. 「延定員」欄は、前年度定員を()書きすること。

(5) 日本版デュアルシステム（公共職業訓練型（委託型デュアルを除く。））

施設名	訓練科（訓練職種）	類型	訓練期間				定員	備考
			施設内	委託訓練（座学）	企業実習	有期パート就労		
	該当なし							
県計								
（うち普通課程活用型）								
（うち短期課程活用型）								
山口県職業能力開発促進センター	電気設備技術科	短期課程	5ヶ月		1ヶ月		15	
機構計	1						15	
合計	1						15	

（記入上の注意）

1. 施設ごとに「小計」欄を設ける必要はないこと。
2. 類型には「専門課程」、「普通課程」、「短期課程」のいずれかを記入すること。
3. 訓練期間には、「○月○日～○月○日（○h）」、「○か月」等を記入すること。
4. 定員には、当該年度の定員数を記入すること。

7 実践的な職業訓練への橋渡し訓練

実施機関	講座名	講座期間	定員	備考
山口職業能力開発促進センター	テクニカルオペレーション科 (導入講習付き)	5月8日(金)～ 5月29日(金) (84h)	5	統合型
山口職業能力開発促進センター	住環境計画科(導入講習付き)	8月4日(火)～ 9月2日(水) (84h)	5	統合型
山口職業能力開発促進センター	電気設備技術科(導入講習付き)	9月2日(水)～ 9月29日(火) (84h)	5	統合型
山口職業能力開発促進センター	テクニカルオペレーション科 (導入講習付き)	11月5日(木)～ 11月30日(月) (84h)	5	統合型
山口職業能力開発促進センター	電気設備技術科(企業実習付き) (導入講習付き)	1月6日(水)～ 1月29日(金) (84h)	5	統合型
合 計			25	

(記入上の注意)

1. 訓練科毎に記入すること。
2. 訓練期間には、それぞれ「〇月〇日～〇月〇日(〇h)」とし、〇hには時間数を記入すること。
3. 各項目において未定の事項については、「未定」と記入すること。

ハロートレーニング（離職者向け）の8年度計画

別紙

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

山口県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・求職者雇 用支援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分 野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） ＋求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	86	0	21	0	65
	営業・販売・事務分野	624	0	430	0	194
	医療事務分野	150	0	135	0	15
	介護・医療・福祉分野	193	0	112	0	81
	農業分野	40	40	0	0	0
	旅行・観光分野	0	0	0	0	0
	デザイン分野	85	0	55	0	30
	製造分野	305	115	0	190	0
	建設関連分野	140	80	0	60	0
	理容・美容関連分野	0	0	0	0	0
	その他分野	25	0	0	25	0
求職者支援訓練（基礎コース）		108	－	－	0	108
合計		1,756	235	753	275	493
（参考） デジタル分野		171	0	76	0	95

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

障害者訓練PDCA評価結果

35山口							
令和5年度							
目標		実績					
目標管理の指標	訓練実施計画数	訓練受講者数	就職者数	就職率		執行率	
就職率55%以上 (訓練修了後 3ヶ月時点)	78 件	29 人	19 人	70.4%	優良	37.2%	低
評価	B+	令和7年度訓練計画数への反映	原則3%減		令和7年度委託費への反映	CPにより調整	
令和5年度から 令和6年度の見直し内容	訓練生の就職支援及び委託先の開拓に係る取組強化のため、障害者職業訓練コーチ・コーディネーターによる企業や支援機関等への訪問回数をR5年度実績から年間60件程度増加 事業周知による新規委託先企業の開拓や就労選択支援の開始に伴う受講者の確保に向け、以下の施設に対し訓練募集に係るチラシを配布 ・職業能力開発校の賛助会員企業 ・福祉サービス事業所						
就職率55%達成のための改善策(C評価・C-評価・D評価・D-評価のみ)							
令和6年度							
目標		実績					
目標管理の指標	訓練実施計画数	訓練受講者数	就職者数	就職率		執行率	
就職率55%以上 (訓練修了後 3ヶ月時点)	68 件	35 人	22 人	68.8%	優良	51.5%	低
評価	B+	令和8年度訓練計画数への反映	原則3%減		令和8年度委託費への反映	CPにより調整	
令和6年度から 令和7年度の見直し内容	訓練実績を踏まえた訓練実施計画数の見直しを実施（実践能力習得訓練コース△3人） 訓練の認知度を高めるため、県が主催する「障害者雇用実践セミナー（R7.10.23開催）」において、企業の人事担当者等へ向けた事業周知を実施						
就職率55%達成のための改善策(C評価・C-評価・D評価・D-評価のみ)							

公的職業訓練効果検証ワーキンググループの進め方

山口地域職業能力開発促進協議会に設置する 公的職業訓練効果検証ワーキンググループの進め方

資料 5

目的

適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて訓練修了者等へのヒアリング等を通じ、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。

構成員

①山口労働局職業安定部訓練課、②山口県産業労働部産業人材課、③独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部求職者支援課及び訓練課、④その他必要と認める構成員が属する機関

検証手法

検証対象の訓練分野を選定し、当該分野の訓練コースの対象へのヒアリングを行い、その結果から、訓練効果等に関して検証し、改善促進策（案）を検討。

具体的な進め方

- ① 地域協議会で検証対象の訓練分野を選定。
- ② ワーキンググループ（WG）は、選定された分野の中から訓練コースを3コース以上選定し、各コースの対象の3者にヒアリング。（ヒアリング対象：訓練修了者、訓練修了者の採用企業、訓練実施機関）
- ③ WGは、ヒアリング結果を踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体について「訓練効果が期待できる内容」、「訓練効果を上げるために改善すべき内容」を整理。⇒改善促進策（案）を検討。
- ④ WGは、地域協議会に改善促進策（案）を報告し、次年度の地域職業訓練計画の策定に反映。

スケジュール

	令和7年度	令和8年度上半期	令和8年度下半期
中央職業能力開発促進協議会	令和8年1月29日 協議会開催	令和8年9月 協議会開催	令和9年2月 協議会開催 地域協議会から 検討結果を報告
山口地域職業能力開発促進協議会	令和8年3月19日 協議会開催 ① 検証対象訓練 分野を選定	②	令和8年10月頃 協議会開催 ③ WGから報告⇒次年度の計画の策定に反映
ワーキンググループ（WG）		ヒアリング 結果整理 改善促進策（案）検討 選定分野のうち3コース以上（予定） ×3者（修了者、採用企業、実施機関）	④

アンケート結果

検証を進める、また希望する分野（上位）

- ①建設関連分野（7名） ②IT分野（6名） ③製造分野（4名）

【参考資料】

- 1 令和7年度山口地域職業訓練実施計画
- 2 令和8年度山口地域職業訓練実施計画の策定に向けた方針
(案-2)
- 3 ハロートレーニング（公的職業訓練）に係る
令和8年度年度当初予算案（厚生労働省作成）
- 4 ハロートレーニング周知のためのイベントへの出展について
- 5 山口労働局訓練課公式Xアカウントの開設等について
- 6 プレスリリース
「ハロトレデザインコンクール」表彰式を行います！
- 7 パンフレット「令和8年度 受検案内 技能検定」
- 8 リーフレット
「熟練した技能者から技能・技術を学んでみませんか？」
～厚生労働省ものづくりマイスターのご案内～

令和 7 年度山口地域職業訓練実施計画

(山口労働局・山口県・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部)

令和 7 年 4 月 1 日

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、山口県立東部高等産業技術学校・山口県立西部高等産業技術学校（以下「県立校」という。）及び山口職業能力開発促進センター（以下「機構立施設」という。）において実施する職業訓練（職業能力開発促進法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、県立校及び機構立施設は、本計画を実施する際に、山口労働局、公共職業安定所との連携を図り、効率的かつ効果的な公的職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 労働市場の動向、課題等

(1) 労働市場の動向と課題

本県の労働市場の動向をみると、足下の令和7年1月現在では有効求人倍率（季節調整値）は1.40倍で、全国の有効求人倍率1.26倍を0.24ポイント上回っており、1倍を大きく超える水準で推移している。

県内の幅広い産業において人手不足感が深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要となっており、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、所得向上の好循環を実現していくことが重要である。

加えて、デジタル・トランスフォーメーションやグリーントランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。加えて、企業規模等によってはDX等の進展への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域のニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、一層の環境整備が求められるとともに、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

(2) 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和6年度の新規求職者は令和7年1月末現在で42,768人（前年同月比2.0%減）であり、そのうち、雇用保険受給資格決定件数（速報値）は令和7年1月末現在で11,899人（前年同月比3.7%減）であった。

これに対し、令和6年度（令和6年4月～令和7年1月）の公的職業訓練の実績については、以下のとおりである。

＜令和6年4月～令和7年1月＞

離職者に対する公共職業訓練	802人（前年同月比9.3%減）
求職者支援訓練	188人（前年同月比11.7%減）
在職者訓練（山口県）	1,379人（前年同月比9.3%減）
在職者訓練（ポリテクセンター山口）	282人（前年同月比18.5%増）

また、令和6年度における公的職業訓練の就職率については、以下のとおりである。

〈令和5年10月～令和6年7月末修了者〉

・離職者に対する公共職業訓練

施設内訓練（山口県）	76.2%
施設内訓練（ポリテクセンター山口）	84.7%
委託訓練	62.9%

・求職者支援訓練 基礎コース	62.0%
実践コース	58.8%

※就職率は、令和5年10月から令和6年7月末までに訓練を修了した者の三ヶ月後の就職状況に基づいて把握した率である。

※公共職業訓練は、雇用保険が適用される労働条件での就職、求職者支援訓練は、雇用保険が適用される労働条件で就職し、かつ雇用保険の資格取得がなされている就職を基に就職率を算定している。

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

（1）基本方針

令和5年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ①就職率が高く、応募倍率が低い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること。
- ②就職率が低く、応募倍率が高い分野（「IT分野」「デザイン分野」）があること。
- ③委託訓練の計画数と実績が乖離していること。
- ④高齢の有効求職者へのIT等に関する能力の向上が課題であること。
- ⑤効果検証ワーキンググループの検証等やハローワークの意見等から、山口県においても基礎的なデジタルリテラシーの向上が必要であること。

これらの課題の解消を目指し、令和7年度の公共職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

- ①については、「介護・医療・福祉分野」の受講勧奨にあたっては、その業界の魅力発信や、訓練コースの内容・効果の周知について強化する。
- ②については、就職率向上のため、受講希望者のニーズに沿った適切な訓練を勧奨できるようハローワーク職員向けの研修を実施するとともに、訓練修了者歓迎求人確保等に係る取組を推進する。
- ③については、ハローワークや、民間教育機関の意見、公的職業訓練効果検

証ワーキンググループの検証を踏まえ、効率的、効果的な訓練計画の設定に努める。

④については、新たな訓練実施機関の開拓を図りながら、設定数の増加を検討する。

⑤については、訓練実施機関の開拓及び一層のコース設定の促進に努めるとともに、デジタル分野以外の全てのコースにおいてデジタルリテラシーの向上促進を図る。

（２）令和７年度の職業能力開発実施計画の特色

①県立校

「地域産業界への人材育成拠点」である高等産業技術学校において、地域の産業における人材ニーズに応じた職業訓練の充実を図っていく。大規模な設備を要する訓練は直営で、また民間での実施が可能な訓練は民間教育訓練機関を積極的に活用し、多様で効果的な訓練を実施する。

②機構立施設

公共職業訓練を通じて、雇用のセーフティネットとしての機能を発揮することに加え、経済及び社会の発展に向けて、労働者の技能の向上を図り、もって、中小企業等の生産性向上等を支援することを重点的に取り組むこととする。

（３）離職者訓練の実施方針

①県立校

主として常設の短期課程の訓練科に求職者を受け入れ、地域の企業が必要とする、より実践的な能力を持つスペシャリストを育成するための訓練を実施する。

民間教育訓練機関に委託して実施する職業訓練では、人手不足分野である介護や医療事務の職業訓練を引き続き実施するほか、少子高齢化の状況を踏まえて高齢求職者向けのコースを引き続き実施する。

また、DXの加速などの社会変化に対応し、ITやWEBデザインなどデジタル分野の資格取得を目指すコースを引き続き実施し、デジタル分野以外の訓練コースにおいても、訓練受講者へデジタルリテラシー習得の必要性や重要性を周知するなど、デジタルリテラシーを習得するための取組を促進する。

なお、育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できる

よう実施機関・時間に配慮した e ラーニングや託児サービス付き訓練コースを引き続き実施する。

②機構立施設

求職者を対象にものづくり分野（製造分野、建設関連分野等）における知識・技能・技術の習得のほか、再就職に必要な実践的能力を形成するための職業訓練を実施する。令和 7 年度についても、令和 6 年度と同様の 275 人（橋渡し訓練 25 人を含む。）を年間定員とする。

引き続き人材ニーズを把握し、再就職に適した職業訓練を設定することとし、加えて、指導技法において I C T 化（タブレット端末、電子黒板の活用等）を促進する。

（４）求職者支援訓練の実施方針

令和 7 年度においては、非正規労働者や自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けられない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能を果たすこと、育児・介護中の者、居住地に訓練実施機関がない者、在職中の者等、訓練の受講に当たり特に配慮を必要とする者を対象とした e ラーニングコースを設定することで 493 人程度に訓練機会を提供する。

訓練コースとしては、基礎的能力のみを習得する職業訓練として基礎コースを設定する。（求職者支援訓練の約 24%）また、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定する。（求職者支援訓練の約 76%）その際、デジタル分野等の成長分野や人材確保が困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。実践コースのうち、介護系、医療事務系及び情報系の 3 分野の割合を設定する。

（５）在職者訓練の実施方針

①県立校

高等産業技術学校の施設内において、在職者の職務能力の向上や、新たな技術・知識の習得を目的として、パソコン操作技能を習得する事務系の訓練や電気工事士の資格取得のための電気系の訓練、労働基準協会との連携により溶接技術を習得する溶接系の訓練やクレーン操作技術を習得する運輸系の訓練を実施する。

また、3 次元 C A D の操作技能などものづくり分野におけるデジタル化に対応した訓練を実施するほか、企業ニーズに即した訓練として、企業の要望に応

じて訓練内容を設定するオーダーメイド型の訓練を実施する。

②機構立施設

中小企業等の在職者を主な対象として、民間教育訓練機関の実施状況等を踏まえ、ものづくり分野（機械・金属系、電気・電子系、居住系）に特化した受講満足度の高い能力開発セミナーを実施する。

また、事業主等の職業能力開発ニーズに対応するため、個々のニーズに応じて設定する「オーダーメイド型」訓練や、DXも含めた生産性の向上に資する「生産性向上支援訓練」のほか、指導員派遣、施設設備貸与等により、事業主、各種団体等の人材育成を支援する。

（６）学卒者訓練の実施方針

主として常設の普通課程の訓練科に学卒者を受け入れ、地域ニーズに応じた訓練を実施する。

（７）障害者訓練の実施方針

高等産業技術学校においては、スロープや身障者用トイレ等の施設整備を行い可能な範囲で身体障害者を受け入れている。

障害者を対象とした委託訓練を実施するとともに、特別支援学校高等部に在籍する生徒に対して、特別支援学校早期訓練コースを実施する。また、これらの訓練の受講が困難な障害者については、国立の障害者職業能力開発校への入校を勧める。

（８）職業能力開発実施体制の長期的方向

（訓練科目の見直し及び再編整備の方向又は考え方）

①県立校

少子化による労働供給制約という課題を抱えるなかで、雇用情勢や社会の変化に即応した訓練を実施するために、地域の企業、経済団体、教育機関、職業紹介機関などで構成される学校運営協議会等を通じて地域のニーズを把握し、山口地域職業能力開発促進協議会で実施する訓練効果の検証結果も踏まえ、訓練科目、内容の不断の見直しを行っていく。

なお、現時点においては、職業能力開発校の再編整備等の予定はない。

②機構立施設

訓練科の見直し及び訓練計画の策定に際しては、人材ニーズ等の把握・分析

の結果や運営実施の状況を総合的に点検し、機構版教育訓練ガイドラインによるPDCAサイクルを実施することにより改善・見直しを行い、訓練品質の維持・向上を図ることを基本としている。離職者訓練は、主にものづくり分野であって、当該地域において民間教育訓練機関等では実施困難なものを実施し、在職者訓練は、中小企業等を対象として、ものづくり分野を中心に真に高度なものを実施することとしている。訓練ニーズの把握状況や民間教育訓練機関等との競合の有無、訓練科設定の適否については、「訓練計画専門部会」を開催し、同部会委員による協議及び審査を経て、次年度計画を策定することとしている。

なお、国が実施する職業訓練については、全国どこで受講しても一定の訓練品質を担保する観点から、仕事を体系化し、具体的な能力開発の内容を「職業能力開発体系」として整備しており、それを基にモデルカリキュラムやテキスト等を作成している。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

※詳細は別添「計画期間中の公的職業訓練の対象者数等（訓練実施計画表）」のとおり

(1) 離職者に対する公的職業訓練

① 県立校

対象者数（定員）：235 人

職業訓練の内容等：農業分野、製造分野、建設関連分野

目標（就職率）：82.5%以上

② 機構立施設

対象者数（定員）：275 人

職業訓練の内容等：製造分野（機械・金属、電気設備）、建設関連分野（住環境）及びその他分野（橋渡し訓練）

目標（就職率）：82.5%以上

その他の事項：2月に日本版デュアルシステム（短期課程）、（定員15人）を設定

③ 委託訓練

対象者数（定員）：1,050 人

職業訓練の内容等：IT分野、営業・販売・事務分野、医療事務分野、

デザイン分野

目標（就職率）：75.0%以上

④求職者支援訓練

対象者数（定員）：493 人（認定上限値）

職業訓練の内容等：基礎分野、I T 分野、医療事務分野、
介護・医療・福祉分野等

目標（就職率）：基礎コース 58% 実践コース 63%
(いずれも雇用保険適用就職率)

⑤職業訓練の効果的な実施のための取組

ア．公的職業訓練効果検証ワーキンググループにおける訓練効果の把握・検証

適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、協議会のもとに公的職業訓練効果検証ワーキンググループを設置し、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、カリキュラムの改善を図ることとする。

イ．訓練実施機関や新規分野の開拓

山口県においては、訓練実施施設が少なく訓練分野や開講地域の偏りが見られることから、訓練実施機関や新規分野の開拓に努める。

(2) 在職者に対する公共職業訓練等

①県立校

対象者数（定員）：2,436 人

職業訓練の内容等：I T 分野、製造分野、建設関連分野等

②機構立施設

対象者数（定員）：270 人（計画は 621 人）

職業訓練の内容等：機械・金属系、電気・電子系、居住系

その他の事項：内訳として、機械・金属系 248 人、電気・電子系 183 人居
住系 190 人を計画

③生産性向上支援訓練

対象者数（定員）：800 人

職業訓練の内容等：企業活動における生産性の向上に資する内容
その他の事項：内数として、D X対応コース 250 人、
ミドルシニアコース 40 人、
サブスクリプション型訓練（【実施予定】計画数未定）

（３）学卒者に対する公共職業訓練

対象者数（定員）：120 人（２年間）

職業訓練の内容等：製造分野

（４）障害者等に対する公共職業訓練

対象者数（定員）：75 人

職業訓練の内容等：知識・技能習得、実践能力習得、
特別支援学校早期訓練

目標（就職率）：55%

５ その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

（１）地域におけるリスクリングの推進

公的職業訓練のほか、地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、県や市町が地方単独事業として実施する取組のうち、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する事業について、職業能力の開発及び向上のために行われる取組として、本計画に位置づけて、その効果的な推進を図るものとする。

なお、事業一覧については、別途、山口地域職業能力開発促進協議会で報告する。

（２）人材開発支援助成金の活用促進

山口労働局は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、人への投資を強化しデジタル人材育成の強化等を行うため、令和４年度から人材開発支援助成金に「人への投資促進コース」が新設された。デジタル人材・高度人材の育成や労働者の自発的な能力開発の促進、定額制訓練の導入など企業が行う柔軟な訓練形態を助成対象としており、人への投資による構造的な賃上げ実現のためにも幅広く活用を促進する。

（３）山口県内の職業能力開発に資するイベント等への連携・協力

山口県内における職業能力開発の促進に資する公共的なイベントや各種競技大会・事業等に対して、関係機関が連携し、円滑な推進を図ることとする。具体的には、次のとおりとする。

①イベント・競技大会

- ・「ものづくり体験教室」（主催：ポリテクセンター山口）
- ・「アビリンピックやまぐち」（ ）
- ・「技能五輪全国大会」（主催：厚生労働省他）
- ・「若年者ものづくり競技大会」（ ）
- ・「障害者技能競技大会（アビリンピック）」（ ）

上記イベント・競技大会を通じて、技能の向上や技能尊重気運の醸成を図るため、関係機関が連携して以下の取組を行う。

i 周知、参加者の確保

県民への周知や参加者募集・確保（山口労働局、山口県、高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部、山口県職業能力開発協会、教育機関、企業、技能士会等）

ii 参加支援

競技関係職種団体、選手所属企業、参加選手に対する選手育成強化 費及び大会派遣費等の助成（山口県、山口県職業能力開発協会）

②技能検定

技能検定制度の円滑な運営を図るため、関係機関が連携して以下の取組を行う。

i 試験会場の確保

公共職業訓練施設・設備の提供（山口県、ポリテクセンター山口）

ii 検定委員の確保

技能検定実技試験を運営する技能検定委員の発掘（山口県、山口県職業能力開発協会、教育機関、関係職種団体、企業、技能士会等）

iii 受検者の確保・拡大

技能検定制度の周知、受検促進（山口労働局、ハローワーク、山口県、山口県職業能力開発協会、教育機関、関係職種団体、企業、技能士会等）

③ものづくりマイスター、山口マイスター

マイスター制度（ものづくりマイスター：厚労省、山口マイスター：

山口県) の円滑な運営を図るため、関係機関が連携して以下の取組を行う。

i マイスターの活用

マイスター制度の周知、利用促進（山口労働局、ハローワーク、山口県、山口県職業能力開発協会、教育機関、関係職種団体、企業、技能士会等）

ii マイスターの確保

実技指導を行うマイスターの発掘（山口県、山口県職業能力開発協会、教育機関、関係職種団体、企業、技能士会等）

iii マイスターの派遣先の開拓

大学や専門学校等の教育機関及び中小企業等におけるマイスターの派遣先の開拓（山口労働局、山口県、山口県職業能力開発協会）

計画期間中の公的職業訓練の対象者数等（訓練実施計画表）

目 次

訓練実施計画表

1	施設内総括	2
2	委託訓練	5
3	求職者支援訓練	7
4	技術向上に係る訓練実施計画（在職者訓練）	8
5	日本版デュアルシステム	9
6	実践的な職業訓練への橋渡し訓練	9

訓練実施計画表（障害者職業能力開発校分を除く）

1 施設内総括

施設名	訓練科名	設定年度	高度職業訓練				普通職業訓練														土日 夜間別	定 員		
			専門課程		応用課程		普通課程				短期課程(2ヶ月以上)								短期課程(2ヶ月未満)					
			定員		定 員		中卒		高卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練							
			1 年	2 年	1 年	2 年	定員		定員		1 回定員 × 回数	訓 練 期 間 及 訓練開始月	1 回定員 × 回数	訓 練 期 間 及 訓練開始月	1 回定員 × 回数	訓 練 期 間 及 訓練開始月	1 回定員 × 回数	訓 練 期 間 及 訓練開始月	1 回定員 × 回数	訓 練 期 間 及 訓練開始月				
							1 年	2 年	1 年	2 年														
都道府県立・機構立 山口県立 東部高等 産業技術 学 校	第2種自動車系自動車整備科	11							20 (20)	20 (20)												昼	40 (40)	
	設備施工系冷凍空調設備科「設備システム科」	16							20 (20)	20 (20)												昼	40 (40)	
	メカニカルデザイン科	26									10×1 (10×1)	1 年 (4 月)										昼	10 (10)	
	造園科	29									10×2 (10×2)	6 ヶ月 (4, 10 月)										昼	20 (20)	
	機械デジタル科	R5									15×1 (15×1)	1 年 (4 月)										昼	15 (15)	
	溶接技術科	31									20×1 (20×1)	1 年 (4 月)										昼	20 (20)	
	CAD/CAM 短期コース	27									10×2 (10×2)	6 ヶ月 (6, 12 月)										昼	20 (20)	
	物流機械運転科	11																	10×2 (10×2)	1 ヶ月 (6, 1 月)		昼	20 (20)	
	計	8 科							40 (40)	40 (40)	85 (85)								20 (20)				185 (185)	

都道府県立・機構立	施設名	訓練科名	設定年度	高度職業訓練				普通職業訓練														土日 夜間別	定 員		
				専門課程		応用課程		普通課程				短期課程(2ヶ月以上)								短期課程(2ヶ月未満)					
				定員		定 員		中卒		高卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練							
				1年	2年	1年	2年	定員		定員		1回定員 × 回数	訓 練 期 間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓 練 期 間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓 練 期 間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓 練 期 間 及 び 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓 練 期 間 及 び 訓練開始月				
				1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年														第1種 定 員
都道府県立	山口県立 西部高等 産業技術 学 校	第2種自動車系自動車整備科	60							20 (20)	20 (20)												昼	40 (40)	
		木造建築科	26									20×1 (20×1)	1年 (4月)										昼	20 (20)	
		電気工事・設備科	18									20×1 (20×1)	1年 (4月)										昼	20 (20)	
		エクステリア・造園科	11									20×1 (20×1)	1年 (4月)										昼	20 (20)	
		設備メンテナンス科	R7									20×1 (20×1)	1年 (4月)										昼	20 (20)	
		建築CAD・設計科	R7									20×1 (20×1)	1年 (10月)										昼	20 (20)	
		溶接技術科	28									10×1 (10×1)	1年 (4月)										昼	10 (10)	
		建設機械運転科	7																	10×2 (10×2)	1ヶ月 (5, 10月)	昼	20 (20)		
	計	8科								20 (20)	20 (20)	110 (110)								20 (20)			170 (170)		
県立校小計	16科								60 (60)	60 (60)	195 (195)								40 (40)			355 (355)			

都道府県立・機構立	施設名	訓練科名	設定年度	高度職業訓練				普通職業訓練																土日 夜間 別	定 員	
				専門課程		応用課程		普通課程				短期課程(2ヶ月以上)										短期課程(2ヶ月未満)				
				定員		定 員		中 卒		高 卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練								
				1 年	2 年	1 年	2 年	定員		定員		1 回定員 × 回数	訓 練 期 間 及 び 訓 練 開 始 月	1 回定員 × 回数	訓 練 期 間 及 び 訓 練 開 始 月	1 回定員 × 回数	訓 練 期 間 及 び 訓 練 開 始 月	1 回定員 × 回数	訓 練 期 間 及 び 訓 練 開 始 月	1 回定員 × 回数	訓 練 期 間 及 び 訓 練 開 始 月					
								1 年	2 年	1 年	2 年															
機 構 立	山口職業 能力開発 促進 センター	テクノロジー・レ ーション科	18								15×4 (15×4)	6 か月 (6, 9, 12, 3 月)										昼	60 (60)			
		設備保全サ ービス科	31								15×2 (15×2)	6 か月 (6, 12 月)										昼	30 (30)			
		金属加工科	19								10×4 (10×4)	6 か月 (6, 9, 12, 3 月)										昼	40 (40)			
		電気設備技 術科	11								15×3 (15×3)	6 か月 (4, 7, 10 月)										昼	45 (45)			
		電気設備技 術科(日経デュアル システム(短期課程))	19											15×1 (15×1)	6 か月 (2 月)							昼	15 (15)			
		住環境計画 科	22								15×4 (15×4)	6 か月 (6, 9, 12, 3 月)										昼	60 (60)			
		橋渡し訓練	21																5×5 (5×5)	1 か月 (5, 8, 9, 11, 1 月)		昼	25 (25)			
		計	7 科									235 (235)					15 (15)				25 (25)			275 (275)		
合 計										60 (60)	60 (60)	430 (463)					15 (15)					60 (60)		630 (658)		

(留意事項)

- 「定員」欄は、「1 回定員×訓練回数」で記入し、前年度定員を下に（ ）書きで同様に記入。
- 「訓練期間及び訓練開始月」欄は、「訓練開始月」を「訓練期間」の下に（ ）書きで記入。
- 「訓練科名」欄は、次の要領で記入。
 - 同一の訓練科で2つ以上の訓練コースがある場合は、訓練コースごとに記入（以下同じ）。
 - 都道府県独自の訓練科名称については、それぞれ下に「 」書きで記入。
- 廃止科は、訓練科名を（ ）書きし、定員欄に当年度定員を「0」とし、前年度定員を下に（ ）書きで記入。
- 普通職業訓練の短期課程「学卒者訓練」欄は、専修訓練課程から短期課程へ転換し、新規学卒者を対象とした訓練を記入。
- 土日・夜間等を行う場合、「土日・夜間の別」欄に記入。
- 障害者を対象とした訓練科（コース）については、訓練科（コース）名の前に以下の記号を付し、訓練科（コース）名の後に対象となる障害種別（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等）を（ ）書きで記載すること。

「一般校を活用した障害者職業能力開発事業実施要領」に基づく事業終了後、交付金事業として実施している場合→障交・上記以外の場合→障単
- 日本版デュアルシステム（専門課程・普通課程・短期課程）を実施する施設においては、実施校の訓練科の後にデの記号を記入。
- 職業能力開発総合大学校で実施する、高度職業訓練の特定専門課程及び特定応用課程においては、訓練科の後に特の記号を記入。

2 委託訓練

① 都道府県独自によるもの（（４）～（７）に該当する委託訓練を除く）

施設名	訓練科（訓練職種）	委託施設（住所）	定員			訓練期間	訓練開始月	備考
			一回	延	第1種定員			
	該当なし							
県計								

② 国費による委託訓練（離職者等再就職訓練事業）

施設名	訓練科（訓練職種）	コース数	定員数	備考
東部高等産業技術学校		31	554	
西部高等産業技術学校		31	496	
県計		62	1,050	

③ 国費による委託訓練（障害者の多様なニーズに対応した委託訓練）

訓練コース名	訓 練 期 間	定 員	備 考	拠 点 校 名	コーディネーター・ コーチ配置数
知識・技能習得訓練コース(集合訓練)	3 か月	1 0 人		各コースとも 東部高等産業技術学校 及び 西部高等産業技術学校	障害者職業訓練 コーディネーター 2 人 障害者職業訓練コーチ 1 人
実践能力習得訓練コース	3 か月	5 0 人			
e ラーニングコース	—	—			
特別支援学校早期訓練コース	2 か月	1 5 人			
在職者訓練コース	—	—			
合 計		7 5 人			

④ 国費による委託訓練（就職活動に困難性を有する学生等に対する委託訓練）

訓練コース名	定 員	備 考	拠 点 校 名
標準訓練コース	該当なし		
企業実習組合せ訓練コース			
企業実習コース			
合 計			

3 求職者支援訓練

① 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

コース別	認定規模	新規参入枠	コース割合
基礎コース	1 2 0 人	3 0 %	2 4 %
実践コース	3 7 3 人	3 0 %	7 6 %
介護系	1 0 3 人		
医療事務系	1 5 人		
デジタル系	9 5 人		
（うち、I T 分野）	（ 8 0 人）		
（うち、W E B デザイン系）	（ 1 5 人）		
その他	1 6 0 人		
（うち、営業・販売・事務分野等）	（ 1 4 5 人）		
（うち、上記以外の分野）	（ 1 5 人）		
合 計	4 9 3 人		1 0 0 %

② 求職者支援訓練の認定にかかる留意事項

- (ア) 新規参入となる求職者支援訓練については、基礎コース、実践コースそれぞれにおいて、認定規模の30%を上限に認定する。
- (イ) 求職者支援訓練は、この計画に則して四半期ごとに認定する。
- (ウ) 申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合、
 - a. 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから選定し認定する。
 - b. 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから選定し認定する。
- (エ) 認定コースの定員数が認定上限値を下回った場合及び認定されたものの中止になった訓練コース分の定員数は
 - c. 次期以降の認定単位期間の同コース・同分野の認定上限値を引き上げるために活用できる。
 - d. 第4四半期まで繰り越した認定枠については、基礎コースと実践コース間の振替や、実践コースの他分野への振替を可能とする。

4 技能向上に係る訓練実施計画(在職者訓練)

都道府県名 山 口 県

実施主体	施 設 名	課 程	訓練科名	年間開催回数	合計訓練時間	延 定 員	備 考
都道府県立施設	山口県立 東 部 高等産業 技術学校	短期課程	溶接系	8	111	282	
			機械系	8	72	62	
			電気工事系	9	114	290	
			配管系	1	18	10	
			クレーン運転系	17	185	410	
			情報ビジネス系	6	84	70	
			電気制御回路組立て	1	15	7	
			その他(教育)	13	78	520	
	計			63		1,651 (1,691)	
	山口県立 西 部 高等産業 技術学校	短期課程	溶接系	2	22	80	
			電気工事系	4	84	85	
			クレーン運転系	2	34	80	
			フォークリフト運転系	2	116	80	
			情報ビジネス系	6	81	60	
			玉掛け系	2	62	80	
			建設系	4	35	50	
			木工系	1	7	20	
			左官系	2	13	50	
			その他(教育)	5	30	200	
	計			30		785 (905)	
	県立施設合計 2 施設			93		2,436 (2,596)	
雇用・高年齢・障害・求職者 支援機構立施設	山口職業能力 開発促進センター	専門短期課程	機械系	26	358	248	
			電気・電子系	18	228	183	
			居住系	16	194	190	
	計			60		621 (679)	
	機構立施設合計 1 施設			60		621 (679)	
総 合 計				153		3,057 (3,275)	

(留意事項)

「延定員」欄は、前年度定員を()書きで記入。

5 日本版デュアルシステム（公共職業訓練型（委託型デュアルを除く。）

施設名	訓練科（訓練職種）	類型	訓練期間				定員	備考
			施設内	委託訓練 (座学)	企業実習	有期パート就労		
	該当なし							
県計								
山口職業能力 開発促進センター	電気設備技術科	短期課程	5ヶ月		1ヶ月		15	
機構計	1						15	
合計	1						15	

（留意事項）

定員には、当該年度の定員数を記入。

6 実践的な職業訓練への橋渡し訓練

実施機関	講座名	講座期間	定員	備考
山口職業能力開発促進センター	金属加工科（導入講習付き） 設備保全サービス科（導入講習付き）	5月9日（金）～ 5月30日（金）（84h）	5	集合型
山口職業能力開発促進センター	住環境コーディネート科（導入講習付き）	8月1日（金）～ 9月1日（月）（84h）	5	統合型
山口職業能力開発促進センター	電気設備技術科（導入講習付き）	9月3日（水）～ 9月29日（月）（84h）	5	統合型
山口職業能力開発促進センター	機械CADデザイン科（導入講習付き）	11月5日（水）～ 11月28日（金）（84h）	5	統合型
山口職業能力開発促進センター	電気設備技術科（導入講習及び企業実習付き）	1月7日（水）～ 1月30日（金）（84h）	5	統合型
合計	5		25	

（留意事項）

1. 訓練科ごとに記入。

2. 訓練期間には、それぞれ「〇月〇日～〇月〇日（〇h）」とし、〇hには時間数を記入。

ハロートレーニング（離職者向け）の7年度計画

別紙

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

山口県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・求職者雇 用支援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分 野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） ＋求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	101	0	21	0	80
	営業・販売・事務分野	705	0	560	0	145
	医療事務分野	215	0	200	0	15
	介護・医療・福祉分野	297	0	194	0	103
	農業分野	40	40	0	0	0
	旅行・観光分野	0	0	0	0	0
	デザイン分野	70	0	55	0	15
	製造分野	305	115	0	190	0
	建設関連分野	140	80	0	60	0
	理容・美容関連分野	0	0	0	0	0
	その他分野	60	0	20	25	15
求職者支援訓練（基礎コース）		120	－	－	0	120
合 計		2,053	235	1,050	275	493
（参考） デジタル分野		171	0	76	0	95

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

令和8年度 山口地域職業訓練実施計画の策定に向けた方針(案-2)

令和7年度計画に挙げた課題と令和6年度の実施状況を踏まえた方針

実施状況 の分析	①応募倍率が 低く 、就職率が 高い 分野 (令和6年度実績に該当する分野) 「介護・医療・福祉分野」	○介護現場の実態や魅力の理解促進を図るため、ハローワーク職員の事業所見学等への参加を推進し、訓練内容・習得可能なスキル・就職実績を的確に説明できるよう、職員の資質向上を図る。
	②応募倍率が 高く 、就職率が 低い 分野 (令和6年度実績に該当する分野) 「営業・販売・事務分野」	○訓練前キャリアコンサルティング（ジョブ・カード作成）の積極的な活用を促し、本人の職業能力や求職条件等を踏まえた適切な職業相談及び受講あっせんを行う。 （訓練前キャリアコンサルティングは中長期的なキャリアビジョンの明確化や就職意欲向上につながる。また、訓練の早期離脱防止にも有効。） ○訓練修了者のスキルが活用できる求人の確保を推進する。 （「職業訓練修了者歓迎求人」の開拓など。）
計画と実績の乖離	③委託訓練の計画数は62コース、開講したコースは52コース ※令和6年度実績（計画数は当初計画数）	○公募手続きにより委託訓練を実施するため、計画数と開講数の乖離が生じざるを得ない。 ○開講時期の柔軟化、開講地域の拡大、効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組が必要。 ○ハローワークや民間教育機関の意見や公的職業訓練効果検証ワーキンググループの検証を踏まえ、効果的、効率的な訓練計画の設定に努める。
人材ニーズ や地域の実 情を踏まえ た訓練設定	④高齢者向け訓練 山口県では、人口減少および少子高齢化が進行しており、ハローワークにおける有効求職者の中でも高齢者の割合が増加している。	○高齢者の就業促進にあたっては、基本的なPC操作を含むデジタルスキルの習得が課題。 オンラインでの情報検索やメールの活用、簡単な表計算など、現代の職場で求められる基礎スキルを身につける必要がある。このため、地域の実情や高齢者の特性に応じたカリキュラムを整備し、継続的に訓練計画の設定に努める。
	⑤基礎的なデジタルリテラシーを向上する訓練 すべての労働者がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できることが重要とされている。本県においても、ハローワークの意見や効果検証ワーキンググループの結果を踏まえ、基礎的なデジタルリテラシーの向上が必要である。	○デジタル分野以外のすべての公的職業訓練において、訓練分野の特性に応じ、基礎的なデジタルリテラシーの要素を訓練内容に組み込む必要がある。
新規事業	⑥非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練事業の本格実施 非正規労働者が働きながらでも学びやすく、自らの希望に応じた柔軟な日時や実施方法による職業訓練の受講ができる仕組みを構築する。	○令和6・7年度において試行的に実施した本事業を都道府県や（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が民間教育訓練機関等へ、eラーニングを主体とした職業訓練を委託、全国展開が図られる見込み。当該訓練の周知・啓発に努める。

令和 8 年度当初予算案 490 億円 (577 億円) ※ () 内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	9/10			1/10

1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和 4 年 12 月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和 8 年度末までに政府全体で 230 万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされている。また、「サイバーセキュリティ戦略」（令和 7 年 12 月閣議決定）において、個人・中小企業を含むあらゆる主体を標的としたサイバー攻撃リスクが増加している状況の下、国民一人一人がサイバーセキュリティに対する意識・理解を深め、基本的な取組や対策を平時から行うことが求められている。

このため、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対する、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）の支給を通じて早期の再就職等を支援する。さらに、全国 87 箇所の生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）において、中小企業等の DX 人材育成を推進する。加えて、**全ての訓練分野において DX リテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーや情報セキュリティに関するリテラシーを身に付けることができるよう、引き続き質的拡充を図る。**この他、**非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施**により、非正規雇用労働者等のデジタル推進人材の育成を行う。

2 事業の概要

① デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ ※令和 8 年度末までの時限措置

- (1) DX 推進スキル標準に対応した訓練コース又はデジタル分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースの場合、委託費等を上乗せする
(IT 分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースは、一部地域を対象に更に上乗せ)
- (2) 企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を 1 人当たり 2 万円上乗せする。

② オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進 ※令和 8 年度末までの時限措置

デジタル分野のオンライン訓練（eラーニングコース）において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1 人当たり月 1.5 万円を上限に委託費等の対象とする。

③ 生産性向上支援訓練（DX 関連）の機会の拡充

中小企業等の在職者に対して実施する、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練（DX 関連）の機会を拡充する

④ デジタルリテラシーの向上促進

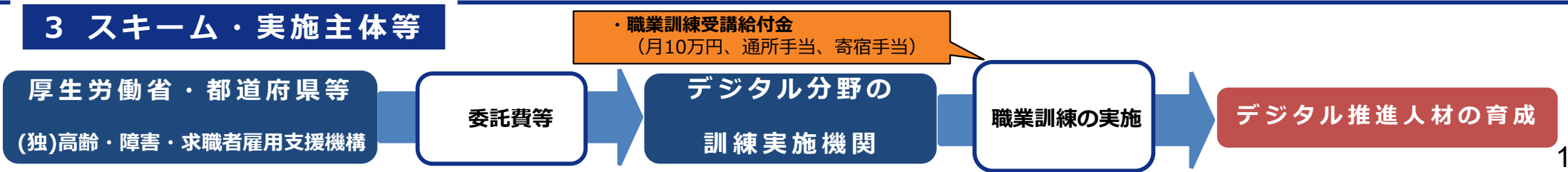
公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の全ての訓練分野において、訓練分野の特性を踏まえて、DX リテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーや情報セキュリティに関するリテラシーを身に付けることができるよう、引き続き訓練の質的拡充を図る。**【拡充】**
※令和 8 年 10 月開講コースより、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の委託費等の単価を 1 人当たり月 3,000 円引き上げ

⑤ 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施

非正規雇用労働者等を対象とする、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施する。**【拡充】**

令和 6 年度事業実績（速報値）：公共職業訓練（委託訓練）10,691 人／求職者支援訓練 11,930 人／生産性向上支援訓練 16,609 人

3 スキーム・実施主体等



非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の 本格実施

令和8年度当初予算案 10億円 (3.1億円) ※ () 内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額

50百万円

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

正社員と比べて正社員以外に対してOFF-JTを実施した事業所の割合は低く（正社員71.6%に対し正社員以外31.2%（能力開発基本調査））、自己啓発の割合も低い（正社員45.3%に対し正社員以外15.8%（同））など、非正規雇用労働者等の能力開発機会が乏しい状況にある。また、平日日中の通学を基本とした従前の離職者訓練では、非正規雇用労働者等にとって受講が難しい状況にある。

こうした状況及び令和6、7年度の試行事業の結果等を踏まえ、オンラインを活用した職業訓練を実施することで、全国の非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指すことができる環境の整備を図ることとする。

2 事業の概要

（1）本格実施の概要

これまで試行的に実施していた非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練について、都道府県等及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が民間教育訓練機関等へオンラインを活用した職業訓練を委託することにより全国展開を図る。【拡充】

（2）職業訓練の内容等

ア 実施方法等

①都道府県等

地域ニーズを踏まえた訓練分野やコースについて、オンライン（eラーニング、同時双方向）形式の他、平日夜間・土日のスクーリングを組み合わせた訓練を実施

②（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）

オンラインで対応できる訓練コースについて、全国規模で広域的に実施

イ 訓練期間

原則2か月以上6か月以下（最長1年）

ウ 申込み方法

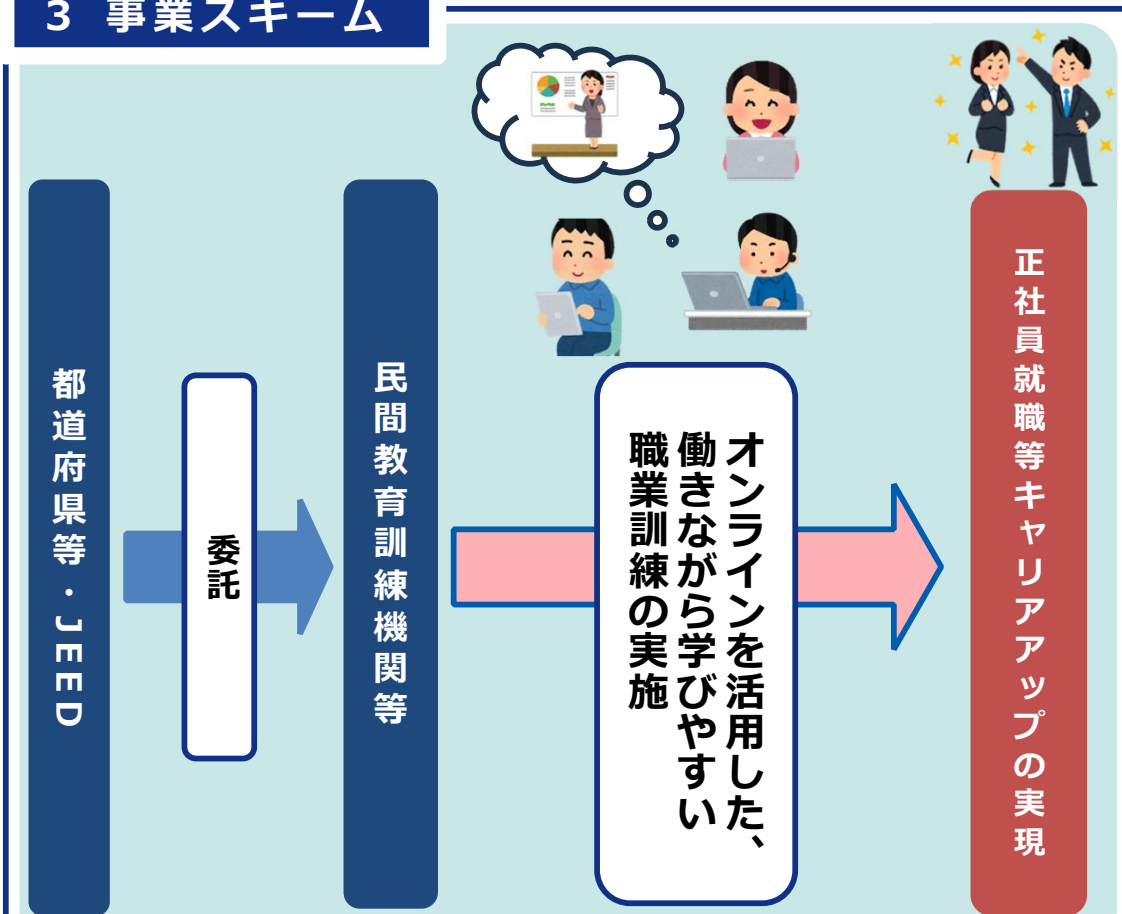
訓練実施機関に直接申込（受講生も一定の受講費用を負担）

エ 受講継続等の支援

訓練実施機関において、学習支援者の配置等を行い、受講継続勧奨や学習の進捗状況に応じた支援を実施

（参考）試行事業の実績（令和6年度）：受講者数 554名

3 事業スキーム



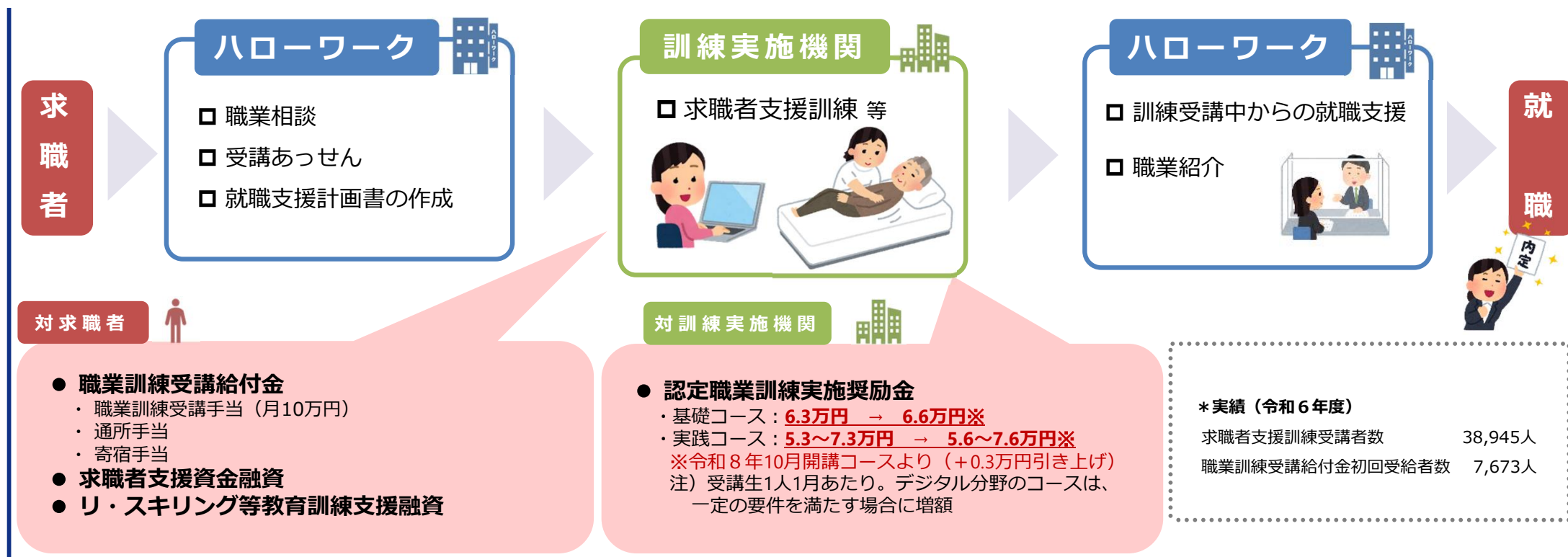
令和8年度当初予算案 213億円 (261億円) ※ () 内は前年度当初予算額。

労働特会			子会特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	3/4			1/4

1 事業の目的

- 雇用保険被保険者以外の者を対象に
 - ・ 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。
 - ・ 教育訓練費用や生活費を対象とする融資制度により、職業訓練に専念できるよう支援する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体 : 都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ◆負担割合 : 原則、雇用勘定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5% (原則の55/100を負担)。

障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

令和8年度当初予算案 16.2億円（16.0億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

求職障害者等に対し、当該障害者の住む身近な地域で障害者の態様や障害程度に配慮した多様な職業訓練機会を確保・提供することで障害者の就職促進を図る。また、障害者職業能力開発校だけでなく、47都道府県にある一般の職業能力開発校においても、精神障害者等に対する職業訓練の実施が課題となっているため、当該訓練校における精神障害者等の受け入れ体制を強化する。

2 委託訓練事業の概要・スキーム

委託訓練実施機関（民間団体）

訓練受講④

＜対象者＞ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者
・ 障害者手帳を有する者
・ 医師の診断書や意見書等により障害を有することが確認できる者

＜訓練内容＞

- 訓練期間：原則3月以内・月100時間が標準
- 委託費：原則訓練受講生1人当たり月6.4万円又は9.6万円が上限

訓練実施月数に応じた就職支援経費の支給【拡充】

＜訓練コース＞

- ① 知識・技能習得訓練コース（知識・技能の習得） ※障害者向けデュアルシステムも実施可能
- ② 実践能力習得訓練コース（企業等の現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上）
- ③ e-ラーニングコース（訓練施設へ通所困難者等を対象としてIT技能等の習得）
- ④ 特別支援学校早期訓練コース（内定を得られない生徒を対象として、在学中から実践的な職業能力の開発・向上）
- ⑤ 在職者訓練コース（雇用継続に資する知識・技能の習得）

受講あつせん③

職場定着支援業務⑤

訓練修了⑥

各種支援機関

ハローワーク

職業相談②

職業紹介⑦

就職⑧

障害者

企業

求職申込み①

3 委託訓練事業の実施主体等

厚生労働省

職業能力開発促進法
第15条の7第3項に
基づき実施

委託契約

都道府県

委託契約

委託訓練実施機関
（民間団体）

NPO法人

社会福祉法人

企業

民間教育訓練機関

4 訓練以外の事業概要

- 1 障害者職業訓練コーディネーターの配置
- 2 障害者職業訓練コーチの配置
- 3 実践能力習得コース等開拓支援事業【拡充】
- 4 精神保健福祉士等外部専門家及び
手話通訳の活用

- 5 職業能力開発校（一般校）における精神障害者等の受け入れ体制等の強化【拡充】
精神保健福祉士の配置153人（131人）

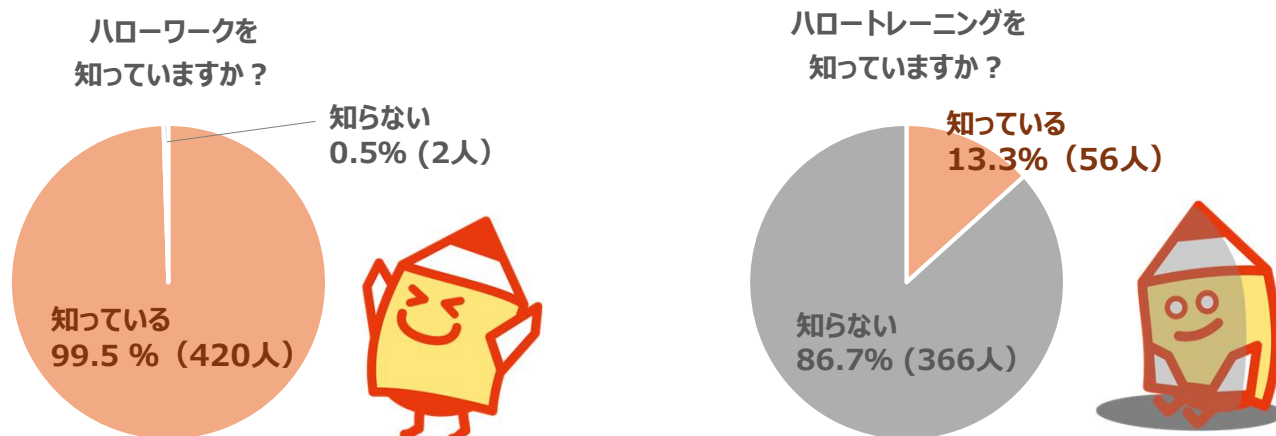
ハロートレーニング周知のためのイベントへの出展について

令和7年度は、県央地域で開催された3つのイベント（※1）に出展し、合計422名の来場者に対して求職者支援制度及びハロートレーニングの周知を行いました。ブースでは、資料の配布やパネル展示（※2）などを通じて制度の概要を紹介し、来場者に広く理解促進を図りました。

また、その場でハローワークおよびハロートレーニングの認知度調査を実施したところ、ハローワーク（＝公共職業安定所）の認知度は99.5%と非常に高い一方、「ハロートレーニング（公的職業訓練）」という名称の認知度は13.3%にとどまりました。最も、職業訓練そのものについては多くの方が存在を知っている一方で、受講料が無料であることや、幅広い訓練コースが用意されていることといった制度の具体的な特徴については十分に知られていないことも明らかとなりました。これらの結果を踏まえ、特にハローワークを利用しない層に向けて、ハロートレーニングの名称とともに制度の具体的なメリットを分かりやすく伝える広報を、次年度はさらに強化していく必要があると認識しました。

- ※1 ①やまぐち建設フェス（9/28）
②やまぐちJOBフェスタ（10/25）
③レノファ山口ホーム最終戦（11/29）

- ※2 パネル展示は、レノファ山口ホーム最終戦のみ実施。



ポリテクセンター山口様と一緒に実施しました！



200組を超えるファミリーに
お越しいただきました！

112人の皆さんに聞いてみました！
ハローワーク&ハロートレーニング認知度調査結果発表！

ハローワークを
知っていますか？

知っている
100 %



ハートレーニングを 知っていますか？

知らない
89.3 %



ハロートレーニング＝公的職業訓練のことだよ。覚えてね！

ハロトレアンケートおじさんが、
ハローワーク&ハロートレーニングの
認知度調査を行いました。

やまぐちJOBフェスタで ハロトレ周知イベントを 実施しました！



令和7年10月25日（土）きらら博記念公園大芝生広場にて開催された「やまぐちJOBフェスタ」に参加し、ハロートレーニング（ハロトレ）や10月1日創設の「リ・スキリング等教育訓練支援融資」の周知を行いました。

ポリテクセンター山口様と一緒に実施しました！



ブースでは親子で楽しめる
「本物そっくりな氷のキーホルダー」製作体験が
行われ、約120名の方がお越しになりました。

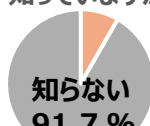


108人の皆さんに聞いてみました！
ハローワーク&ハロートレーニング認知度調査結果発表！

ハローワークを
知っていますか？



ハロートレーニングを
知っていますか？



先月のやまぐち建設フェスに
続き、ハロトレアンケート
おじさんが再登場！！

降りしきる雨の中、ハロー
ワーク&ハロートレーニング
（ハロトレ）の認知度調査
を行いました。

←アンケート結果はこちら。



ハロートレーニング＝公的職業訓練のことだよ。覚えてね！

山口労働局 職業安定部 訓練課

レノファ山口FC最終戦で、ハロートレーニング周知イベントを実施しました

令和7年11月29日（土）

明治安田J2リーグ2025シーズン最終節「レノファ山口FC vs RB大宮アルディージャ」（@維新みらいふスタジアム）で、ハロートレーニング（公的職業訓練）の周知キャンペーンを実施しました。

当日は、シーズン最終節の重要な試合ということもあり、大変多くの方にご来場いただきました。

山口労働局のPRブースでは、当日限定！レノファ山口FCとのコラボデザイン缶バッジ＆マグネットの作成体験を行い、多くの方に「モノづくり」を体験していただきました。

また、ブース内では、ハロートレーニングの訓練コースを紹介するパネル展示やハローワーク＆ハロートレーニングの認知度アンケートを行い、多くの方からご協力をいただきました。

イベントに参加いただいた方、アンケートにご協力いただいた方、誠にありがとうございました。



PRブースでは、オリジナル缶バッジ作成コーナーとハロトレパネル展示コーナーを設置しました。



1番人気だった缶バッジデザインはこちら。



全8種類のデザインの中から好きなデザインを選んで、自分だけのオリジナル缶バッジを作りました。



ハロトレおじさんのアンケートにも多くの方にご協力いただきました。



ハロートレーニングの様々なコースをご紹介することができました。



スタジアム周辺は、熱気にあふれていました。

行列もできましたが、混乱もなく運営できました。
ご協力いただき、ありがとうございました。

問い合わせ

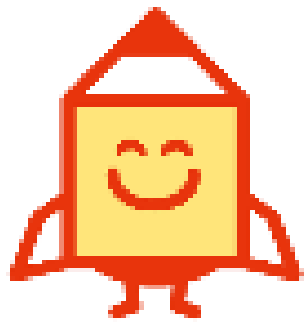
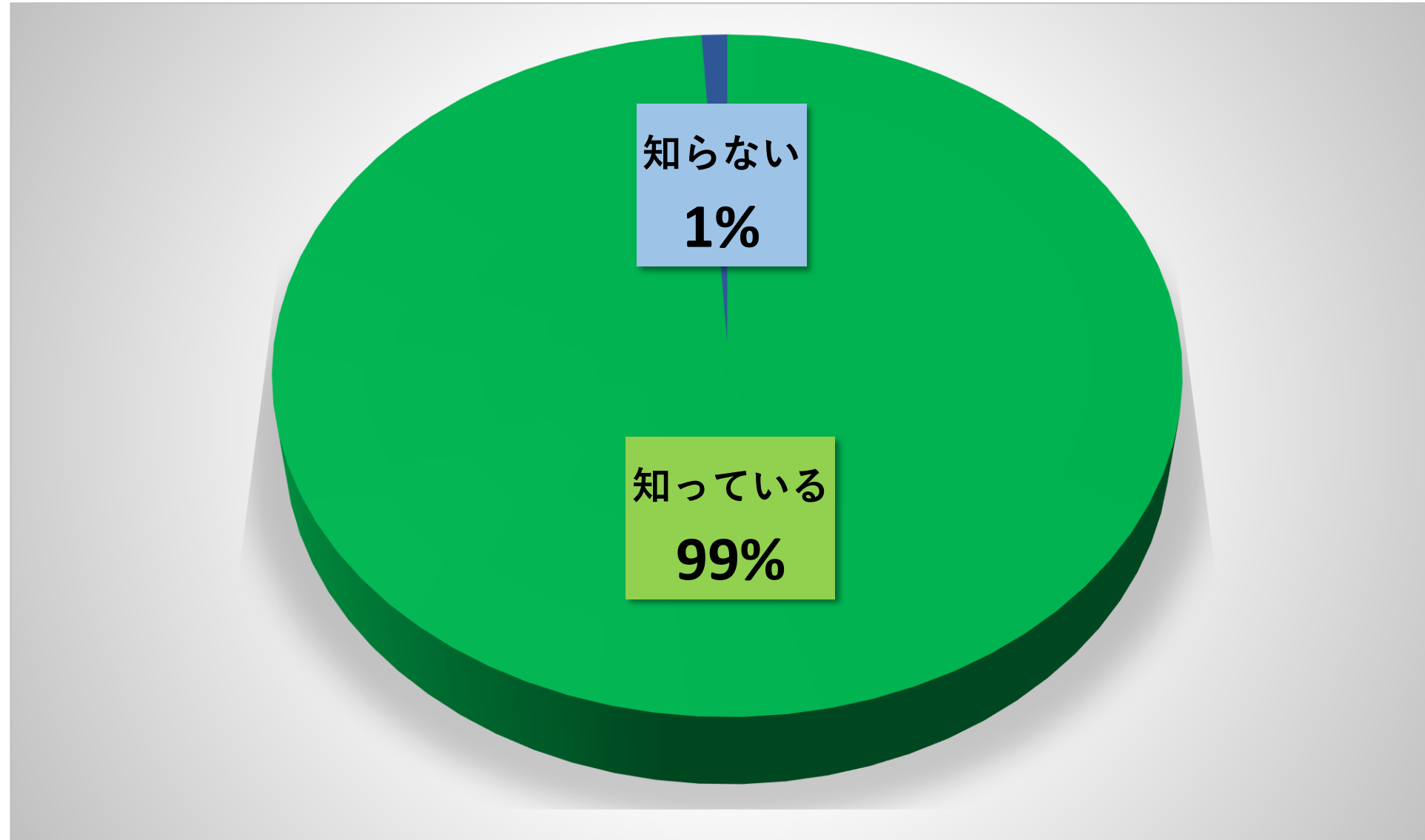
この記事に関するお問い合わせ先

職業安定部 訓練課
電話 083-995-0387



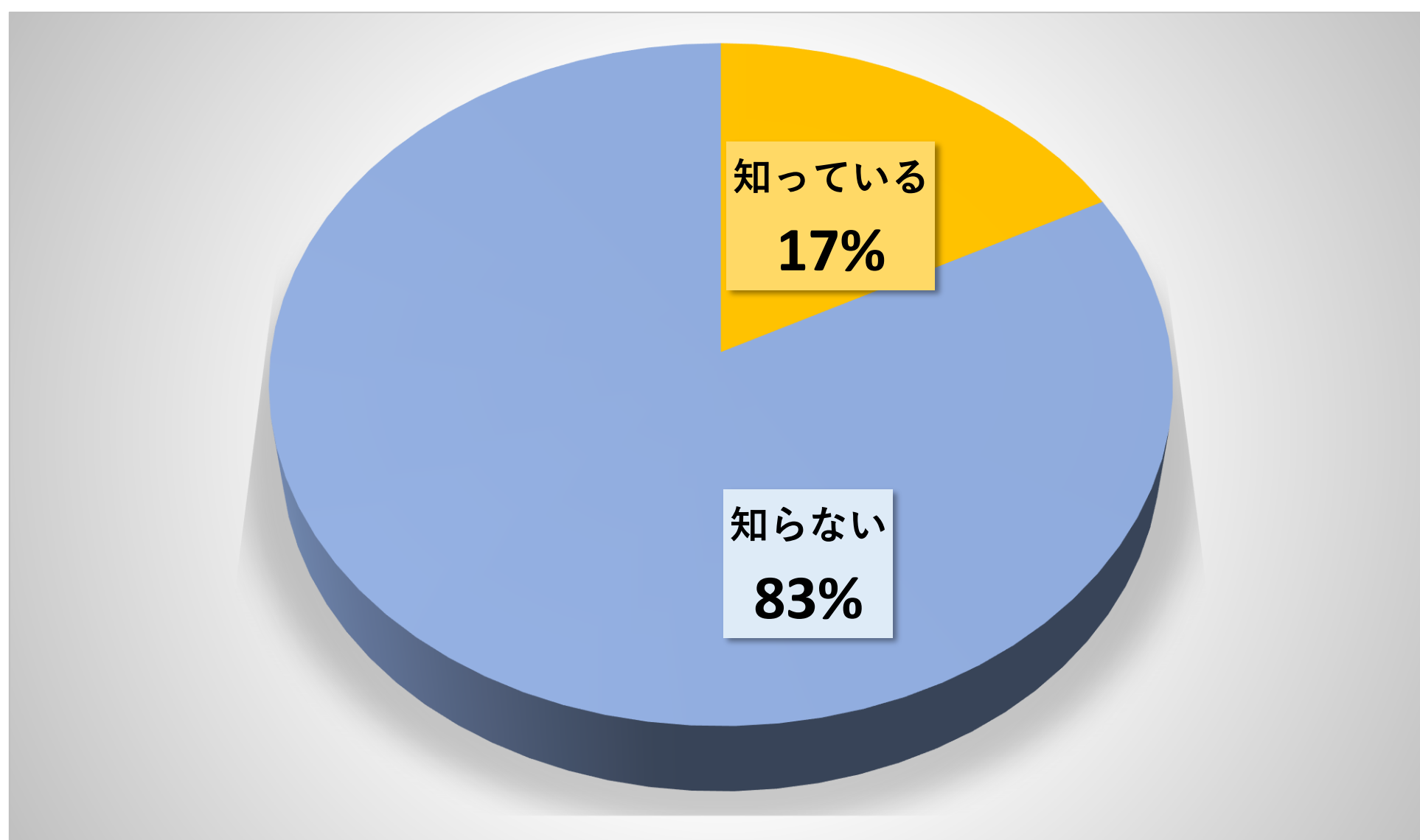
ハローワーク (ハロワ) って知ってる？

知っている	200人	知らない	2人
-------	------	------	----



ハロートレーニング (ハロトレ) って知ってる？

知っている	35人	知らない	167人
-------	-----	------	------



山口労働局訓練課公式Xアカウントの開設等について

山口労働局訓練課では、情報発信の強化を目的として、令和8年1月6日に公式Xアカウントを新たに開設しました。

このアカウントでは、ハロートレーニングを中心に、雇用・労働分野に関する情報や、訓練課が所掌するハローワーク関連イベントの案内など、幅広い内容を発信しています。

開設後、2月末までに計32件の投稿を行い、継続的に情報発信を進めているところです。今後も、若年層を中心に幅広い層に向けて、みなさまに必要な情報をタイムリーに届けられるよう、引き続き運用を強化してまいります。

また、ハローワークを利用しない層への働きかけを強化するため、YouTubeにおいてハロートレーニングの認知度向上を目的としたインストリーム広告を現在配信しています。若年層から中高年層まで幅広い年代に自然にリーチできる媒体であることから、制度自体を知らない層に対しても、名称と内容を結びつけて理解していただく効果を期待しています。

さらに、この広告用に制作した動画については、各ハローワーク及び市町の庁舎内に設置しているデジタルサイネージでの放映も依頼することとしております。オンライン・オフラインの双方から周知の拡大に取り組んでいるところです。

←

【公式】山口労働局 訓練課

12件のポスト



プロフィールを編集

【公式】山口労働局 訓練課

認証される

@yama_harotore

厚生労働省 山口労働局 訓練課の公式アカウントです。職業訓練や雇用に関する様々な情報を発信します。※このXに寄せられたコメントは、返信できません。運用方針: jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roud...

山口県山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎 2号館 7階

jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roud...

2026年1月からXを利用開始

11 フォロワー

11 フォロワー



YouTube広告

受講料
無料

山口県のみなさん

ハロートレーニング
を知っていますか?

※テキスト代等は自己負担になります。

報道関係者各位

令和8年3月10日（火）

【照会先】

山口労働局職業安定部訓練課

課長 須藤 淳子

課長補佐 古川 潤

電話（083）995－0387



「ハロトレデザインコンクール」表彰式を行います！

山口労働局（局長 鈴木 輝美）は、公的職業訓練（ハロートレーニング）の周知企画として、「ハロトレデザインコンクール」を実施しました。

今般、各賞の受賞作品が決定しましたので、下記のとおり表彰式を開催します。

なお、受賞作品は、別紙のとおりです。

記

日時： 令和8年3月17日（火）13：30～14：30

会場： 山口県市町村職員共済組合 防長苑1F 白鳳
（山口市熊野町4-29）



ハロトレデザインコンクールとは？

1 目的

近年、学び直しやり・スキリングなど個人のスキルアップが推進されている中、公的職業訓練（ハロートレーニング）について、世代に関わらず、幅広く認知してもらうことを目的として実施します。

2 募集内容 ①ハロートレーニングポスターデザイン部門

（ハロートレーニングの周知・活用を図るためのポスターデザインを募集）

②ハロトレくんと山口県の風景イラスト部門

（山口県内各地域の風景・イベント・特産品などとハロトレくんとを組み合わせたイラストデザインを募集）

3 募集期間 令和7年12月11日（木）～令和8年2月10日（火）

4 各賞

①最優秀賞（山口労働局長賞）上記2の両部門からそれぞれ1作品を表彰します。

②優秀賞（山口労働局職業安定部長賞）同上

③特別賞（グッドトレーニング賞）ハロートレーニング受講者からの応募のうち、上記2の両部門からそれぞれ1作品を表彰します。

ポスター部門受賞作品

最優秀賞（山口労働局長賞）

【受賞者】 木村 遥 さん

【作品名】 スキルアップできる階段を上るハロトレくん



【作品コンセプト】

上を目指したい、スキルアップしたいという思いをイメージして作成しました。

最初は慣れない環境で余裕のない表情を浮かべるハロトレくんですが、階段を上につれ学ぶことの楽しさややりがいを感じ、表情が明るくなるようすを表現しました。

様々な職業をシールに見立て、学びたいものを自由に選べるというメリットを表現しました。

優秀賞（山口労働局職業安定部長賞）

【受賞者】 福江 妙 さん

【作品名】 新たな未来へ



【作品コンセプト】

山口県の代表であるSL にのって、それぞれの目指す新たな道へと進むイメージ。

特別賞（グッドトレーニング賞）

【受賞者】 桐木 侑花 さん

【作品名】 君はどの未来を選ぶ？



【作品コンセプト】

山口県で私が大好きな下関をテーマに考え始め、その中でも代表的な人気スポット、唐戸市場をイメージして制作しました。

ハロートレーニングを通して知識やスキルが身に付き、将来の視野が広がり、何にでも挑戦できるんだ！ということを伝えたいと思い、回転寿司のお皿に様々な仕事をしているハロトレくんを乗せて、「未来は無限大！」というキャッチコピーをのせました。

このポスターを見て、少しでもハロートレーニングって何だろう？どのようなことが学べるんだろう？と興味の第一歩に繋がってくれたらいいと思います。

イラスト部門受賞作品

最優秀賞（山口労働局長賞）

【受賞者】 桐木 侑花 さん

【作品名】 未来へ、出発！ハロトレくん車掌Ver.



【作品コンセプト】

SLやまぐち号をテーマに制作しました。一目で分かるように煙の形をハロトレという文字にしたところがポイントです。

ハロトレくんを見て、少しでもハロトレーニングって何だろう？どのようなことが学べるんだろう？と興味の第一歩に繋がってくれたらいいなと思います。

優秀賞（山口労働局職業安定部長賞）

【受賞者】 大川 さつき さん

【作品名】 実るまちで繋がる暮らし



【作品コンセプト】

本作品は、萩の特産品である夏みかんをテーマに、地域の風景と日常の一場面を表現しました。

堀越しに実る夏みかんの木は、萩のまちに根づいた歴史や文化、そして人々の暮らしとの結びつきを象徴しています。

この作品を通じて、夏みかんが働くことを通じてまちの魅力となり観光や交流へとつながっていることを感じてもらえたら嬉しいです。

特別賞（グッドトレーニング賞）

【受賞者】 三好 葵 さん

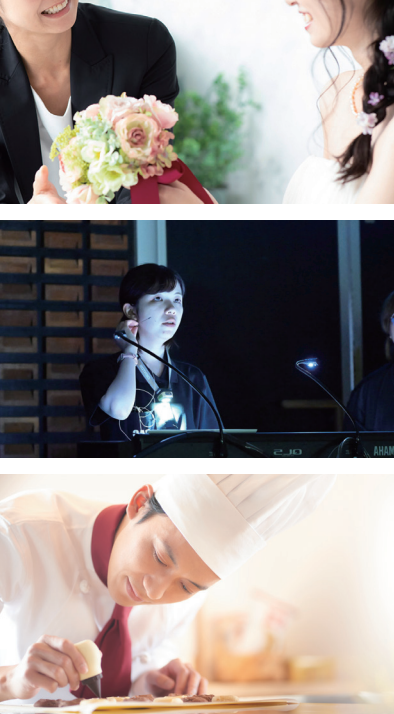
【作品名】 ハロトレくん防府天満宮へ



【作品コンセプト】

日本で最初に創建された天満宮であり、学問の神様・菅原道真公が祀られている防府天満宮へ向かうハロトレくん。菅原道真公が愛したとされる梅の花を咲かせ、全体的に華やかさを表現しました。

幅広いご利益のある天満宮でパワーをもらい、これから頑張ろうという気持ちが芽生えるよう、天満宮の造りの細かい部分もしっかり表現できるように心がけました。



令和8年度 受検案内

技能検定

全等級用
国家検定

努力を資格に

未来を切り拓く



※指定試験機関実施の職種については、当該機関にお問い合わせください。

受検申請受付期間
(都道府県実施)

前期

4/6[※]月～4/17^金

後期

10/5^月～10/16^金

※都道府県の判断で前倒しとなる場合があります。



実施機関：都道府県、都道府県職業能力開発協会、
指定試験機関
問題作成：中央職業能力開発協会、指定試験機関
制度所管：厚生労働省

詳しくはこちらから

都道府県
>



指定
試験機関
>



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 技能検定とは

技能検定とは、働く上で身に付ける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度で、機械加工、建築大工やファイナンシャル・プランニングなど全部で133職種の試験があります。試験に合格すると合格証書が交付され、「技能士」と名乗ることができます。

2 令和8年度技能検定実施日程

技能検定は職種によって次の2種類の団体が実施しています。

●都道府県職業能力開発協会が実施する職種（111職種、8～9ページ参照）

職種ごとに前期・後期に分かれて、下表のとおり実施されます。都道府県によっては試験を実施しない職種もあります。

実技試験の日程などの詳細は、都道府県職業能力開発協会へお問い合わせください（お問い合わせ先は11ページをご参照ください）。

	前 期		後 期	
試験案内開始日	令和8年	3/2 (月)	令和8年	9/1 (火)
申請受付期間		4/6 (月)～4/17 (金) ※都道府県の判断で開始日が前倒しとなる場合あり		10/5 (月)～10/16 (金)
実技試験問題の公表※1		6/3 (水)		11/27 (金)
実技試験※2		6/10 (水)～8/9 (日) 6/10 (水)～9/9 (水) 9/10 (木)～11/11 (水)※4	令和9年	12/4 (金)～令和9年2/14 (日)
学科試験※3		7/12 (日)★ 8/23 (日) 8/30 (日) 9/6 (日)		1/24 (日) 1/31 (日) 2/3 (水) 2/7 (日)
合格発表日		8/28 (金)★・10/2 (金)・ 11/26 (木)までの間で都道府県知事が指定する日※4		3/12 (金)

※職種によって試験日が異なります。★：3級の試験日程（「金属熱処理」を除く。）

※1 一部職種の製作等作業試験と全職種の計画立案等作業試験は、概要のみが公表されます。

※2 期間中のいずれかの日で実施されます。

※3 職種、等級ごとに全国統一日に実施されます。

※4 暑熱対応のため延期する場合（造園・とび・左官・路面標示施工職種）

●民間の試験機関が実施する職種（22職種、10ページ参照）

実施時期などの詳細は試験機関ごとに定めています。詳しくは各試験機関のホームページをご覧ください。どうか、各試験機関へ直接お問い合わせください（お問い合わせ先は10ページをご参照ください）。



3 受検の申請について

(1) 申請方法

●都道府県職業能力開発協会が実施する職種

- ①受検申請書を受検する都道府県の都道府県職業能力開発協会から取り寄せます。
- ②受検申請書に必要事項を記入の上、必要枚数の写真（6ヶ月以内の正面脱帽半身像）を貼ります。
- ③受検手数料を所定の期日までに納付します。
- ④受付期間内に郵送または持ち込みにより、都道府県職業能力開発協会へ提出します。

※このほかにも、受検資格や免除資格の審査などがあります。詳しくは都道府県職業能力開発協会へお問い合わせください。（お問い合わせ先は11ページをご参照ください。）

※お体が不自由な場合など試験当日に特別の配慮を必要とされる場合は、受検申請書の提出時に都道府県職業能力開発協会へご相談ください。

●民間の試験機関が実施する職種

試験機関ごとに申請方法を定めています。詳しくは各試験機関のホームページをご確認いただくか、各試験機関へ直接お問い合わせください。



(2) 受検手数料

●都道府県職業能力開発協会が実施する職種

- ・学科試験受検手数料： 3,100円
- ・実技試験受検手数料： 18,200円

※上記は目安であり、都道府県によって異なる場合があります。

※23歳未満の方は、ものづくり分野の3級の実技試験の受検手数料が減額されます。詳しくは都道府県または都道府県職業能力開発協会へお問い合わせください。（お問い合わせ先は11ページをご参照ください。）

●民間の試験機関が実施する職種

職種、等級ごとに試験機関が受検手数料を定めています。詳しくは各試験機関のホームページをご確認いただくか、各試験機関へ直接お問い合わせください（お問い合わせ先は10ページをご参照ください。）。

4 技能検定の実施内容

●等級

試験の難易度によって1級、2級、3級に分かれます。また、職種によっては難易度を分けないで行う単一等級もあります。さらに、職種によっては管理・監督者向けの特級があります。

●試験の方法

実技試験と学科試験により行われ、両方の試験に合格することが必要です。

※実技試験が学科試験のどちらか片方のみに合格した方は、次回以降は不合格となった試験のみを受検し、合格することで、技能士となることができます（ただし、特級については、5年以内に限ります。）。また、民間の試験機関が実施する職種については、試験機関ごとに定めています。



<実技試験>

職種によって次の(1)と(2)の両方を行う場合と、どちらか一方を行う場合があります。

都道府県職業能力開発協会が実施する職種の試験は、中央職業能力開発協会ホームページで事前に課題の概要を確認することができます。

⇒「技能検定 試験概要」で検索してください。

※中央職業能力開発協会ホームページ <https://www.javada.or.jp/>

民間の試験機関が実施する試験などの詳細は、試験機関ごとに定めています。詳しくは各試験機関のホームページをご参照ください。

(1) 製作等作業試験、実地試験

製作等作業試験は、制限時間内に物の製作・組立て・調整などを行う試験で、実地試験は、擬似的な現場の状況等を設定し、ロールプレイ等の実地動作または口述を行う試験です。

(2) 判断等試験、計画立案等作業試験

実際的な対象物または現場の状態、状況などについて説明した設問により、判別・判断・測定・計算などを行う試験です。

<学科試験>

都道府県職業能力開発協会が実施する職種の試験は、真偽式と多肢択一式により出題され、それぞれ25問ずつで全50問（特級は多肢択一式のみ50問、3級は真偽式のみ30問）です。

民間の試験機関が実施する試験は、職種によって異なります。

●受検資格

都道府県職業能力開発協会が実施する職種の受検資格取得に必要な実務経験年数は、下表のとおりです。ただし、受検資格は、関連する実務経験のある検定職種や卒業・修了した学科・訓練科に関する検定職種に限り得ることができます。

民間の試験機関が実施する職種の受検資格は、試験機関ごとに定めています。詳しくは各試験機関のホームページをご確認いただくか、各試験機関へ直接お問い合わせください。（お問い合わせ先は10ページをご参照ください。）。

(単位 年)

受 検 対 象 者 (検定職種に関する学科、訓練科または免許職種に限る。)		特級	1 級		2 級		3 級 ^{※4}	単一 等級
		1級 合格後	2級 合格後	3級 合格後	3級 合格後	3級 合格後	3級 ^{※4}	
実務経験のみ		5	7		2		0 ^{※5}	3
専門高校卒業 ^{※1} 専修学校(大学入学資格付与課程に限る) 卒業			6					1
短大・高専・高校専攻科卒業 ^{※1} 専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る) 卒業			5				0	0
大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く) 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る) 卒業			4	2	4			
専修学校 ^{※2} または 各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る。)	800時間以上		6					1
	1600時間以上		5			0	0 ^{※6}	0
	3200時間以上		4					
短期課程の普通職業訓練修了 ^{※3}	700時間以上		6				0 ^{※7}	1
普通課程の普通職業訓練修了 ^{※3}	2800時間未満		5					
	2800時間以上		4					
専門課程または特定専門課程の高度職業訓練修了 ^{※3}			3	1	2		0	
応用課程または特定応用課程の高度職業訓練修了								0
指導員養成課程の指導員養成訓練修了				1				
職業訓練指導員免許取得						—	—	
高度養成課程の指導員養成訓練修了				0		0	0	

※1：学校教育法による大学、短期大学または高等学校と同等以上と認められる外国の学校または他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。

- ※2：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程または大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。
- ※3：・旧職業転換課程の能力再開発訓練（800時間以上のものに限る。）修了者は、短期課程の普通職業訓練修了者とみなす。
・旧普通課程の養成訓練（800時間以上のものに限る。）修了者は、普通課程の普通職業訓練修了者とみなす。
・旧高等訓練課程の養成訓練修了者は、普通課程の普通職業訓練修了者とみなす。
・旧特別高等訓練課程の養成訓練修了者は、専門課程の高度職業訓練修了者とみなす。
・旧専門課程の養成訓練修了者は、専門課程の高度職業訓練修了者とみなす。
- ※4：検定職種に関する学科の在学者および検定職種に関する訓練科における職業訓練の受講者も受検できる。
また、工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたものも受検できる。
- ※5：検定職種に関する実務経験がある場合に限る。
- ※6：厚生労働大臣の指定を受けていない専修学校または各種学校を含む。
- ※7：総訓練時間が700時間未満のものを含む。

●試験の出題範囲

(1) 都道府県職業能力開発協会が実施する職種の出題範囲は、厚生労働省のホームページで「試験基準」として公開しています。

⇒「技能検定 試験基準」で検索してください。

(2) 民間の試験機関が実施する職種の出題範囲は、試験機関のホームページで公開しています。

●試験の合否ライン

都道府県職業能力開発協会が実施する職種については、100点を満点として、原則として実技試験は60点以上、学科試験は65点以上です。

民間の試験機関が実施する職種については、職種、等級ごとに試験機関が基準を定めています。詳しくは、各試験機関のホームページをご参照ください。

5 技能検定を受検するメリット

①技能士に付与される特典

「技能士」と名乗ることができます。※名称独占のため技能検定の合格者以外は「技能士」と名乗ることができません。
合格すると、検定職種、等級に応じたメリットがあります。

(例)【他資格試験の受験資格や一部試験免除】

- ・労働安全コンサルタント試験、職業訓練指導員試験、作業環境測定士試験

【建設工事等において配置する技術者資格】

- ・建設業法による専任の者、主任技術者の資格
- ・一級技能士等による施工および作業指導（※）

※ 各府省庁が官庁営繕工事を実施するための「統一基準」として位置づけられた「公共建築工事標準仕様書」において、特記仕様書で指定する工事作業に係る1級または単一等級技能士は、当該工事作業中、作業現場で1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うとされているもの。

また、多くの地方公共団体においても「公共建築工事標準仕様書」が活用されている場合がある。

【その他】

- ・労働安全衛生法第60条の規定に基づく職長等に対する安全または衛生のための教育事項の全部を省略（特級の全職種）
- ・制限荷重が1トン以上の揚貨装置またはつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーンもしくはデリックの玉掛けの就業資格（とび1級および2級）

なお、こちらに挙げているものは一例です。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認いただくか、都道府県職業能力開発協会へお問い合わせください。

⇒「技能検定 活用」で検索してください。

②企業として従業員に技能検定を受検させるメリット

- (例) ・技能者の習熟度を確かめる方法として有効である。
・高い技能を持つ技能士がいることで、製品の生産性の向上や品質維持に役立つ。
・企業内の能力評価制度のひとつとして活用できる。
・技能士がいることにより、企業が高い技術力を持つ証明となり、顧客からの信頼を得られる。

こちらに挙げているものは一例です。他にも、技能検定ポータルサイト「技のとびら」の技能士活用好事例集に企業側のメリットが多数記載されておりますのでご参照ください。

Q 1 専門高校の学科などと受検が認められる検定職種の関係は？

Answer

下記のような例がありますが、これ以外にも授業カリキュラムの内容によっては、認められる学科や検定職種があります。詳しくは、都道府県職業能力開発協会へお問い合わせください（お問い合わせ先は11ページをご参照ください）。

主な学科名	受検が認められる主な技能検定職種
園 芸 科	園芸装飾、フラワー装飾
造 園 科	造園
機 械 科	鋳造、金属熱処理、機械加工、建築板金、工場板金、仕上げ、機械検査、時計修理、プラスチック成形、配管、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電 気 科	電子機器組立て、電気機器組立て、シーケンス制御、プリント配線板製造、時計修理、プラスチック成形、テクニカルイラストレーション、電気製図、舞台機構調整
電 子 科	電子機器組立て、電気機器組立て、シーケンス制御、プリント配線板製造、時計修理、舞台機構調整
建 築 科	建築板金、建築大工、とび、左官、ブロック建築、配管、内装仕上げ施工、テクニカルイラストレーション、塗装
土 木 科	さく井、鉄工、石材施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、産業洗浄
工業化学科	めっき、アルミニウム陽極酸化処理、プラスチック成形、強化プラスチック成形、熱絶縁施工、機械・プラント製図、化学分析、産業洗浄

Q 2 合格証書・技能士章を紛失してしまった場合は？

Answer

◎都道府県職業能力開発協会が実施する職種

都道府県のホームページをご確認の上、技能検定担当部局へお問い合わせください（お問い合わせ先は12ページをご参照ください）。

合格証書については、都道府県の技能検定担当部局で再交付を行っております。再交付には2,000円程度の手数料がかかります。

技能士章については、やむを得ない事由により技能士章を滅失または破損した場合にのみ、都道府県の技能検定担当部局で再交付を行っております。

◎民間の試験機関が実施する職種

試験機関にお問い合わせください（お問い合わせ先は10ページをご参照ください）。

Q 3 技能士カード、技能士手帳などを紛失してしまった場合は？

Answer

合格証書および技能士章以外の技能士に関連する物品の紛失等については、全国技能士会連合会へお問い合わせください。

<https://www.takuminowaza.net/>（全国技能士会連合会ホームページ）

Q 4

過去に出題された技能検定の問題はどこで見ることができますか？

Answer

◎都道府県職業能力開発協会が実施する職種

都道府県職業能力開発協会でご閲覧可能です。また、一部販売しているものもあります。詳しくは、都道府県職業能力開発協会または中央職業能力開発協会へお問い合わせください（お問い合わせ先は11ページをご参照ください。）。

◎民間の試験機関が実施する職種

各試験機関のホームページをご確認いただくか、各試験機関へ直接お問い合わせください（お問い合わせ先は10ページをご参照ください。）。

Q 5

試験結果を知るためにはどうすればいいですか？

Answer

◎都道府県職業能力開発協会が実施する職種

都道府県のホームページをご確認の上、技能検定担当部局へお問い合わせください（お問い合わせ先は12ページをご参照ください。）。

試験結果は受検者本人のみが、身分証明書を持参して、都道府県の技能検定担当部局まで直接訪問した場合に、受検者本人の得点のみを見ることができます（採点基準に関連する事項には回答できませんので、ご注意ください。）。

◎民間の試験機関が実施する職種

各試験機関へお問い合わせください（お問い合わせ先は10ページをご参照ください。）。

Q 6

試験時間はどれくらいですか？

Answer

◎都道府県職業能力開発協会が実施する職種

学科試験については、特級は2時間、1級、2級および単一等級は1時間40分、3級は1時間です。

実技試験については、職種・作業・等級によって異なります。

詳しくは中央職業能力開発協会ホームページ (<https://www.javada.or.jp/>) > 技能検定 > 技能検定のご案内 > 実施職種・試験概要（実技試験及び学科試験）をご覧ください。

◎民間の試験機関が実施する職種

各試験機関のホームページをご確認いただくか、各試験期間へ直接お問い合わせください（お問い合わせ先は10ページをご参照ください。）。

7 技能検定に関する情報

技能検定に関する情報は、下記ポータルサイトでも閲覧できます。

「技のとびら」 (<https://waza.mhlw.go.jp/>)

※技能士活用好事例集など様々な情報が掲載されています。



令和8年度技能検定【前期】実施職種（作業）一覧

1・2級			
園芸装飾	室内園芸装飾作業	内装仕上げ施工	シーリング防水工事作業
造園	造園工事作業		改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業		F R P 防水工事作業
金属熱処理	一般熱処理作業		プラスチック系床仕上げ工事作業
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業		鋼製下地工事作業
	高周波・炎熱処理作業	熱絶縁施工	ボード仕上げ工事作業
粉末冶金	焼結作業		化粧フィルム工事作業
機械加工	普通旋盤作業		保温保冷工事作業
	数値制御旋盤作業		吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業
	フライス盤作業		ビル用サッシ施工作業
	数値制御フライス盤作業	サッシ施工	化学分析作業
	平面研削盤作業	化学分析	貴金属装身具製作作業
	円筒研削盤作業	貴金属装身具製作	壁装作業
	ホブ盤作業	表装	建築塗装作業
	マシニングセンタ作業	塗装	金属塗装作業
	精密器具製作作業		噴霧塗装作業
非接触除去加工	数値制御彫り放電加工作業	フラワー装飾	フラワー装飾作業
	ワイヤ放電加工作業	単一等級	
	レーザー加工作業	溶射	肉盛溶射作業
金属プレス加工	金属プレス作業	路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカー工事作業
鉄工	製缶作業		加熱ペイントマシンマーカー工事作業
	構造物鉄工作業	塗料調色	調色作業
建築板金	内外装板金作業	産業洗浄	高圧洗浄作業
	ダクト板金作業	3級	
工場板金	曲げ板金作業	園芸装飾	室内園芸装飾作業
	打出し板金作業	造園	造園工事作業
めっき	電気めっき作業	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	溶融亜鉛めっき作業	金属熱処理	一般熱処理作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業		浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業		高周波・炎熱処理作業
	金型仕上げ作業	機械加工	普通旋盤作業
	機械組立仕上げ作業		数値制御旋盤作業
切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業		フライス盤作業
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト作業		平面研削盤作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業		マシニングセンタ作業
電気機器組立て	変圧器組立て作業	工場板金	曲げ板金作業
	配電盤・制御盤組立て作業		打出し板金作業
産業車両整備	産業車両整備作業	めっき	電気めっき作業
鉄道車両製造・整備	内部ぎ装作業	仕上げ	機械組立仕上げ作業
	配管ぎ装作業	機械検査	機械検査作業
	電気ぎ装作業	電子機器組立て	電子機器組立て作業
光学機器製造	光学ガラス研磨作業	シーケンス制御	シーケンス制御作業
建設機械整備	建設機械整備作業	建築大工	大工工事作業
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	とび	とび作業
家具製作	家具手加工作業	左官	左官作業
	家具機械加工作業	ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
建具製作	木製建具手加工作業	化学分析	化学分析作業
印刷	オフセット印刷作業	塗装	金属塗装作業
プラスチック成形	圧縮成形作業	舞台機構調整	音響機構調整作業
	射出成形作業	商品装飾展示	商品装飾展示作業
	インフレーション成形作業	フラワー装飾	フラワー装飾作業
	真空成形作業		
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業		
石材施工	石張り作業		
	石積み作業		
酒造	清酒製造作業		
とび	とび作業		
左官	左官作業		
築炉	築炉作業		
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業		
タイル張り	タイル張り作業		
畳製作	畳製作作業		
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業		
	アクリルゴム系塗膜防水工事作業		

令和8年度技能検定【後期】実施職種（作業）一覧

特級	
鋳造 金属熱処理 機械加工 非接触除去加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て	半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造
1・2級	
さく井 金属溶解 鍛造 金型製作 工場板金 金属ばね製造 ロープ加工 機械検査 シーケンス制御 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 鉄道車両製造・整備 時計修理 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 縫製機械整備 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 婦人子供服製造 紳士服製造 和裁 紙器・段ボール箱製造 プリプレス 製本 プラスチック成形 強化プラスチック成形 パン製造 菓子製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 みそ製造 建築大工 かわらぶき 配管 厨房設備施工 型枠施工 鉄筋施工	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業 鋳鋼溶解作業 ハンマ型鍛造作業 プラスチック成形用金型製作作業 機械板金作業 数値制御タレットパンチプレス板金作業 線ばね製造作業 薄板ばね製造作業 ロープ加工作業 機械検査作業 シーケンス制御作業 集積回路チップ製造作業 集積回路組立て作業 プリント配線板製造作業 自動販売機調整作業 走行装置整備作業 鉄道車両点検・調整作業 時計修理作業 光学機器組立て作業 量産形内燃機関組立て作業 空気圧装置組立て作業 油圧装置調整作業 縫製機械整備作業 農業機械整備作業 冷凍空気調和機器施工作業 婦人子供既製服縫製作業 紳士既製服製造作業 和服製作作業 印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業 貼箱製造作業 DTP作業 製本作業 射出成形作業 ブロー成形作業 ビニルエステル樹脂積層防食作業 パン製造作業 洋菓子製造作業 和菓子製造作業 ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業 みそ製造作業 大工工事作業 かわらぶき作業 建築配管作業 プラント配管作業 厨房設備施工作業 型枠工事作業 鉄筋施工図作成作業

コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 カーテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 機械・プラント製図 電気製図 金属材料試験 塗装 広告美術仕上げ 舞台機構調整	鉄筋組立て作業 コンクリート圧送工事作業 アスファルト防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 樹脂接着剤注入工事作業 金属製カーテンウォール工事作業 自動ドア施工作業 ガラス工事作業 機械製図手書き作業 機械製図CAD作業 配電盤・制御盤製図作業 機械試験作業 組織試験作業 鋼橋塗装作業 広告面ペイント仕上げ作業 広告面粘着シート仕上げ作業 音響機構調整作業
単一等級	
電子回路接続 製麺 エーエルシーパネル施工 バルコニー施工	電子回路接続作業 機械乾麺製造作業 エーエルシーパネル工事作業 金属製バルコニー工事作業
3級	
造園 機械加工 機械検査 電子機器組立て 電気機器組立て シーケンス制御 プリント配線板製造 時計修理 内燃機関組立て 冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 プラスチック成形 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 テクニカルイラストレーション 機械・プラント製図 電気製図 貴金属装身具製作 広告美術仕上げ 写真	造園工事作業 普通旋盤作業 機械検査作業 電子機器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 シーケンス制御作業 プリント配線板製造作業 時計修理作業 量産形内燃機関組立て作業 冷凍空気調和機器施工作業 和服製作作業 家具手加工作業 射出成形作業 大工工事作業 かわらぶき作業 建築配管作業 型枠工事作業 鉄筋施工図作成作業 鉄筋組立て作業 テクニカルイラストレーション手書き作業 テクニカルイラストレーションCAD作業 機械製図手書き作業 機械製図CAD作業 配電盤・制御盤製図作業 貴金属装身具製作作業 広告面粘着シート仕上げ作業 肖像写真デジタル作業

民間の試験機関が実施する技能検定職種のお問い合わせ先

団 体 名	技能検定職種	郵便番号	所在地	電話番号	HPアドレス
特定非営利活動法人 インターネットスキル認定普及 協会	ウェブデザイン	160-0023	東京都新宿区西新宿7-16-1 第3歯染ビル2階	03-6304-0378	https://www.webdesign.gr.jp/
特定非営利活動法人 キャリアコンサルティング 協議会	キャリアコンサルティング	105-0021	東京都港区東新橋2-11-7 住友東新橋ビル5号館9階	03-5402-5588	https://www.career-kentei.org/
一般社団法人 日本ピアノ調律師協会	ピアノ調律	101-0021	東京都千代田区外神田2-18-21 楽器会館5階	03-3255-3897	https://www.jppta.org/kentei/
特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・ プランナーズ協会	ファイナンシャル・プランニング	105-0001	東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス5階	03-5403-9700	https://www.jafp.or.jp/exam/
一般社団法人 金融財政事情研究会	ファイナンシャル・プランニング 金融窓口サービス	160-8529	東京都新宿区荒木町2-3	03-3358-0771	https://www.kinzai.or.jp/ginou/
公益社団法人 日本眼鏡技術者協会	眼鏡作製	103-0026	東京都中央区日本橋兜町19-8 八重洲KHビル2階	03-6265-1821	https://www.megane-joa.jp/
一般財団法人 知的財産研究教育財団	知的財産管理	102-0094	東京都千代田区紀尾井町3番29号 NGA紀尾井町ビル101号	027-345-1028	https://www.kentei-info-ip-edu.org/
公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会	ブライダルコーディネーター	104-0028	東京都中央区八重洲2-10-12 国際興業第二ビル6階	03-6225-2611	https://www.bia.or.jp/kentei2019-3/
一般社団法人日本百貨店協会	接客販売	103-0027	東京都中央区日本橋2-1-10 柳屋ビル2階	03-3272-1666	https://www.hanbai-kentei.jp/
一般社団法人 全日本着付け技能センター	着付け	151-0053	東京都渋谷区代々木1-56-4 美容会館1階	03-3370-1740	https://www.kitsuke.or.jp/
一般社団法人日本宿泊産業 マネジメント技能協会	ホテル・マネジメント	163-1442	東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー 42階ホース・アジア・パシフィック内	090-8881-0892	https://www.hotel-management.or.jp/kentei/
一般社団法人 日本ホテル・レストラン サービス技能協会	レストランサービス	102-0072	東京都千代田区飯田橋3-3-11 飯田橋ばんらいビル6階	03-5226-6811	https://hrs.or.jp/restaurant/index.html
一般社団法人 日本フィットネス産業協会	フィットネスクラブ・マネジメント	101-0044	東京都千代田区鍛冶町2-2-3 第三櫻井ビル6階	03-5207-2456	https://fcm-test.jp/
公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	ビル設備管理 ビルクリーニング	116-0013	東京都荒川区西日暮里5-12-5 ビルメンテナンス会館5階	03-3805-7560	https://www.j-bma.or.jp/
一般社団法人 林業技能向上センター	林業	101-0044	東京都千代田区鍛冶町1-9-16 丸石第2ビル6階	03-4334-7377	https://ringyou-gino.org/
公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会	機械保全	101-0051	東京都千代田区神田神保町3-3 神保町SFⅢビル5階	03-6865-6083	https://www.kikaihozenshi.jp/
一般社団法人 日本シャッター・ドア協会	シャッター施工	102-0074	東京都千代田区九段南3-7-14 VORT九段7階	03-3288-1281	https://www.jsd-a.or.jp/
特定非営利活動法人 高度情報通信推進協議会	情報配線施工	167-0052	東京都杉並区南荻窪4-35-20 ゼネラルビル201	03-5346-5240	https://www.b2every1.org/
日本ウインドウ・フィルム工業会	ガラス用フィルム施工	150-0031	東京都渋谷区桜丘町29-35 ヴィラ桜丘302号	03-6416-3813	http://www.windowfilm.jp/skill/index.html
公益社団法人 調理技術技能センター	調理	103-0012	東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階	03-3667-1867	https://chouri-ggc.or.jp/cgghshiken/
公益社団法人 全国ハウスクリーニング協会	ハウスクリーニング	112-0004	東京都文京区後楽2-3-10 白王ビル8階	03-5802-7031	https://housecleaning-kyokai.org/examination/index.php

都道府県職業能力開発協会が実施する技能検定職種のお問い合わせ先（協会）

協会名	郵便番号	所在地	電話番号	ホームページアドレス
北海道職業能力開発協会	003-0005	札幌市白石区東札幌5条1-1-2 北海道立職業能力開発支援センター内	011-825-2386	https://www.h-syokunou.or.jp/
青森県職業能力開発協会	030-0122	青森市大字野尻字今田43-1 青森県立青森高等技術専門学校内	017-738-5561	https://www.a-noukaikyo.com/
岩手県職業能力開発協会	028-3615	紫波郡矢巾町大字南矢幅10-3-1 岩手県立産業技術短期大学校内	019-613-4620	https://www.noukai.com/
宮城県職業能力開発協会	981-0916	仙台市青葉区青葉町16-1	022-271-9917	https://mivada.jp/
秋田県職業能力開発協会	010-1601	秋田市向浜1-2-1 秋田県職業訓練センター内	018-862-3510	https://www.akita-shokunou.org/
山形県職業能力開発協会	990-2473	山形市松栄2-2-1 山形県立山形職業能力開発専門学校 3階	023-644-8562	https://www.y-kaihatu.jp/
福島県職業能力開発協会	960-8043	福島市中町8-2 福島県自治会館5階	024-525-8681	https://f-shokunou.or.jp
茨城県職業能力開発協会	310-0005	水戸市水府町864-4 茨城県職業人材育成センター内	029-221-8647	https://ibaraki-vada.com/
栃木県職業能力開発協会	320-0032	宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館 1階	028-643-7002	https://www.tochi-vada.or.jp/
群馬県職業能力開発協会	372-0801	伊勢崎市宮子町1211-1	0270-23-7761	https://www.gvada.jp/
埼玉県職業能力開発協会	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎5階	048-829-2802	https://www.saitama-vada.or.jp/
千葉県職業能力開発協会	261-0026	千葉市美浜区幕張西4-1-10	043-296-1150	https://chivada.or.jp/
東京都職業能力開発協会	102-8113	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階	03-6631-6052	https://www.tokyo-vada.or.jp/
神奈川県職業能力開発協会	231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ6階	045-319-4586	https://www.kan-nokaikyo.or.jp/
新潟県職業能力開発協会	950-0965	新潟市中央区新光町15-2 新潟県公社総合ビル4階	025-283-2155	https://www.nvada.com/
富山県職業能力開発協会	930-0094	富山市安住町7-18 安住町第一生命ビル2階	076-432-9887	https://www.toyama-noukai.or.jp/
石川県職業能力開発協会	920-0862	金沢市芳斉1-15-15 石川県職業能力開発プラザ3階	076-262-9020	https://ishivada.com/
福井県職業能力開発協会	910-0003	福井市松本3-16-10 福井県職員会館ビル4階	0776-27-6360	https://www.fukui-shokunou.jp/
山梨県職業能力開発協会	400-0055	甲府市大津町2130-2	055-243-4916	http://www.yavada.jp/
長野県職業能力開発協会	380-0836	長野市大字南長野南県町688-2 長野県婦人会館3階	026-234-9050	https://www.navada.or.jp/
岐阜県職業能力開発協会	509-0109	各務原市テクノプラザ1-18	058-322-3677	https://www.gifu-shokunou.or.jp/
静岡県職業能力開発協会	424-0881	静岡市清水区楠160	054-345-9377	https://www.shivada.com/
愛知県職業能力開発協会	451-0035	名古屋市中区浅間2-3-14 愛知県職業訓練会館内	052-524-2034	https://www.avada.or.jp/
三重県職業能力開発協会	514-0004	津市栄町1-954 三重県栄町庁舎4階	059-228-2732	http://www.mivada.or.jp/
滋賀県職業能力開発協会	520-0865	大津市南郷5-2-14	077-533-0850	https://shiga-nokaikyo.or.jp/
京都府職業能力開発協会	612-8416	京都市伏見区竹田流池町121-3 京都府立京都高等技術専門学校内2階	075-642-5075	https://www.kyo-noukai.com/
大阪府職業能力開発協会	550-0011	大阪市西区阿波座2-1-1 CAMCO西本町ビル6階	06-6534-7510	https://www.osaka-noukai.jp/
兵庫県職業能力開発協会	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-30 兵庫勤労福祉センター1階	078-371-2091	https://www.noukai-hyogo.jp/
奈良県職業能力開発協会	631-0824	奈良市西大寺南町8-33 奈良商工会議所会館3階	0742-52-4122	https://www.aaa.nara.nara.jp/
和歌山県職業能力開発協会	640-8272	和歌山市砂山南3-3-38 和歌山技能センター内	073-425-4555	https://w-syokunou.com/
鳥取県職業能力開発協会	680-0845	鳥取市富安2-159 久本ビル5階	0857-22-3494	http://www.hal.ne.jp/syokunou/
島根県職業能力開発協会	690-0048	松江市西嫁島1-4-5 SPビル2階	0852-23-1755	https://www.noukai-shimane.or.jp/
岡山県職業能力開発協会	700-0812	岡山市北区出石町1-2-11 イマージュ・シャトー2階	086-225-1547	http://www.okayama-syokunou.or.jp/
広島県職業能力開発協会	730-0052	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5階	082-245-4020	https://www.hirovada.or.jp/
山口県職業能力開発協会	753-0051	山口市旭通り2丁目9-19 山口建設ビル3階	083-922-8646	https://y-syokunou.com/
徳島県職業能力開発協会	770-8006	徳島市新浜町1-1-7	088-663-2316	https://www.tokunoukai.jp/
香川県職業能力開発協会	761-8031	高松市郷東町587-1 地域職業訓練センター内	087-882-2854	https://www.noukai-kagawa.or.jp/
愛媛県職業能力開発協会	791-8057	松山市大可賀2丁目1番28号 アイテムえひめ内	089-993-7301	https://www.ehime-noukai.or.jp/
高知県職業能力開発協会	781-5101	高知市布師田3992-4	088-846-2300	https://kovada.or.jp/
福岡県職業能力開発協会	813-0044	福岡市東区千早5-3-1 福岡人材開発センター2階	092-671-1238	https://www.fukuoka-noukai.or.jp/
佐賀県職業能力開発協会	840-0814	佐賀市成章町1-15	0952-24-6408	https://saga-noukai.com/
長崎県職業能力開発協会	851-2127	西彼杵郡長与町高田郷547-21	095-894-9971	https://www.nagasaki-noukai.or.jp/
熊本県職業能力開発協会	861-4108	熊本市南区幸田1-4-1 熊本県立高等技術専門学校内	096-285-5818	https://www.noukai.or.jp/
大分県職業能力開発協会	870-1141	大分市大字下宗方字古川1035-1 大分職業訓練センター内	097-542-3651	https://www.noukai-oita.com/
宮崎県職業能力開発協会	889-2155	宮崎市学園木花台西2-4-3	0985-58-1570	https://www.syokuno.or.jp/
鹿児島県職業能力開発協会	892-0836	鹿児島市錦江町9-14	099-226-3240	https://syokunou.or.jp/
沖縄県職業能力開発協会	900-0036	那覇市西3-14-1	098-862-4278	https://oki-vada.or.jp/

都道府県職業能力開発協会が実施する技能検定職種のお問い合わせ先（都道府県）

都道府県	郵便番号	所在地	電話番号	ホームページアドレス
北海道	060-8588	札幌市中央区北三条西6丁目	011-204-5357	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kentei.html
青森県	030-8570	青森市長島1-1-1	017-734-9415	https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/innovation/ginoukentei_04.html
岩手県	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5583	https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/koyouroudou/nouryokukaihatsu/1009458.html
宮城県	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2763	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanzin/minkan1.html
秋田県	010-8572	秋田市山王3-1-1	018-860-2301	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/14177
山形県	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2378	https://www.pref.yamagata.jp/sangyo/rodo/noryoku/ginoukentei2018/index.html
福島県	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7300	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021e/mono-041.html
茨城県	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-3656	https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/shokuno/shido/ginokentei/ginokentei-hp/h26index.html
栃木県	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3238	https://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/ginoukentei.html
群馬県	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-3414	https://www.pref.gunma.jp/page/10842.html
埼玉県	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-4602	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0811/kentei/index.html
千葉県	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2762	https://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/shikaku/ginoukentei/index.html
東京都	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5320-4717	https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/monodukuri/sikaku/kentei/index.html
神奈川県	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-5720	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/xa4/ginoukentei/ginoukentei.html
新潟県	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5263	https://www.pref.niigata.lg.jp/site/koyou/1199638878458.html
富山県	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-3260	https://www.pref.toyama.jp/1303/sangyou/roudou/nouryoku/kj00010442/index.html
石川県	920-8580	金沢市鞍月1-1 12階	076-225-1533	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/kentei/kentei_yosiki_dl.html
福井県	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0388	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/shokugyoukunren/ginoukentei.html
山梨県	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1567	https://www.pref.yamanashi.jp/san-jin/81_021.html
長野県	380-8570	長野市大字南長野幅下692-2	026-235-7202	https://www.pref.nagano.lg.jp/jinzai/sangyo/shiken/ginou/kente.html
岐阜県	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-8412	https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3274.html
静岡県	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2954	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1003256/1026697.html
愛知県	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6375	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinzai/0000089302.html
三重県	514-8570	津市広明町13	059-224-2461	https://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci400015845.htm
滋賀県	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-3755	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/311303.html
京都府	602-8570	京都市上京区下立売新町西入敷ノ内町	075-414-4871	https://www.pref.kyoto.jp/noryoku/1266305508362.html
大阪府	559-8555	大阪市住之江区南港北1-14-16大阪府咲洲庁舎 24階	06-6210-9529	https://www.pref.osaka.lg.jp/o110110/nokai/jinzai/01jinzai_ginou01.html
兵庫県	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3369	https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr06/ie11_000000046.html
奈良県	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8834	https://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=21343
和歌山県	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2800	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/kentei.html
鳥取県	680-8570	鳥取市東町1-220	0857-26-7222	https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99573
島根県	690-8501	松江市殿町1	0852-22-5304	https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employ/kunren/gino/ginou-kentei.html
岡山県	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7387	https://www.pref.okayama.jp/page/detail-25568.html
広島県	730-8511	広島市中区基町10-52	082-513-3431	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/wn500222.html
山口県	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-3234	
徳島県	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2352	https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/rodokankei/7245834/
香川県	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3367	https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/gino/ginou-kentei-seido.html
愛媛県	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2504	https://www.pref.ehime.jp/page/12424.html
高知県	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9766	https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025021700287/
福岡県	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3603	https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ginoukentei-toiawase.html
佐賀県	840-8570	佐賀市内1-1-59	0952-25-7310	https://www.pref.saga.lg.jp/list00059.html
長崎県	850-8570	長崎市尾上町3-1	095-895-2717	https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/koyosokushin-shokugyonoryokukaihatsu/ginoukentei/
熊本県	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2344	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/62/
大分県	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-3330	https://www.pref.oita.jp/soshiki/14320/
宮崎県	880-8501	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7107	https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shigoto/rodo/gino/index.html
鹿児島県	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-3019	https://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/rodo/noryoku/ginoukenntaiseido.html
沖縄県	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2366	https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/ability/1012138/1012139.html



詳しくは、技能検定制度ポータルサイト「技のとびら」をご覧ください。

技のとびら

検索



詳しくは、各都道府県のホームページをご覧ください。

〇〇県 技能検定

検索

熟練した技能者から 技能・技術を学んでみませんか？

厚生労働省ものづくりマイスターのご案内

中小企業・団体のご担当者様からのご依頼に基づき「ものづくりマイスター」が若手社員や経験の浅い社員などに対して以下のような実技指導を行っています。

ものづくりマイスターの派遣のために必要な費用は、事業の規定の範囲内で地域技能振興コーナー（厚生労働省）が負担します。

実技指導事例（中小企業）

会社概要

プラスチック製品の製造・販売を中心とした従業員10名未満の会社

ものづくりマイスターの利用のきっかけ



ポータルサイト「技のとびら」（厚生労働省の技能振興ウェブサイト）から、ものづくりマイスター制度に関心を持ち、窓口の技能振興コーナーへ問い合わせたことがきっかけで、ものづくりマイスターの実技指導につながりました。

当社は若手従業員が多くその育成が課題となっており、また、小規模な企業のため、一人で複数の工作機械を扱える多能工化が求められます。

コーナー担当の方に具体的に相談をしていくうちに、この制度が当社の課題解決に役立つのではと思いました。

実技指導内容



当社の実情に合わせた指導内容で、4か月間、20回のカリキュラムを組んでいただきました。その中でマシニングセンタ（プログラミング、加工、精度確認）、平面研削盤（加工条件の設定、六面研削加工）、型彫り放電加工機（機能と操作方法）、ワイヤーカット放電加工機（加工基準の設定）、グラインダー（砥石交換とバランス出し）など各種機械の取り扱い方法を実践的に指導していただきました。

指導を受けての感想（会社担当者）



熟練技能を持ち、かつ、指導者としても経験の長いマイスターから丁寧な指導を受けることができました。複数回の実技指導をお願いできるので、一人ひとりに合わせてじっくりと指導してもらえました。自社の機械特性に合わせた実践的な指導内容が実務に直結して、自社の作業効果と製品品質が向上しました。

ものづくりマイスターからの実技指導では、以下のようなことにも対応しています。

【基礎から学ぶ】

旋盤作業者が社内で一人しかいなかったため、見よう見まねで作業してきましたが、マイスターから基本に沿った実技指導をしてもらい多能工化の足掛かりとなりました。旋盤の基本を体系的に教えてもらい、図面の見方が分からない中で基本から指導を受けることができました。

これまで独学で学んできたが、あらためて基礎からものづくりマイスターに教えてもらいました。

【従業員の技能向上】

これまで十分な社員教育を実施しておらず、社内の作業基準等もなく業務を実施してきましたが、社員間で業務に対する意識や技術力に差が出ているため、社員全体のスキルを上げていくためにものづくりマイスターの指導を依頼しました。

先輩による加工の仕方や教え方等の違い、また、自己流で技能を身に付けるとその技能が偏ってしまう可能性があるため、ものづくりマイスターに正しく統一された技能について教えてもらいました。

【指導者不足】

ベテラン技術者が退職したため、社内での教育体系を構築するためにマイスターによる指導を依頼しました。

技能が体系的に整理されている技能検定の実技課題を使った社内の教育体系を整理し、それを教える社員を育成するために、マイスターによる指導を依頼し指導を受けました。

ものづくりマイスター実技指導のご相談、お申込みは

お近くの「地域技能振興コーナー」へ



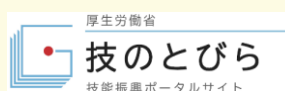
～ ご相談内容にあったものづくりマイスター派遣をコーディネートします ～

ものづくりマイスターの派遣の窓口である、全国47都道府県にある「地域技能振興コーナー」ではお話を伺い、効果的な派遣指導が実施できるよう調整します。

※ご相談で伺った情報、また、実技指導で知り得た企業の機密情報や個人情報について、地域技能振興コーナー及びものづくりマイスターは守秘義務を遵守します。

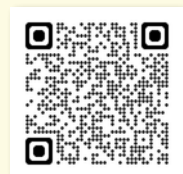
ものづくりマイスター制度は平成25年度に始まり、令和6年度には全国で延べ168,729人日の実技指導をおこなっております。

ものづくりマイスターの実技指導例は、
ポータルサイト「技のとびら」でご紹介しています。



<https://waza.mhlw.go.jp/meister/>

ものづくりマイスター等活用事例



【お問合せ先】

〒753-0051 山口市旭通り二丁目9-19 山口建設ビル3階
山口県職業能力開発協会 地域技能振興コーナー（担当）阿部、渡邊
TEL：083-922-8646 FAX：083-922-9761
E-mail：y-jakunen@y-syokunou.or.jp